決　算　審　査　特　別　委　員　会　会　議　録

１　開会年月日

令和８年１０月１６日（金）

２　開会場所

委員会室

３　出席委員（１８名）

委員長	田　中　香　澄
副委員長	山　本　一　仁
理　事	ほかり　吉　紀
理　事	高　山　かずひろ
理　事	豪　　一
理　事	沢　田　けいじ
理　事	小　林　れい子
理　事	金　子　てるよし
理　事	白　石　英　行
理　事	松　丸　昌　史
委　員	のぐち　けんたろう
委　員	松　平　雄一郎
委　員	石　沢　のりゆき
委　員	千　田　恵美子
委　員	山　田　ひろこ
委　員	田　中　としかね
委　員	上　田　ゆきこ
委　員	海　津　敦　子

４　欠席委員

な　　し

５　委員外議員

議　長	市　村　やすとし
副議長	高　山　泰　三

６　出席説明員

成　澤　廣　修	区　長
加　藤　裕　一	副区長
新　名　幸　男	副区長
丹　羽　恵玲奈	教育長
鈴　木　裕　佳	企画政策部長
竹　田　弘　一	総務部長
榎　戸　　研	防災危機管理室長
髙　橋　征　博	区民部長
長　塚　隆　史	アカデミー推進部長
矢　島　孝　幸	福祉部長兼福祉事務所長
瀬　尾　かおり	地域包括ケア推進担当部長
多　田　栄一郎	こども未来部長
栗　山　　仁	児童相談所長（児童相談担当部長）
阿　部　敦　子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜　沼　秀　之	都市計画部長
小　野　光　幸	土木部長
細　矢　剛　史	資源環境部長
松　永　直　樹	施設管理部長
宇　民　　清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉　田　雄　大	教育推進部長
渡　邊　　了	監査事務局長
川　﨑　慎一郎	企画課長
宮　間　恵梨果	政策研究担当課長
菊　池　日　彦	用地・施設マネジメント担当課長
猪　岡　君　彦	財政課長
横　山　尚　人	広報戦略課長
畑　中　貴　史	総務課長
進　　憲　司	福祉政策課長
鈴　木　仁　美	高齢福祉課長

間　仲　俊　介	地域包括ケア推進担当課長
永　尾　真　一	障害福祉課長
坂　田　賢　司	生活福祉課長
佐々木　健　至	介護保険課長
小　山　直　秀	事業者支援担当課長
後　藤　容　子	国保年金課長兼高齢者医療担当課長
鈴　木　大　助	こども若者政策課長
日比谷　光　輝	こども若者支援課長
野苅家　貴　之	幼児保育課長
内　山　真　宏	こども施設担当課長
石　樵　さゆり	こども家庭支援センター所長
佐　藤　武　大	児童相談所副所長（児童相談課長）
中　島　一　浩	生活衛生課長
増　田　密佳子	健康推進課長
小　島　絵　里	予防対策課長
野　上　達　子	保健対策担当課長
佐　藤　祐　司	保健サービスセンター所長
大　塚　仁　雄	児童課長
木　内　恵　美	教育センター所長

７　事務局職員

事務局長	佐久間　康　一
議事調査主査	杉　山　大　樹
議事調査主査	菅　波　節　子
議事調査担当	眞　鍋　由起子

８　本日の付議事件

(1)　報告第１号「令和７年度文京区一般会計歳入歳出決算」

ア　一般会計歳出

・５款「民生費」～６款「衛生費」

午前　　９時５７分　開会

○田中（香）委員長　時間前ですが、始めたいと思います。

おはようございます。

それでは、決算審査特別委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、委員は全員出席です。

理事者は、関係理事者に御出席いただいております。

なお、民生費の児童福祉費で出席予定だった新納児童相談援助担当課長は、児童相談所における相談対応業務及び一時保護施設運営業務等の現場対応のため欠席です。

○田中（香）委員長　次に、理事会の開催について協議いたします。

本日、午後３時の休憩時に、各委員の審査時間の再配分について協議するため、理事会を開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○田中（香）委員長　それでは、午後３時から理事会室で理事会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

○田中（香）委員長　それでは、決算審査に入ります。

本日は、一般会計歳出の５款民生費１項社会福祉費から３項心身障害者福祉費です。

主要施策の成果182ページから201ページまでの部分です。

それでは、小林委員の質問から始めます。

小林委員。

○小林委員　おはようございます。

ここの部分で、２つの質問がございます。

まず、189ページ、14番、すまいる住宅についてなんですけれども、令和７年度の居住支援協議会の中で、すまいる住宅を活用される人たちについて、収入基準は６割が生活保護ぎりぎり、文京区で探すにしても５万3,700円、正直、文京区で５万3,700円でしか探せない人たちが６割となると、ほぼほぼ難しい。相談を受けたときに、結果、文京区を出てしまう方が一定数いるとの発言がありました。

すまいる住宅の生保利用の方は、40件程度と伺っていますが、住宅扶助費５万3,700円では足りず、管理費6,300円を生活扶助費から上乗せすることで、６万円に家賃調整している実態は依然としてありますので、家賃の高騰及び物価高騰の折、住宅扶助費は早急に増額す

べきだということは、ここでも引き続き主張させていただきます。

そして、我が家の事例なんですけれども、築50年、旧耐震の雨漏りをする木造老朽化アパートを経営していましたが、建て替えが近いため、礼金、敷金を取らず、本来６万円のところ５万円の家賃で運営していたので、いざ立ち退きしていただく場合に、大家には次の家を見つけてあげて、引っ越し完了まで面倒を見るという役割が課せられるため、とても大変でした。

都営住宅は、宝くじのように倍率が高過ぎて当選しません。国民年金の方は住宅扶助費もありませんから、３万円台の低家賃で入居できるシルバーピアに入ってもらいたかったんですけれども、年に１回のエントリーのチャンスで、80代でも全く順番が回ってきません。こちらも年単位でのんびり待てる人じゃないと無理です。

また、高齢者施設に入ることをワーカーさんに進められた方については、栃木県や神奈川県などしか選択肢がなく、文京区に住み続けたいという御高齢の方につらい思いをさせました。

今と同じ５万円台の家を探せと言われても、全く見つからず、結局、全員の立ち退きが完了するまで２年以上かかりました。大家には、借り主さんが亡くなったときだけではなく、立ち退きの際にもリスクが高く、こうした住宅確保と居住支援サポートが現状託されてしまっているということをぜひ区のほうにも知っていただきたいと思います。

今年度から、大家さんへの２万円補助が始まり、119件の利用だと伺っておりますが、生活保護ぎりぎりの方たちにとっては、貸し渋り対策にはなっても、家賃補助にはならず、文京区に住めなくなる方も一定数おられます。

これからは、独居高齢者も増えると言われており、国民年金や非正規雇用で収入が低い中高年シングル女性の住まいの問題も増えてまいります。文京区に住み続けるための家賃補助が必要だと考えます。区のお考えはいかがでしょうか。

○田中（香）委員長　進福祉政策課長。

○進福祉政策課長　家賃補助につきましては、これまで従来どおり御答弁申し上げておりますとおり、やはり対象者の規模もそうですけれども、継続的な財政負担、そういったところが一番大きいかなと。それから、公平性の観点、そういったところ、様々な課題があると考えております。

すまいるプロジェクトに関しましては、御承知のとおり、免責基準の緩和とか耐震要件、それから実際にこのすまいる住宅を御紹介していただいている区内25店舗の不動産屋さん、

そういった方々の御協力を得て、今、実際には大体入居者数115世帯ぐらいが入っているんですけど、うち３割が生活保護を利用している方が入居しているだろうという状況から見ますと、引き続きこのすまいるプロジェクトを推進して、たくさんの登録住宅を増やし、様々な方に活用していただくのが、やはり今のこの市場における供給の賃貸住宅の状況を考えると、効率的で効果的なのかなと考えているところです。

○田中（香）委員長　小林委員。

○小林委員　分かりました。でも、先ほど申し上げたとおり、大家の側から見ても、課題がまだ残っているところですし、そんなたくさんの方々に家賃補助を提供してくださいといったら、それは大変なことになると思うんですけれども、文京区に住み続けられない基準の方とか、国民年金の方とか、そうしたぎりぎりの生活をしている方で、生活保護費で救われるのか、はたまた、国民年金の場合だったら、シルバーピアとかに住むぐらいしか本当に手だてがないと私は実感しておりますので、そこのところは今後も、どこまで家賃補助を出すかということも含めて検討して、それはもちろん若い人たちが住み続けられない、子どもが増えたら家賃、文京区は家賃がとても高いので、住み続けられないから、どこかへ引っ越しされていくという現状もありますけれども、今、特に私が実感しているのは、高齢者の方とか中高年シングル女性の方たちの今後を心配しております。

国のほうも、住宅セーフティネット制度として、住宅確保だけではなく、居住サポートを両輪で進めていく方針を出しております。しかし、やっぱり文京区の現状を見ますと、住宅確保の課題がまず解決していないと思っております。だからこそ、住まいは人権という立場で、まず住宅確保から確実にしていくべきだと考えます。昨年も申し上げておりますけれども、生活保護の住宅扶助費の増額及びシルバーピアや区営住宅の造設、もしくは家賃補助、また、今、増えていると言われている空家の活用等の検討をお願いして、この質問を終わります。

続きまして、193ページ、高齢者施設に関して、質問をさせていただきます。

多床室のある特養の存続を求めて伺います。

文京区では、特養が足りておりません。文京区を離れて暮らさなければならない住所地特例の方も多く、個室ユニットはお金がないと入れないので、多床室のある特養は何としても死守していただきたいですし、むしろ増やしていただきたいと思っております。

しかし、建物の改修費等を出さなくてもいい旧区立特養で、事業譲渡に至って経営者がころころ替わる事態になっており、多床室のある特養を区がこれからどうやって存続させてい

くのか非常に心配しております。

多床室のある特養の今後について、区はどう考えているのか。また、区立に戻す必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　小山事業者支援担当課長。

○小山事業者支援担当課長　多床室につきましてですが、多床室のほうは、国ですとか都のほうでも原則ユニット型というところで推進をされているところでございまして、区のほうでは、多床室につきましては、新規に増やすというところは考えてございませんが、様々な理由から多床室を必要とする方がいらっしゃるということは、区としても認識をしておりますので、旧特別養護老人ホーム等において、多床室の維持に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、特別養護老人ホーム、旧区立を区立に戻すということにつきましては、こちらの旧区立の土地建物の無償貸与ですとか運営費助成というところを行っておりますので、区立に戻すということは考えておりません。

○田中（香）委員長　小林委員。

○小林委員　昨今見られるとおり、介護業界全体の経営状態は厳しくなっており、事業継続のために事業譲渡を認めざるを得ないというところまで来ております。白山四丁目の国有地の高齢者施設には、高知県の事業者が初の圏外の事業として文京区に進出してこられます。説明会のときには、住民の方から、人員不足の際などには高知から職員さんが駆けつけるんですかなどの心配の声も上がっておりました。

特養をはじめとする高齢者施設が安定的に経営できるよう、区としてもさらなる関与をお願いするとともに、将来的には区立に戻すことも視野に入れながら、介護事業を進めていただきたいと要望いたします。

以上です。

○田中（香）委員長　続きまして、松丸委員。

○松丸委員　おはようございます。

私のほうからは、191ページの９番目のひとり暮らし高齢者等緊急連絡カードの設置ということで、特に身寄りのない高齢者支援ということでちょっとお話をさせていただき……。

これ今、非常に社会的にも物すごく光を当てて、しっかりと身寄りのない高齢者支援というのをやっていこうということで、この６月に社会福祉事業を新設する社会福祉法などが改正になりまして、新たな事業の内容というのは、本人が希望すれば、日常生活の見守りや金

銭管理、それから病院や施設入所の手続、さらには死後の葬儀、行政への届けなどのサービスを一定の利用料で受けられるもので、各都道府県の社会福祉協議会、社協に取組を義務付けると、こういうふうに新たな、法律的には加わったんですけれども、そういった中で、特に身寄りのない高齢者の人たちのこういう支援ということで、今、社協がかなり中心となってやっているんですけれども、ただ、一定程度、この社協の役割というのは非常に大事だということは我々もよく認識しているんですけれども、ただ、もう一歩、今回の法律の改正でもあるように、死後の葬儀だとかいろんなそういう部分になってくると、どうしてもやっぱり民間の力をもう少し拡充してやっていかないと、なかなかやっぱり限界があるのかなと。

特に、民間サービスも、逆に言えば、今度、高齢者の判断能力というのもいろいろとあって、そこにまたつけ込んで悪質なそういう事業なんかもあったりと、一方ではそういう負のほうの部分もあるんですけれども、そういった中で、練馬区が、これは全国初なんですけれども、社協と民間との連携協定というのを結んで、特に練馬区さんがやっているのは、社協との連携協定を取っているのが、いわゆる一般社団法人の全国高齢者支援団体連絡会とか、あとは、同じく全国高齢者終身サポート事業者協会というのかな、こういった、むしろ逆に、きちっとした公的なところといわゆる社協が組んで、連携協定を結んで、それでこういう支援事業を行っていくというふうに、利用する側も非常に安心感じゃないんですけれども、あると思うんですね。

片や、また、これ地方なんかにいくと、鳥取県なんかというのは、ＮＰＯに委託をして、原則無料でやってみたりとか、いろんな各自治体、工夫しながら、社協との連携を強化しながら、事業の拡充をやっていくということがあるんです。

文京区としても、今、一生懸命社協が中心となって、いろんな高齢者支援も含めて、いろんな事業をやっておりますけれども、今後、この練馬区さんじゃないですけれども、きちっとした、安心な公的なこういったところとの連携を強化して、より一層、高齢者、身寄りのない高齢者へのサービスを提供していくということは大事だと思うんですけれども、その辺、高齢者福祉課として、今後の文京区としての方向性というのはどう考えていらっしゃるのか。その辺、ちょっとお聞きしたい。

○田中（香）委員長　進福祉政策課長。

○進福祉政策課長　委員おっしゃるとおり、今、国のほうでは、民間事業者に対する様々な取組が進んでおりまして、例えば令和６年に高齢者等終身サポート事業のガイドラインがまず出され、昨年は、全国規模の事業者団体が設立されております。結果、その事業の適正化に

向けた動きが進んでいるんですけれども、そこに今回の社会福祉法の改正によって、身寄りのない高齢者に対する日常生活支援とか入院の手続とか死後事務、こういったところを行う事業者は、第２種社会福祉事業というところに位置づけられまして、届出制となることとなっております。

これによって、事業の透明性とか一定のサービスの質の向上が確保され、区としましても、こういった状況を見ながら、社会福祉協議会とちょっと協議をしながら、普及啓発とか、あと相談体制、そういったところを整えていきたいと考えているところです。

○田中（香）委員長　鈴木高齢福祉課長。

○鈴木高齢福祉課長　今、松丸委員から、緊急連絡カードのお話が先にありましたけれども、もともと緊急連絡カードというのは、ひとり暮らし等の高齢者宅等で、住所とか氏名を緊急連絡先、かかりつけ病院などを記載したカードを設置し、緊急事態に適切に対応するものでございます。

死後事務というところがこれから強化されることになりますけれども、改めてこちらの緊急連絡カードのすみ分けですとか、整理しながら、何がニーズとしてあるのかというところも捉えて、社協と連携しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○田中（香）委員長　松丸委員。

○松丸委員　分かりました。僕、項目は緊急連絡カードなんだけど、緊急連絡カードの質問じゃなかったんだけれども、要は、全般的に身寄りのない高齢者、国がこういう一つの法律が改正になってね、だから一歩、かなり踏み込んで、サービスが提供できると、そういう意味では、より一層、社協との連携をきちっと取って、安心してそういうものが利用できる、そういうサービスをやっぱりそこはよく社協と連携を取って、取り組んでいっていただきたいかなという、これは要望としてお願いをしたいと思います。

それから、次の質問が、197ページの医療的ケア児のところから、18番目からですね、これは総括質問でもさせていただいて、特に我々もいろんな予算要望等でも述べさせていただいたように、医療的ケア児に対するレスパイト事業ということで、特に保護者の支援というんですかね、これはかなり拡充を、時間的にもそうですけど、令和７年度のあれは相当時間的にも増えてきたということがあるんですけれども、今のこの辺の状況、保護者の方たちのそういう声も含めて、その辺はどういうふうに捉えられているのかということをちょっとお願いしたいと。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　医療的ケア児在宅レスパイト事業につきましては、今、委員のほうからお話がありましたように、令和６年度までは年間144時間が上限だったところを、令和７年度は倍の288時間に上限を拡充しております。

また、近年、都立の特別支援学校のほうで、医療的ケアの手技の取得を理由に、一定期間、保護者の付添いを求められる事例や、曜日によって看護師が配置できないがために、保護者の方の付添いが求められるようなケースが出てきております。そうした中で、保護者の皆様のほうから、学校でも医療的ケア児在宅レスパイト事業のほうが使いたいというような御意見をいただいたものですので、令和７年度の途中から、こうした一定の要件の下に学校にも派遣をできるようにしております。実際、お２人の方が合計49.5時間学校で利用しているところでございますので、引き続き、こうした保護者の方の負担軽減ということで、区としても施策を進めていきたいと考えております。

○田中（香）委員長　松丸委員。

○松丸委員　分かりました。非常にそういう意味では、需要というか、要望というのは非常に高いので、特に今回、時間が増えたということもあって、またいろんな細かいところまで配慮し、ということが非常に大事だと思うんですよね。

一方で、医療的ケア児の介護をする支援助成ということで、豊島区さんなんかは、１人当たり上限５万円まで支給をする、こういう助成制度なんかも新設をされてやっているということもあるので、より一層、これからそういう意味での医療的ケア児の方に対する支援を展開していっていただきたいというふうに思います。

それから次に、20番の医療的ケア児支援ルーム事業ということで、これは元町ウェルネスパークの中に新たにできたんですね。元町ウェルネスパークというと、海津委員とか金子委員ががんがんこの委員会の中で言うから、頭の中にこびりついて、何か非常に悪いイメージだけがこびりついちゃっているか分からないけれども、そうじゃなくて、今回、元町の中でこういう事業が展開できたというのは、非常にすばらしいことだと思うんですけれども、ただ一方、今、これ順天堂さんがいろいろとサポートしていただいているんですけれども、ただ、利用者の方からの要望というのは、なかなか、ちょっとその辺、マッチングしない部分も、やっぱりちょっと見受けられるというか、そういう声もお聞きをしている部分もあるので、僕は、必ずしもそこは、順天堂さんというだけに限らず、もう少しいろんな視野を広げて、そういう選択もやっぱりしていかなきゃいけないんじゃないかなと。ある意味では、利用者の側に立ったニーズにきちっと合う支援ができる、そういう医療機関も含めた、そうい

うところとの取組というのが大事になってくるのかというのがあるので、その辺も、区としてもよく利用者の声をしっかり聞いて、ここは僕は取り組んでいっていただきたいかなというふうに思うんですが、その辺はどういうふうに……。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　医療的ケア児支援ルーム事業につきましては、今、委員のほうからお話がありましたように、保護者の方から様々御意見をいただいているところでございます。具体的には、人工呼吸器と腹膜透析の医療的ケアが必要なお子さんも受け入れてほしい、小学校３年生までの対象年齢を拡大してほしいという切実な御意見をいただいているところでございます。

こちらの事業の拡充につきましては、区としても同じ考え方を持っておりますので、従前から委託事業者のほうには、こうした御意見のほうを伝えていきながら、区とともに、事業の改善のほうを進めていきましょうということをお伝えしているところでございます。本事業につきましては、プロポーザルで事業者のほうから地域貢献の事業として提案された事業でございますので、こうした課題のほうを解決できるように、まずは現行の事業者のほうと改善の取組を進めていきたいと考えております。

（「関連」と言う人あり）

○田中（香）委員長　関連。海津委員。

○海津委員　今のレスパイトなんですけど、順天堂のほうで、決算なのですごく大事なこととして、これの委託料が4,000万だったと思うんですけれども、この4,000万に本当に見合っているかどうかということの検証というのは、しっかりと行われているんでしょうか。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　こちらの委託事業のほうは、決算額としましては、令和７年度は3,056万という形でございます。もともと委託事業の内訳としまして、看護師と保育士のほうの人件費と送迎の委託費のほうで、委託料のうちの約97％から８％ということで、必要な体制整備をするということにおいては、適切な予算である、あるいは決算であるというふうに認識はしております。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　ただ、ほかのところの自治体等もちゃんと検証してほしいんですね。平日の10時から５時までというのが本当に適切なのかということ。ほかの自治体ですと、もっと18歳ぐらいまでやっているわけですけれども、それで人数的にも多い、それから朝の９時ぐらいか

ら夜の８時、９時までやっている。ほかの自治体でできて、文京区の、それこそ地域貢献をうたっているんだとすれば、地域貢献じゃなくても、事業としてきちっと成り立つ、その3,056万の中身にしても、人件費が本当にたった２名ですから、それだけに見合うものなのかどうかということもしっかりと含めて検証をお願いして、終りにいたします。

○田中（香）委員長　戻します。松丸委員。

○松丸委員　私のほうから、次に、199ページにある障害福祉サービス費も含めた、移動支援のですね、一連の、次の201ページまで出てくるのかな、移動支援の部分で出てくるんですけれども、いわゆる利用人数、例えば障害福祉サービス費もそうですけれども、延べ人数なんか見ると、１万4,442人、令和６年度は１万3,665人で、その下の移動支援に含めると、これは昨年は3,452人で、今回は4,605人ですか、さらに201ページの５番の障害児通所支援事業費の延べ人数なんか見ると、令和７年度は7,404人なのが、一昨年の令和６年度は6,732人と。この数字だけを見ていくと、金額的にはもうそうなんですけれども、数字だけを見ていくと、かなりの大勢の方が利用されているというような数が捉えられると思うんですけれども、これは今後、やっぱりこの需要というか、そういう意味では、この事業自体が物すごく利用率が高いということから含めると、これ来年度、令和９年度予算ですか、という部分においても、さらに将来的にはこの部分はもっともっと膨らんでいく可能性は十分にあるのかなというふうに思うので、やっぱりこれは来年度予算に向けての、財政課もきちっと……今日、財政課長は来てないんだけれども……。

○田中（香）委員長　財政課長います。

○松丸委員　いやいや……。しっかりとやっぱりここは、予算はがっちりつけていただくような要望もしっかりしていかなきゃいけないだろうし、やっぱりそれだけ利用者の方が多いということは、そのニーズに応えていかなきゃいけないというふうなので、この辺は、来年度予算編成に当たっては、しっかりと取り組んでいっていただきたいかなというふうに思います。

先ほどの身寄りのない高齢者もそうですし、こういった障害者の支援もそうですけれども、今、国が、いわゆる強い経済とか豊かな日本というね、高市さんが掲げてやっていますけれども、むしろ逆に、そういうこと大事なんだけれども、やっぱりこういったなかなか光の当たらない、そういったところに初めてきちっと光が当たって、こういう人たちが本当に満足して、本当に文京区でこういう利用してよかったと、こう言えるような、社会をつくっていかなきゃいけない。これは我々もそうだし、自治体とも連携をしながら、しっかりと取り組

んでいきたいと思うので、今後もしっかりとこういうきめ細かな事業展開をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○田中（香）委員長　続きまして、山田委員。

○山田委員　おはようございます。よろしくお願いします。

私のほうからは、185ページの介護人材確保のところで、特に外国人の介護人材のこと、それからあと、191ページの４番のところでミドル・シニアの社会参加、201ページでは心身障害者の施設での事業運営費というところで、質問させていただきます。

まず、外国人の介護人材ということで、10月21日に文京区が講演して、文京区と地域連携の包括協定を結んでいる和敬塾さんをお借りして、外国人介護人材の育成定着のための介護イノベーションセミナー、これが次世代創造協働組合さんによって計画をされています。

私もこれに参加してこようと思うんですけれども、そのセミナーに、この案内のチラシ、ちょっと今日忘れて、コピーなんですけれども、こんなことが書かれているんですが、2040年には57万人もの介護人材が不足すると予測される中、現場の鍵を握るのは、外国人介護人材の存在です。しかし、現場では、日本語の壁やキャリアパス、制度の周知不足により、志半ばで離職してしまうケースが後を絶たない。特定技能として働く５年間を単なる労働で終わらせるのか。介護福祉士を取得するコア人材へと成長させるのか。というところですね。それをこの講演の中で、外国人人材が日本で長く安心して働き続けられる環境づくり、それから、施設経営の不安を解消するための具体策と育成マネジメントの手法をこの講演会で公開していきますという内容です。

非常にいい内容だなというふうに思っているんですが、というところで、文京区のほうに目を向けたいんですけれども、こういった、今も言われていますけれども、介護現場において人材不足が課題となっている中で、区では、その人材が働きやすい環境になっているのか、現在、区が行っている支援策は、現場のニーズに応えられているのかを聞いていきたいと思います。

まず、お聞きしたいのが、区内の介護事業所というのが幾つあるのか。これ分かる数字だけで大丈夫です。その中で、外国人介護人材がおられる事業所はどのぐらいあるのか。そしてまた、どの程度の人数がいるのかというところです。そしてさらに、区は、その就労状況や受入れの実態をどのように把握しているのかというところをまずお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○田中（香）委員長　小山事業者支援担当課長。

○小山事業者支援担当課長　まず、文京区内の介護の事業所数というところでございますが、令和８年３月末時点の事業所数は222事業所でございます。また、外国人の介護人材がいる事業所とその人数についてですが、こちらについては、区への届出の義務等がないため、正確な数は把握してはございませんが、区の様々な会議体等で接する機会がありまして、お話を伺いますと、先日もちょっと会議体で聞いたんですけれども、約半数以上の事業所が外国人職員を採用しているというふうに伺いました。

また、１つの事業所では、１人だけではなく複数人、事業所で雇用しているというところもあるというふうに伺っております。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　分かりました。ありがとうございます。そこそこにやはり増えているなと。そして、やはり貴重な人材であるということは間違いないなというところですよね。

では、そうしたら、支援についてお聞きしていきたいんですけれども、実際もう既に区では、ＥＰＡ介護福祉士候補者の受入れ事業補助というのをやっていると思います。これはどちらかというと、採用に当たっての補助金メニュー……はい、見させていただきましたが、なんですけれども、これはこれとして、現場で直面する様々な課題に目を向けていく必要はありますよね、実際には。そういったところでの支援策ということなんですが、例えば外国人の介護人材が現場で働く上でのコミュニケーション、例えば日常会話だけでなくて、利用者の体調変化や心身の状態を理解し、職員間で正確に情報を共有するためのコミュニケーション能力というのが重要になってくるわけですが、その介護現場では、専門用語や独特の言い回しも多いと思います。それから、日本語の理解が十分でない場合は、本人の負担だけでなくて、やはり介護サービスの低下、質、それにつながっていくのではないかということも考えられると思うんですね。

で、こうしたコミュニケーション上の課題については、どう認識しているのか。それと、これらの課題に対しても、区も支援を行うべきというふうに思うんですが、区の認識を伺いたいと思います。

それと、続けて聞いちゃいますね。外国人介護人材にまた長く活躍していただくためには、介護福祉士の資格取得や、その後のキャリア形成を見据えた、本人への支援ですね、そういったことも重要だと思います。勤めている事業所にそのようなキャリア形成の仕組みがなかったりすると、将来に希望も持ちにくくなり、このような状況は、外国人介護人材の定着に

も影響する可能性があるというふうに思うわけです。

また、外国人介護人材本人が、資格取得に向けた支援制度や在留資格に応じたキャリア形成の道筋を十分に把握できていない場合もあるというふうに思うんですね。

で、区のほうでは、こうした制度の周知とか、資格取得に向けた学習支援の実態をどう把握しているのか。それとあと、国や東京都の支援制度について、区内の介護事業所や外国人介護人材に情報を届ける取組があるのか。それから、進めるおつもりはあるのか。その辺も教えてください。

○田中（香）委員長　小山事業者支援担当課長。

○小山事業者支援担当課長　まず、介護現場における外国人職員とのコミュニケーションに関する御質問でございますけれども、介護現場において外国人職員とのコミュニケーションの課題につきましては、区としても認識をしております。例えばその状況ですけれども、規模の大きい法人ですとか、外国人職員も多く採用しておりまして、研修ですとかＯＪＴ等しっかり行っているという法人もございますが、文京区内、小さい事業所も多くございまして、例えばそういった事業所ですと、外国人職員が１人しかいない場合などがあります。そういった場合にどのように日本語を教えたらよいかですとか、またあと、先ほど委員御指摘もありましたが、介護現場で使う専門用語というのも多く使われておりますので、そういったあたりもどういうふうに教えていったらいいかというような課題があるということは、現場の職員の方々から様々お話を伺っております。

これらの課題に対して、支援というところですけれども、区としても課題は認識しておりますので、今後、対応については検討をしてまいりたいというふうに考えております。

また、制度の周知ですとか資格取得に向けた支援というところについての御質問ですが、こちら日本人と外国人両方を含めてということになりますけれども、区では、介護職員初任者研修といったことを始めまして、資格取得に関する各種補助金について支援を行っております。

このような区の施策ですとか、あとは、国や都の制度というお話もございましたが、こちらも含めてですけれども、区内介護事業者向けに情報を発信する区の専用のホームページというところがありまして、そこで発信をしているということや、また、介護サービス事業者連絡会などの区の様々な会議体を通じて、周知を行っております。

区の補助金等は、外国人の職員の方々にも多く御利用いただいておりまして、各事業所において、こういった情報を外国人本人の方々にも届けていただいているものと認識しており

ます。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　高齢者も増えていく中で、やはり介護の場というのが、これからは大変貴重な場所というか、そういったところにしっかり担当課のほうでも、しっかりやっぱり現場にも脚を運ぶようにして、ヒアリングを行っていただきたいというふうに思います。

で、まとめます。外国人のやはりこういったのは、今、質問をずっとしてきましたけれども、介護人材というのがやはり、先ほどから言っているように、重要な担い手の一つなんですね。で、日本語の習得やコミュニケーションの支援は、本人の能力を十分に発揮していただくためでなく、利用者の安心と安全、介護サービスの質の向上にもつながります。また、キャリア支援や資格取得のための支援も、文京区として、外国人介護人材を単なる人手不足の補充としてでなくて、将来にわたって介護を支える専門人材として育成していく視点はやはり必要だと思います。

で、国や東京都の支援策、先ほどお話ししていただきましたが、それも活用しながら、外国人の介護人材が安心して働いて、長く活躍できる環境づくりをぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

（「関連」と言う人あり）

○田中（香）委員長　では、関連、豪一委員。

○豪一委員　今、山田委員が、せっかく外国人の介護職の労働者の話をしていただいたので、大体、例えば東南アジア系の方が今、多いですけど、日本語をまず勉強するのに日本語学校に入ろうとすると、高卒ぐらいの資格で日本に渡航できるんですけれども、約80万円ぐらい、日本語学校で基礎をつくると。Ｎ３レベルぐらいまで、日本語検定すると。その後、文京区内にもあるような専門学校に２年間通うと、おおむね介護の資格が取れると思います。それに200万円。いろいろ生活費も含めると、四、五百万かかるわけですよね。そういうお金、大体、アジア系の方、なかなか持っている方がいないという現状をやっぱり分かっておかないといけないのと、東南アジアでも、英語圏と英語圏でない国があって、今、英語圏の国は物価が高いですから、コミュニケーションも取りやすい英語を使って、すぐカナダやオーストラリア、シンガポールやアメリカなどへ行って、四、五十万の稼ぎがあるわけですよ。

その中で、これは文京区政に言う話じゃなくて、国、厚労省とかと、国で、自民党の中で、どんどんもんでいかないといけない話だと思うんですけど、初任給が日本の場合は大体25万弱、東京都内文京区なんかでひとり暮らしをすると、生活費で半分以上消えていくわけです

よね。そういった中で、海外から出稼ぎに来ているということは、祖国に送金もしないといけないですよね。そういうことを考えると、日本が今、有利な職場かということをしっかりと我々議員も行政も、もちろん雇用する事業者も考えて、もっと国をしっかりと支えていかないといけないということが大事だと思います。

たまたま昨日届けていただいた、高齢協のこの対談の話、福祉からいただいています。これも読んだんですけれども、まさに今の介護の人材確保ですね、やっぱり金銭的に不足している。これはもう高齢協としても動かしていかないといけないという課題があります。課題が山積しているというのは、みんなで共有しないといけないということだということと、やっぱり日本より、例えば経済環境ですね、例えばＧＰＴだとかを考えても、かなり脆弱な東南アジアの国から出稼ぎをする、そういう人材を集めたいというところでも、日本という市場、マーケットというのは、そんなに魅力的なマーケットということは今はないということを感じましたので、ちょっと関連でお話しさせていただきました。後ほど、その関連で、私の番が来ましたら、障害者もそうですけれども、国から出ている助成金についてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○田中（香）委員長　後でいいんですか。

○豪一委員　はい。

○田中（香）委員長　では、山田委員。

○山田委員　次に、191ページの一番上のミドル・シニア社会参加推進事業のところで、お聞きしたいと思います。

文京区も大変元気な高齢者の皆さん、多くいらっしゃいます。元気で本当に何よりです。そういった方々に、これまで培ってきた経験や能力を生かして、地域の中で活躍できる機会を広げていくということは、本人の生きがいづくり、それから健康維持の観点からも重要だというふうに考えています。

区では、シルバー人材センターを通じて、高齢者の就業や社会参加を支援しています。そこで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、まず、ここに出ているミドル・シニア社会参加推進事業というふうにあるんですが、よく聞くシルバー人材さんというのと、登録があると思うんですが、このミドル・シニアさんとの、何となくは分かるんですよ、ミドル・シニアさんは入り口のほうなのかなというふうには思うんですけれども、その高齢者のどういうふうに違いが、区としては位置付けているのか、ちょっとまずそこのところを教えていただけないでしょうか。

それからあと、こうした活動、シルバー人材センターさんとかね、について、現在どのような課題を認識し、それからどのように参加の機会を広げていこうとしているのか。そのあたりも一緒に教えてください。

○田中（香）委員長　鈴木高齢福祉課長。

○鈴木高齢福祉課長　御質問いただきました、ミドル・シニア社会参加推進事業とシルバー人材センターとの違いなんですけれども、まず、対象となる年齢層と目的が異なっておりまして、ミドル・シニア社会参加推進事業については、おおむね50歳以上の方を対象に、これからの地域活動を後押しするということを目的としておりまして、ミドル・シニア講座ですとか、絵本の読み聞かせ講座等を実施しているところでございます。

シルバー人材センターにつきましては、働く意欲のある原則60歳以上の方に対して、仕事による生きがいを目的とした就業のマッチング支援というものを行っております。自らの能力を生かしながら、自分なりの働き方で社会参加したいという高齢者に対して、多様なニーズを通じた就業機会を提供することによりまして、生きがいですとか生活の充実を図るとともに、活力のある地域社会をつくることを目的としているものでございます。

また、課題ですとか、社会参加の機会の拡大というところについてなんですけれども、まず、シルバー人材センターについては、毎年、会員数ですとか受託契約金額は増えているところではあるんですけれども、一方で、会員の年齢層が高いことですとか、さらなる就業先の確保については課題だと考えております。シルバー人材センターでは60代を意識したオンライン公告の実施や、新規会員の確保、地域に根ざした多様な就業の開拓というところに取り組んでおりまして、人材センターの活動は、地域において欠かせない、重要な要素であると考えていることから、人材センターの支援も重要であるというふうに考えております。

また、昨年度、高齢者実態調査というものを実施したんですけれども、この中で、健康の維持増進や介護予防について取り組んでいない理由として、興味があるけれど、取組方が分からない、面倒で気が進まないという声もあったことから、シルバー人材センターをはじめ、多様なメニューのさらなる周知ですとか、先ほどのミドル・シニア講座等を通じ、やりたいこと、生きがいを見つけていただく機会を区が増やすことは重要であると考えております。

現在、区では、セカンドステージサポートナビを作成しておりまして、社会参加、生きがいに向けた活動の一助となるように、60歳、65歳、70歳の方へ送付しているところではございますが、多様なニーズに対応し、様々なきっかけですとか、メニューを提供することが社会参加につながるものと考えてございます。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　ありがとうございます。いずれにせよ、シルバーさん60歳以上、それからミドル・シニアさん50歳からの方たちといって、元気な方で社会参加を意欲的に思っていらっしゃる方が多いと。そういった中で、区のほうでは、やはり多様なメニューを用意していく必要があるというふうにおっしゃられたんですが、そこで、多様なメニューのところにちょっと響くんですけれども、こういった高齢者の皆さんが活躍する場というのは、就業とかボランティア活動だけには限らないというふうに思うんですね。

私はこれまでに、実は、ボールの使える場所について、工夫できることはないかと。何度もいろんな、みどり公園課だったりスポーツ振興課、この間は教育委員会のほうにも、千代田区の事例を挙げて、千代田区のほうでは、教育委員会が主導して、遊び場事業というのをやっているわけですね。その中で、ボール遊びをしようよというところがあるんですけれども、そういった限られた土地の中で、なかなか新しい場所をつくることはできない。でも、何か工夫をして、子どもたちにボールが使える場所ができたらいいなと、機会ですね。という思いでいるのはずっと変わらないわけです。

今回、どうしてこの高齢福祉課のミドル・シニアさんのところで質問を投げかけたかというと、実際にミドル・シニアさんの中には、50歳以上というふうに言われました。そうすると、まだまだ元気な男性の方って多いのではないかと。それから、もともとスポーツをやっていた方というのも多いはずなんですね。きっと野球をやっていた方も多いはずなんです。そこそこに投げられたりすると思うんですね。そこそこに蹴られると思うんですね。そういった方たちを、この双方のニーズを結びつけて、高齢者が子どもたちのキャッチボールの相手として、一緒に活動するような取組というのもありなのかなと。ただ、その取組だけのためではなくて、これが世代間交流と、あと、高齢者の社会参画を両立させる一つの方法になるというふうに私は思うんですね。

さらに、これが地域貢献とつながっていくというふうに思うんですが、そういったところの可能性でしょうか、課長はやはりそういった現場も見ているし、現場の声も届いているし、職員さんたちも、たくさん若いもいらっしゃる中で、そういった発想というのは、ありなのかなというふうにちょっと質問をしたいところです。

○田中（香）委員長　鈴木高齢福祉課長。

○鈴木高齢福祉課長　ミドル・シニア社会参加事業の参加者の中で、体を動かしたい、運動したいというお考えの方はどのくらいいるかというのは、ちょっと把握はしてないところなん

ですけれども、ただ、ミドル・シニア講座については、昨年度は、写真から始まる社会貢献ですとか、気持ちを後押しするコミュニケーション術、今年はＡＩ、腸活等を取り上げておりまして、広く様々な分野に興味や関心がある方の参加を促しているところでございます。

さらに、絵本の読み聞かせ講座は、まさに世代間交流につながるものでありまして、まず子どもたちに楽しんでもらいたい、生きがいを見つけたいという意識の高い参加者の方が多いというふうに感じております。

また、委員から、世代間交流と社会参加を両立させる方法の一つとありましたけれども、長寿ふれあい食堂ですとか、いきいきシニアの集い等の世代間交流につきましては、高齢者の生きがいづくり、心身の健康の維持増進につながるものでありまして、文京区が目指す地域包括ケアのさらなる推進というような重要な要素になると考えております。

御提案の子どもたちの事業につきましては、例えばシルバー人材センターとの関係機関や関係課とも連携しながら、世代間交流、高齢者の社会参加、地域貢献などにもつながるよう、様々な事業機会の開拓ですとか研究については進めてまいりたいと考えております。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　ありがとうございます。やはり今、聞いていて、そういったメニューは、どちらかというと静という感じがしますよね。体を動かしたい、特に男性の方いると思うんですよね。そういった方に、やっぱり地域の課題解決にもつながるというところと結びつけて、こういった発想もありかなというふうに思ったので、お聞きしました。これが多分、他区にはないようなことかもしれないけれども、文京区がそれを前向きにちょっと検討していただければいいなというふうに思っておりますので、期待を込めて、この質問は終わらせていただきます。

次に、心身障害者の事業運営費、201ページのところです。

今年の予算の質問でも私はさせていただいたところなので、要は、結果というか、評価というか、そのあたりから入っていきたいんですが、小石川福祉作業所の生活介護の時間が６時半まで延長されました。何人くらいの利用実態だったのか。また、利用者とその御家族の方からはどのような声があったか。一方、職員さんの働き方や、介護人材の確保に支障を来すことはなかったのか。そのあたりをお聞きしたいです。

あと、この予算審査で私、質問したときに、たしか若駒の里でも、同様に支援時間の延長とサービス提供時間の延長というところを運営事業所さんと協議をされたと。しかし、難しかったので、なせなかったというふうに聞きました。その状況についても、お変わりはない

のかなというところも併せて教えてください。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　令和７年４月から始めております小石川福祉作業所の生活介護の時間延長につきましては、定員が15人なんですけれども、平均すると、毎日、３人程度の方が利用されております。また、多い日には、５人程度の方が利用されているような状況でございます。実際の利用してみてのお声というところですけれども、利用者御本人がやはりできるだけ長く小石川福祉作業所のほうで過ごしたいというようなお声だったり、就労している御家庭からは、御本人がサービス提供時間の延長を利用することで、御家族としては仕事で社会貢献ができますというようなお声をいただいているところでございます。

職員の方の働き方、人材確保というところにつきましては、運営事業者のほうではしっかり人材の確保はできている状況でございまして、当然、時間延長になりますので、ずれ勤のシフトを組んで対応している状況でございますし、送迎につきましても、４時に終了して帰宅される方と、６時半に終了して帰宅される方の送迎をそれぞれ２便対応できているような状況でございます。

最後に、若駒の里でございますが、若駒の里の利用者の方は、より支援度が高い方たちが利用している状況でして、やはり職員体制ですとか送迎の体制というところを考えていくと、なかなかちょっとすぐには実現が難しいという状況でございます。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　分かりました。御利用者の御本人、それから御家族の皆様からは喜びの声が上がっているということで、本当によかったと思います。ありがとうございます。

次の質問は、今度、令和８年の重点施策かな、ふる里学舎本郷、これ就労支援Ｂ型ですよね、こちらのほうでも就労の後で、４時から７時まで見守りをされるというのがありました。こちらのほうの状況についても教えていただけますか。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　ふる里学舎本郷での重点施策の日中一時支援事業の状況でございますが、１日当たりの定員は５人で設定をしているところでございますが、４月１日から早速月曜日、金曜日の週５日間利用していらっしゃる方がいらっしゃいます。また、別の方からも、利用に向けて御相談なんかもいただいているところになりますので、引き続き地域の皆様のほうにこういった事業のほうをお伝えする中で、利用につなげていきたいというふうに考えております。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　ありがとうございます。それでは、この後聞くのは、大体、区全体としてというところなんですけれども、やはり就労されている御家庭が本当に多いですね、今ね。で、帰宅時間を延長して支援してくれるのは、大変ありがたいというふうに思います。今後、こういった支援を福祉施策としてどういうふうに進めていくのか、拡充できていくのか、その辺のあたりのも意気ごみ込みですか、教えていただけたらと思います。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　今後の展開というところでございますが、こちらのいわゆる居場所づくり事業については、東京都のほうが、新たに今年度、補助メニューのほうを用意しております。障害児者の居場所づくり促進事業補助金ということで、補助の内容としましては、利用された方の利用実績における基本額であったり、送迎の実施による加算であったり、あるいは定員に応じた開設準備経費や週５日開設することによる加算などが含まれているところでございます。

基本的に補助率については、都が４分の３、区が４分の１というふうになっているんですが、開設準備経費や週５加算については、東京都の10分の10補助というふうになっております。

先ほど委員のほうからお話のございました、小石川福祉作業所の生活介護のほうは、サービス提供時間の延長、ふる里学舎本郷のほうは、就労継続支援Ｂ型のサービス提供時間終了後に別事業として、日中一時支援事業のほうを実施してございます。これらについては、いずれも、障害福祉の制度の中で夕方の時間帯の障害のある方の居場所の確保、あるいは御家族の仕事と家庭の両立を支援しているところでございます。

ただ、先ほどの東京都の補助金につきましては、こうした障害福祉の制度に含まれない、独自の居場所についても補助対象となっていることから、社会福祉協議会なんかにも相談しながら、既存の地域の居場所においても、都の補助を活用した居場所づくりが実施できないか、区としては模索していきたいと考えております。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　まとめます。ということは、従来のそういった施設に限らず、また、ほかの居場所となっている場所でも、この補助メニューが使えるということなんですね。すばらしいです。ぜひ頑張ってください。ありがとうございます。

○田中（香）委員長　豪一委員。

○豪一委員　では、まず187ページの下段の民生委員・児童委員の関連経費、１番、民生委員・児童委員活動費について、お伺いしたいと思います。

もちろん、皆さん御存じのとおり、ちょっと今、文京区、民生委員さんが足りてない。民生委員の名簿一覧表みたいのを拝見しましたけれども、結構空きが多い。その空きが多いことについて、行政の民生員さんにお願いする活動なんかで、不安だとか、こういうときに困ると、児童委員さんも含めて、どういった役割で、こういう人数が充実していかないと困るということがあれば、お伺いしたいと思います。

○田中（香）委員長　進福祉政策課長。

○進福祉政策課長　委員おっしゃるとおり、今、定員151人に対しまして、委員数は127人、充足率は大体84.1％となっております。やはりこの辺が少し下がってきますと、毎年やっている敬老祝金の配付が１人当たりの配付数がやっぱり数多くなってくるのと、あと、社会福祉協議会で会費を集めたりする場合とか、あと、緊急的に相談対応、そういったところにもやはり少し支障が出てくるかなと考えております。

○田中（香）委員長　豪一委員。

○豪一委員　私の地元だと、民生委員さんというのは、例えば生活困難者の相談だとか、災害のときだと要支援者の支援だとか、いろんなところでいざというときに活躍していただける民生委員さんが少し足りていないというところは、大事な課題だと思います。行政として、民生委員の確保に向けて、令和７年、こんな取組をしたけれども、結果80数％だったということがあれば、こんな取組をして獲得にずっと走っていたということがあれば、お伺いさせてください。

○田中（香）委員長　進福祉政策課長。

○進福祉政策課長　７年度につきましては、普及啓発として、つつじまつりとか子どもフェスティバルで、これは例年ですけれども、普及啓発を行ったのと、あと、間接的にはなりますけれども、実費弁償分の引上げ、そういったところにも取り組んだところとなっております。

○田中（香）委員長　豪一委員。

○豪一委員　私の感覚だと、民生委員さんというのは、結構、町会の役員をやっている方だとか、育成だとか、いろいろと、要は、子どもを取り巻く環境だとか町会を取り巻く環境の中から、町会長からお声がけがあったり、そういった感じが多いと思うんですけれども、そういうところの働きかけだとか、あと、文京区の民生委員の報酬なんかもちょっとお聞かせください。

○田中（香）委員長　進福祉政策課長。

○進福祉政策課長　一般的な金額になりますけれども、都のほうから３万円の補助が出ておりまして、そこに文京区としては独自で約6,000円ほど上乗せしている状況と……。

（「幾らですか」と言う人あり）

○進福祉政策課長　月、約6,000円ほど。実費弁償分として上乗せしておりまして、毎月３万6,200円を支給している状況となっております。

○田中（香）委員長　豪一委員。

○豪一委員　ありがとうございます。独自財源で6,000円が高いか安いか、基本的にはボランティアの精神であるということは、民生委員に関しても児童委員に関しても、それはもう皆さん共有されていると思うんですけれども、文京区という場所柄を考えると、全国津々浦々の中で、世帯収入は結構高いですよね。そういう中で、３万円のベースがあって、プラス自主財源で6,000円、３万6,000円というのが果たして、ボランティアという精神は皆さん当然あるとは思うんですけれども、やはり自分の生活というのが主にあるところにボランティアをプラスする場合に、そこには天秤にかけたときに、やはりやるべきなのか、自分のプライバシーだとか大事な生活を守るべきなのかと考えたときに、果たして３万6,000円が、今の時代に民生委員だとか児童委員を引き受ける金額としてふさわしいのかというのを検討するべきなんじゃないかなと思っています。

そこで、いろいろと調べたところ、特に愛知県は多いんですけど、愛知県の自治体なんかは、豊田市、岡崎市、豊橋市なんていうのは、実費分合わせて、独自加算分を入れて10万円以上という自治体がある。愛知県の田原市は７万2,000円、その他にも、そこまでいかない金額でも、文京区より多い金額を愛知県は自治体に出しているところがすごい多いということが分かりました。

そういった中で、一般財源を使っていくことだとか、国の地方交付税から財政出動して、持ち出して、もう少し金額を上げるという考えがあるかどうかというのをお伺いしたいと思います。

○田中（香）委員長　進福祉政策課長。

○進福祉政策課長　今現時点では、やっぱり実費弁償という意味合いからすると、今の金額で一応、十分足りているというふうな認識でございます。

そもそもになりますけれども、民生委員の活動においては、いろいろな毎月の会議体の中で聞かれるのが、やはり活動する中で活動の負担の軽減とか、あと、やっぱり困ったときに

区からの支援が欲しいとか、そういった声のほうが大きいので、まずはそちらほうに力を入れながら、民生委員の活動に携わっている方々を少しずつ増やしていきたいと考えている状況になります。

○田中（香）委員長　豪一委員。

○豪一委員　声が出ないところに耳を傾けて、かゆいところに手を届けるというのは結構大事なことで、そういう方は、お金の話、みんなしないかもしれないですよね。文京区とゆかりの深い町会にもしっかりと根づいている、グリップしている方なので、あまり金よこせ、金よこせって多分言わないと思うんですけどね。実際にそれだけ、やっぱり、タイムイズマネーであるわけだしね、ボランティアといえども、やっぱりそれだけ負担が多いということを評価して、その精神的なもの緩和するというのは、お金でもいいんじゃないかなという考えはできると思うんですよ。

実際に、例えば、三、四年前に、僕、すごい勉強になったんだけれども、伊藤忠が初任給を５万とか６万とか急に２割か３割上げたことがあったんです。それがニュースになったんだけど、ただでさえ商社の中では一番人気ある伊藤忠が、さらに不動の人気ランキング１位になったというニュースをすごい覚えていて、ちょっとそれを倣って、私ごとで申し訳ないんですけれども、パートさんの時給をうちも1,200円だったのを1,500円にしてみたんですよ。そうしたら、文京区って、やっぱり奥様たちも優秀な方が多くて、子どもから手が離れられないから、一時、優秀な会社にいたのを、専業主婦にされているけれども、何か効率のいいパートを探していたんですかね、一気に地域のパートさんがうちに結構来て、営業を補佐してくれて、物すごい能力が高いと。

そういうことをもって、やっぱり金銭面というのは大きいんだ。例えば文京区役所なんかも、報酬が高くなれば、地方自治体としても人気が増えるかもしれませんしね。何もお金だ、お金だって、要は財政出動だ、要は支出だ、支出だと言っているわけじゃないんです。昨日もちょっと話しましたが、やっぱり区長も気にされている筋肉質の構造、歳出を抑えることも大事だけれども、やっぱり不足しているところには、解決のためにしっかりと報酬を上げていくと。今、３万6,000円とおっしゃっていましたけれども、最低でもやっぱり２万円ぐらい財政出動するとか、一般財源から捻出して、せめて５万円にしてやってみるとか、そういったチャレンジというか、改革することも必要なんじゃないかなと思うけど、いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　矢島福祉部長。

○矢島福祉部長　民生委員さんが非常に重要であるということで、この不足している状況に危機感をお持ちということについては、非常に私どもも同じ思いでございます。実費弁償ということで、民生委員さんたち基本的には、報酬はないということでございます。全国的にも、大体月5,000円ぐらい、年間で５万円から10万円ぐらいというところが一般的なところで、東京都、今般３万円に上げたというのは、かなり大幅なアップで、他の自治体にない非常に手厚い実費弁償を行っているという状況でございます。

こうしたことを行いながらも、まだなかなか欠員が埋まらないという状況でございますので、例えばですけれども、年齢の部分であるとか、地域の住所の要件であるとか、こういったところも見直しを今、徐々に進めてきているところでございます。これから何ができるかというのは、協議会のほうとも様々議論して、しっかり充足できるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　豪一委員。

○豪一委員　この件は、矢島部長がそういう話をしていただいたので、皆さんの立場も大変苦しいなとは思うんですけれども、やっぱりそれでも足りてないということは、何かが足りないということですよね。世間的には、やっぱり役に立っている民生委員の方々の活動ですよ。社会貢献を物すごいしていただいている活動に対しての、私は、それでもまだ報酬が足りてないんじゃないかなと。もちろん皆さんボランティアのスピリッツは持っているから、こんなにお金は要らないよという方もいらっしゃるかもしれないけれども、基本的には負担が多い中で、やっぱり報酬をしっかりと見直すというのは大事だと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、197ページですね、障害者グループホーム等整備費補助について、聞きたいと思います。

令和７年だけじゃないですけど、この数年、決算を見て、児童発達支援だとか、放課後デイサービスなど、かなり急ピッチで数が増えてきたと思うんですけれども、改めて数が何所ぐらい増えたんですかね。その辺の報告を聞きたいと思います。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　児童発達支援や放課後等デイサービスにつきましては、やはり年々、利用希望の方が増えている状況でございますので、区としましても、整備に係る補助額の引上げ等を行ったり、事業者のほうに区のほうのニーズをお伝えすることで、誘致のほうを進めてきたところでございます。

こうした結果、令和５年度から７年度の直近３年間の実績で申し上げますと、児童発達支援が８事業所、放課後等デイサービスが10事業所新規開設をしまして、児童発達支援は、合計21事業所、放課後等デイサービスについては23事業所が運営している状況でございます。

○田中（香）委員長　豪一委員。

○豪一委員　急ピッチで増えてきていることに関しては、大変評価をさせていただきたいと思うんですけれども、やはり国でも言われている事業所の質のばらつきとかいう課題とか、まずその辺を聞きたいと思うんですけれども、今の事業者の中で、そういう質のばらつきに対する苦情だとか、そういったところのほうはどういった状況でしょうか。お聞かせください。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　区のほうでは、年１回、区内の障害福祉サービス等事業所に対する集団指導、また、国の通知に基づきまして、３年に１回、実地検査のほうを実施しているところでございます。

また、利用されている方からの御意見としては、やはり支援の質、支援の仕方だったり、あるいは虐待ではないかというところでの御意見をいただくことがございます。そうした御意見をいただいた際には、すぐ区のほうでも、事業所のほうに事実確認をさせていただいて、虐待認定する、しないにかかわらず、やはり改善のほうをしていただきたいということで、具体的な改善報告書のほうを出していただいた上で、実際に改善ができているかというところをモニタリングしているところでございます。

○田中（香）委員長　豪一委員。

○豪一委員　今、ちょっとびっくりした、虐待というふうに聞いたんだけど、例えば、話せればで結構なんですけど、どういったものが虐待として通報があって、改善するような例になったのか、ちょっと教えていただければ、参考になります。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　虐待通報自体は、昨年度、20数件いただいたところでございます。やはり多いのが、利用されている方が御自宅に帰ったときに、少し体が赤くなっているとか、そういったところで、虐待ではないかというところでの通報をいただいたりですとか、あるいは実際に虐待認定をしたケースで申し上げますと、やはり防犯カメラの中で実際そういう行為を行っていたというところが事実確認できたというケースは、客観的な事実として、虐待認定をしたというところでございます。

○田中（香）委員長　豪一委員。

○豪一委員　非常にコメントしづらいんですけど、やっぱり高齢者もそうですけど、障害者もやっぱり介助したりするというのは、大変な作業ですよね。その中で、やっぱり多少ストレスがたまったりすることもあるかもしれないけれども、やっぱりサラリーをもらって仕事をしている以上、人間の資質もあると思うんですよ、そういうのが本当に向いている職業なのか、非常に大変な職業であるということを改めて認識いたしますね。

その中で、やっぱり人材不足だとか、高齢者の介護もそうですけど、離職率というのはすごい高い業界でもあるということなんですけれども、その辺について、様々な支援を行政でもしていることは存じているんですけれども、こういった虐待なんかのクレーム案件が20数件あって、対処している中で、人材をしっかり確保していくということでは、どんなことを行政は気をつけて事業者と一緒に取り組んでいるんでしょうか。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　基本的に、事業所の職員の方の人件費については、国の障害福祉サービス等の報酬の中で充てられるという形になっております。実際、今年度、令和８年度の臨時の報酬改定の中では、処遇改善加算の対象の障害福祉従事者への拡大であったり、あるいは生産性の向上や共同化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分の創設、あるいはこれまで処遇改善の対象外であったサービス類型の加算のほうの創設というところが行われて、職員の基本給、手当、賞与などの改善に充てているところでございます。

また、東京都においては、居住支援特別手当ということで、いわゆる入職から歴の浅い方については、月額２万円、それ以外の方については、月額１万円の居住支援特別手当のほうが支給されているところでございます。

○田中（香）委員長　豪一委員。

○豪一委員　分かりました。この児童発達支援や放課後デイの中では、重度児の方とか、あと医療的ケア児の対応に対しては、さらに人材が不足しているというふうに聞いているんですけれども、その辺の対応について聞きたいのと、先ほども虐待が疑われる時のクレームの話もありましたけれども、家族とのそういう連携の行政の取組なんかも聞ければと思いますので、よろしくお願いします。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　やはり福祉人材の確保、あるいは育成、離職防止というのは、とにかく障害福祉のほうは、対象年齢も乳幼児の方から高齢者まで幅広いですし、障害種別や障害特性によって求められる支援スキルが異なるということで、大変福祉人材の確保は重要である

というふうに認識をしております。

基本的には、国の基本指針においても、福祉人材の確保については、都道府県において実施をしていくということで、都のほうでも様々なメニューを用意しておりまして、区のほうは、そういったところを区内の事業所のほうに情報提供しているところでございます。

また、御家族との連携というところでは、サービスの更新が基本的に１年に１回ございますので、そういったところで実際の御本人の状況ですとか、今後の希望ですとか、あるいはサービスの利用状況なんかをお聞きする場面がございますし、計画相談支援、障害児相談支援を利用している方については、計画の事業所のほうから、きちんとモニタリングという形で区のほうに提出がございますので、そういったところで、区のほうでも確認しているという状況でございます。

○田中（香）委員長　豪一委員。

○豪一委員　やはり家族との連携は密なほど、そういう信頼関係は生まれると思いますので、いろいろと大変な状況だとは思いますけれども、せっかく施設がこの５、６、７年でこれだけ増えている、所管が頑張っていることだと思いますので、需要があるところですので、人材不足だとか、就労環境だとか、なかなか整備されない中で、大変なお仕事だと思いますが、引き続き頑張っていただきたいと思います。

最後に、それに関連して、199ページの３の障害者総合支援事業費の３番ですかね、障害福祉サービス費、これ金額が大きいですよね。これは26億円になるのかな。これは厚労省が一昨年、この就労環境だとか事業者を支援するために、一律、１人当たり３万円になるんですかね、これを事業者に出した。我々は、情報がちゃんと整理できてなかったので、これは就労する方のために、全額３万円が個人に行くものだと思って勘違いしていたんですよ。じゃなくて、１回事業者に入って、事業者によってこの配分が違うということを知りまして、私、いろんな方にインタビューしたら、私は１万5,000円しか増えてないとか、２万円もらっている人もいると。１万円はこの就労環境のよくするように変わった。これは障害の施設だけじゃなくて、高齢者の福祉施設にも同じことが言っていて、介護士の方も３万円みんな増える、よかったなと思っていたら、これは施設が取る分と個人に行く分が多少違ってばらばらなんですけれども、その辺はできるだけ……これ行政に言ってもしようがないのかもしれないけれども、その辺は、例えば事業者の配分ね、構成比が例えば、高齢の福祉施設もそうですし、障害施設もそうなんだけれども、配分がどうなっているかみたいのは、お金は窓口として出しているの文京区だから、どれぐらいの割合で個人と施設の例えばよくする、改

修するような費用とかに行っているかというのは、情報が整理できているのか。最後にお伺いさせてください。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　今、委員のほうからお話のございました国の処遇改善加算、こちらは各事業所のほうが取得するためには、障害福祉サービス等の処遇改善計画書を東京都や区のほうに事前に御提案いただく必要がございます。また、年度が終了した後に、実績報告書のほうを改めて御提出いただく必要がございまして、加算額や実際の賃金改善額などについて、報告を求めることになっております。

ただ、実際の支給額や対象職員、あるいは毎月支給か賞与一時金で支給するかは、委員御指摘のとおり、事業所の加算区分や配分方法によって異なっております。実績報告書も事業所全体での賃金改善等の報告になっているものですので、なかなか区のほうで、個々人へのどういう配分割合になったのかというところまでは現状把握ができてないという状況でございます。

○田中（香）委員長　豪一委員。

○豪一委員　では、まとめます。

やはりこれは人材不足が一番初めに来ていて、確かに施設の改善、働く環境を改善というのも大事かもしれないけど、話のメインがやっぱり人材確保のために、処遇を改善するために給与を上げようよという話から来ているので、やはりこの修繕、これもちろん、自民党を通じて、やっぱり国にも上げていきたいと思うんですけれども、処遇改善の計画書、これには、うちは１人当たり賃金幾ら上げる予定ですと、3,000円だけ、例えば処遇改善のための環境を向上するために使いますとかというのが初めにあるのがふさわしくて、ある程度国のほうで、厚労省で、ある程度模範というか、何千円以上、何割以上を施設で使っちゃ駄目ですよ、できるだけ人件費に還元してあげなさいという、やっぱり目安があったほうがよかったのかなとちょっと思っています。

インタビューした中では、結構、１万円ぐらいしか増えてない、施設２万円も取る必要あるのみたいなようなのも感じました。それは、文京区に専門学校があるので、そこの生徒さんにちょっとお伺いしたいんですけれども、卒業生にお伺いしたんですけれど、そういったことが勉強になりましたが、非常に金額が大きいものなので、その使途というのも今後は大事にしたらいいんじゃないかなというふうに感じましたので、意見として伝えさせていただきます。ありがとうございました。

○田中（香）委員長　続きまして、高山委員。

○高山（か）委員　おはようございます。

183ページになりますが、国民健康保険特別会計繰出金、この６番目にあるその他繰出金、法定外繰入れについて、少し御質問させていただきたいと思います。

私たち維新の会は、次世代の負担をこれ以上増やさないということを活動の目標として、その一つに社会保障改革というのを掲げて活動しています。今の社会保障制度を考えたときに、現役で支える就労世代は、社会保険料や様々な税金を負担しながら、昨今の物価高、それから住宅高騰の中、切り詰めて出費を抑えながらも、将来不安を抱えながら暮らしているんですね。だからこそ、今、目の前の負担を軽くすることを考えるのではなくて、その負担を誰が肩代わりしているのかというのをしっかりと考えていく必要があります。これはもう行政の責任です。

この国民健康保険についても同じです。保険料が高いから、一般会計からもっとお金を入れて、保険料を抑制すればいいと。一見すると、加入者に優しい政策には見えますけれども、しかし、そのお金は、ではどこから出てくるのかと改めて立ち止まって考えたときに、今、お話しした生産人口とされる現役で働く人々が主体になって支えているわけですね。また、一般会計の財源というのは、当然、国民健康保険加入者だけが負担しているものではありません。国保に加入していない区民の方も、税金を通じて区の財政を支えているわけです。保険料を下げるという結果だけ見れば、確かに負担軽減になるかもしれません。ですが、その裏側で誰が負担しているのかというところまで見れば、決して単純な話ではないんですね。現役世代のことを本当に考えたときに、保険料は下げることだけじゃなくて、税と社会保険料を合わせた負担そのものをどう抑制していくかということを考える必要が当然あります。

今年、令和８年度から、国民健康保険の賦課限度額というのが変わっています。医療分の上限額は昨年令和７年度までは66万円から今年度１万円引き上げられて67万円になりました。さらに、そこに子ども・子育て支援納付金分というのを、３万円の賦課限度額が加算されて設けられています。年額で109万円から３万円と１万円プラスしますから113万円に変わっているんですね。その内訳は、医療分が67万円、後期高齢者支援金分が26万円、介護分17万円と新たに新設されたこの子ども・子育て支援納付金分が３万円。もちろん、これは上限額ですから、全ての加入者の保険料が一律に上がるということではないと思います。

しかし、現役世代を含めて、保険料を負担する方々にとって、制度の変更は決して他人事ではありません。そもそも、保険料上限が５年前と比較すると、既に11万円引上げになって

いるわけですね。こういったことを実際知らずに、区から５月頃に届くその年の国民健康保険の納付書をそのまま納め続けている方も区民の方ではいらっしゃるかもしれません。当然、引上げの最大の要因は、この超高齢化による制度の支えを続けていくということです。

文京区は、令和８年度、収納率が100％と仮定して、保険料負担を抑える仕組みを採用しています。実際に未納分を一般財源から法定外繰入れに、この第６項目のその他繰出金で補填しているんですね。そういった状況の中で、区自身も国保被保険者ではない区民との負担の公平性に課題があるとはっきり言われています。さらに、国も今年の１月の通知で、決算補填等を目的とする一般会計繰入れについては、収納率の向上、医療費適正化、適正な保険料設定などによって、計画的、段階的に解消すると言っているんですね。

この前提で御質問なんですが、この法定外繰入れ、これは７年度決算ですから、今、申し上げた８年度の制度改革について、文京区の国保加入者の保険負担料の変化云々というのを御質問するつもりはございません。国保の保険料を抑えるために、一般会計から国保会計へ繰り入れていることについて、国保に加入していない区民の税金も国保加入者の保険料負担を抑えるために使われているという、この事実。区として、この仕組みを区民全体の負担の公平性という観点からどのように捉えているのかというのを、認識をちょっとお尋ねしたいと思います。

○田中（香）委員長　後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　赤字決算補填目的の法定外繰入は、国保に加入していない方も含む区民の皆様からお預かりした一般会計から補填するもので、国保加入者でない方はお勤め先などの健康保険の保険料と二重に負担していることになり、不公平が生じているため、計画的、段階的な解消を見据えて対応していくべきものと考えております。

○田中（香）委員長　高山委員。

○高山（か）委員　正直申し上げて、これ数年前の決算委員会でも同じ御答弁をいただいているんですが、見方を変えますと、区税を納めている区民の多くが、今、おっしゃったように職場で社会保険等に加入して、自ら高い保険料を納めている、繰り返しになりますが、現役世代が中心ですね。その自ら社会保険料を負担した上で、今、課長がおっしゃっていただいたように、さらに自分たちが納めた住民税などを中心とする区税から、国保の穴埋めですよね、赤字の。これに充てられているという現状は、確かに現役世代にとっては、保険料の税金の二重払い。今、おっしゃって、認めていただいた状態になっていると思います。

当然、税の負担の公平性から、大きな観点から課題が生じています。国や東京都において

も、この赤字解消計画に基づく法定外繰入れの段階的削減解消、先ほど申し上げたように、求められている。この現役世代の不公平感等をどのように解消していくというお考えがあるのかというのをお尋ねします。

○田中（香）委員長　後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　特別区におきましては、保険料の統一保険料方式を採用しておりまして、今後、東京都全体、市町村部も含む都内の統一保険料への移行が今、検討されているところでございます。

法定外繰入れの解消につきましては、その東京都の都内統一保険料への移行に合わせて、東京都とともに一体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

○田中（香）委員長　高山委員。

○高山（か）委員　ありがとうございます。実際、この法定外繰入れを、では継続した場合と、段階的に解消した場合について、国保加入者の保険料負担が将来どのように変化していくのか、試算あるいはその影響を分析というのは、区のほうで行っておられるのか。また、現役世代の負担を抑えながら、国保財政を当然、持続可能なものにしていくために、どのような方針を持っておられるのか。さらに言えば、先ほども申し上げたとおり、一般会計から安易に補填をしていくことを、やっぱり脱却していきながら、むしろ、法定外繰入れ、いつ頃までに解消しようと考えておられるのか、見通しですね。そのあたりがもしあれば、お聞かせいただけますか。

○田中（香）委員長　後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　法定外繰入れは、事前に幾ら繰り入れることで幾ら保険料を下げようという形の計算式ではないんですけれども、参考までに、法定外繰入れを行わないと仮定した場合の東京都全体の保険料と比べますと、令和８年度の特別区統一保険料のほうが１万3,000円ほど低いという試算をしております。

それから、いつまでにという御質問につきましては、東京都の都内保険料水準を完全統一するタイミングについて、今後、東京都を中心に意思決定がなされていくものと承知しておりまして、遅くともその時点までには法定外繰入れの解消が必要になると捉えております。

○田中（香）委員長　高山委員。

○高山（か）委員　分かりました。先ほども申し上げたとおり、保険料が高いから、一般会計からもっと繰入れして保険料を下げるべきだという意見も確かにあります。しかし、それを進めれば進めるほど、国保加入者の負担を国保に加入していない区民の方が支え続けるとい

うことになるわけですね。当然、区としては、法定外繰入れを増やすことによって、保険料負担の軽減と区民全体の負担の公平性というのをしっかりとやっぱり考えていっていただきたいと思います。

困っている人を支援するという目的に異論があるわけではないんです。ただ、支援の財源は、冒頭申し上げたとおり、誰が負担しているんだという問題からやっぱり目を逸らしてはいけないと思うんですよね。高い方だったら、もう十何万という毎月の国保をお支払いされているわけですので、国保加入者の負担だけではなくて、先ほど申し上げたとおり、加入してない方全体の公平性も当然必要ですし、負担が重いという問題意識は我々維新も共有はしています。一般財源から国保加入者だけが負担するものではなくて、単純に保険料が下がるからいいという当然話ではありませんから、目先の保険料を下げるために、一般財源を投入し続けること、ましてや、今、後藤課長もおっしゃっていただいたとおり、会社で保険料を払って、さらに自分が納めている住民税から保険料を負担しているという二重払いになっているわけですから、将来世代に持続可能できる国保制度を、やっぱりしっかりと納得できる仕組みをつくること、で、国保加入者の保険料と一般財源を通じた区民全体の負担の二重構造というのをやはり解消、是正していくことが必要です。

むしろ、繰入れを増やせというなら、ではその財源は誰が負担するのかという答えのない中で、行政としては無責任なことは続けていくことはできないと思いますので、段階的に解消にしっかりとこれからも取り組んでいっていただき、この問題については、我々維新としては、党の中の政策の考え方として掲げていますので、しっかりとやっぱり訴えていく必要があると思いますので、よろしくお願いします。

それで、ちょっと国保つながりで、昨日、おとといでしたかね、複数の会派の方から指摘のあった国民健康保険の督促状について、ちょっとお伝えしたいんですが、お話を聞いていますと、もちろん様々な事情がある区民の方々への配慮は必要だと思います。ただ、封筒のデザインだけを切り取って、本来の目的である収納率の向上、実際に納付している区民の方との公平性をどう考えるのかという議論というのは置き去りにしてはいけないと思うんですね。

国民健康保険をきちんと納付されている区民の方がいる一方、当然、滞納者が多く続けば、制度を支える財源にも影響が出てきます。行政には、丁寧な対応は当然必要ですが、確実に納付につなげる工夫も当然求められています。封筒の表現に改善するべき点があるなら、もちろん見直せば私もよいと思います。しかし、先ほど申し上げたとおり、一部の表現だけを

取り上げて、収納率の向上という目的や納付している区民の方の公平性を置き去りにするのであれば、当然、それこそ木を見て森を見ずではないんでしょうか。批判することが目的ではなくて、区民全体にとって何が利益であるかというのを考えることがもちろん、区民の皆さんの方から好意的な意見もあれば、厳しい意見もあったかと思いますけれども、何かそのあたりで後藤課長のほうで御答弁いただけましたら。

○田中（香）委員長　後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　厳しい御意見につきましては、御指摘のとおり、報道等でもされているとおり、区のほうに多く寄せられているところでございます。また、報道で取り上げられましてから以降は、職員の努力に感謝するですとか、頑張っている職員を守ってくださいといったお声も寄せていただいておりまして、そちらについてもありがたく受け止めさせてはいただきつつも、それに甘んじることなく、御批判を真摯に受け止めて、今後の改善に生かしてまいりたいと考えております。

○田中（香）委員長　高山委員。

○高山（か）委員　今後も、様々、収納率の向上に向けて、従来のやり方にとらわれずに、その封筒のデザインに工夫を凝らしたことについては、当然、決まるまでに様々な意見とか思考錯誤がおありだったかと思います。職員の方々の収納率を上げようという、その創意工夫の姿勢まで否定されるものではないと私は思いますし、ぜひ、様々な意見も受け止めながら、今回の反応を今後の取組にまた改めて生かしていっていただきたいと思います。

187ページの３番、ちょっと下のほうになるんですが、区民葬儀、こちらについてちょっと御質問をさせていただきたいと思います。

これまでも我々の会派としては、火葬事業、区民葬儀ですね、これについては、様々な委員会等で問題提起をさせていただきました。今年の厚生委員会でも、会派の宮崎議員から、地方視察先として札幌市の火葬場というのを御提案させていただいていたかと思います。この近時の中の報道で、東京都が検討会を開き、23区内に小規模な火葬場を新設するやもみたいな報道がなされていますが、今、23区内には、２か所の公営の火葬場、これは10基の火葬炉があって、その公営というのは、大田区の臨海、それから江戸川区の瑞江の葬儀場、この２か所なんですね。

で、民営７か所の火葬場がありまして、恐らく文京区にお住まいの方の御家族の多くの方は、荒川区の町屋の斎場か、新宿区の落合の斎場を利用されているかと思うんですが、その７か所の火葬場のうち、６か所が今、外国の資本によって運営をされています。これは、民

間の火葬量の約70％に当たるんですね。この外国資本の企業が今、区民葬儀、ここに載っている区民葬儀の制度から今年の３月31日をもって撤退を、取扱いを終了ということになりました。区民葬儀制度自体は、当然、今も続いていますが、もちろん、この企業さんの区民葬の火葬券というのはもう使えなくなっているんですね。そのほかの桐ヶ谷とかそういったところでももちろん使えなくなっているわけですね。

区民葬儀自体は、全国葬祭業連合会加盟葬儀社という、協定料金で葬儀制度自体は続いているんですが、撤退した理由が、祭壇、搬送、火葬の３つのうち火葬だけが使われることが多くなってきて、祭壇というものが利用が少なくなってきているというのが理由の一つ。端的に申し上げれば、収益上の問題として撤退しているというところもあるかと思うんです。

で、今年の４月１日から、普通火葬炉の料金を今、3,000円引き下げて８万7,000円となっています。この区民葬儀協定の離脱に対して、特別区共通の火葬における助成が東京都から２万7,000円、差額の補填が行われています。本年度から。ただ、当然これは区民の負担感をやわらげる暫定措置であって、単純に公金がそのまま民間の収益に送られているという現状も、見方によっては言えると思うんですね。

このことについて、冒頭申し上げたとおり、新しい会議体が東京都で行われているということも含めて、区の認識というのをちょっとお尋ねいたします。

○田中（香）委員長　宮間政策研究担当課長。

○宮間政策研究担当課長　お尋ねですけれども、現在、東京都のほうで、火葬能力の確保に向けた取組ですとか、あと、民間事業者の経営管理も含めた火葬場の運営方法などについて、東京都及び区市町村、学識経験者などにより、様々な方策を検討していく場である検討会が設置されているというところでございます。

今後の火葬場の在り方を含め、こういう民間事業者の経営管理への向き合い方も含めて、今後、この検討会において議論がなされていくものと承知しておりますので、区としても、この検討状況というのを注視してまいりたいと思っております。

○田中（香）委員長　高山委員。

○高山（か）委員　火葬は、その施設で行われなければならないと法律でしっかりと定められていますので、最早、公共のインフラ、この多死社会においては。むしろ、今まで火葬場というのは、新設がほぼ難しいというか、現実的にほぼできないというちょっと特殊性の中で、今まで民間任せに回してきたところがツケが回ってきちゃっているんだろうなと私は思うんですが、今、申し上げたとおり、多死社会において、広域自治体である東京都や文京区の近

隣区と連携したその整備ですね。今、ある公設公営のところを、10基と申し上げましたけれども、新しく新設、造り直す等の必要性が出てくるかと思うんですね。そういった中長期な解決に向けて、区として、会議体任せなのか、他の自治体との連携、認識共有なんかを今後は行っていくおつもりとかはあるんでしょうか。

○田中（香）委員長　宮間政策研究担当課長。

○宮間政策研究担当課長　火葬場の今後の在り方については、特別区23区共通の課題であるということですとか、あと、広域的に考えていかなくてはいけないという点もございますので、現在は、都のほうで設置した検討会における状況を注視していくということで考えております。

○田中（香）委員長　高山委員。

○高山（か）委員　ありがとうございます。では、あくまで会議体の結果を待つということで、区として、特に何か行っていくとか表明していくとか、そういうことはないということですね。分かりました。

先ほど申し上げたとおり、負担金、２万7,000円という公金が入っているわけですけれども、言ったら、その価格決定を民間だから持ってない、だからといって、事業者が提示するその高額料金をそのまま補填という形で支えていくということになると、当然、その収益構造に税金が入っていくということになるわけですよね。その23区、今、会議体を注視していくとおっしゃいましたけれども、事業者に対する適正価格の要請とか、その事業者の会計の透明性や情報公開というのをしっかりと交渉して行っていくこと、助成していくというのは、そういうことも必要だと思います。そういったところをしっかり設定しながら、つまり、口を出せるような仕組みにしていくということも当然大切だと思いますので、そのあたりはぜひお願いしたいと思いますが、何かありますか。

○田中（香）委員長　進福祉政策課長。

○進福祉政策課長　助成額の２万7,000円につきましては、特定の事業者の料金だけを基準としているわけではなくて、23区の公営民間合計９か所の火葬料金の平均額と、あと区民葬儀の火葬料金の差額、こちらを基に設定をしております。

特定の事業者並みに値上げした場合でも、助成額が自動的に引き上がるという仕組みでもございませんし、また、あくまでも暫定措置というところなので、今後、引き続き助成制度の実施状況を検証しながら、特別区の区民葬儀運営協議会、こちらの場においても、助成制度の在り方については検討していきたいと思っております。

○田中（香）委員長　宮間政策研究担当課長。

○宮間政策研究担当課長　現在のところ、民間の火葬料金というのは、民間事業者で決定をいたしまして、そこに行政、市区町村が介入できるというのが制度になっていないんですね、法制度上。そこで、先ほど福祉政策課長のほうからもありましたけれども、区民への補助というところで、今、助成制度というのは設定されているところではあるんですけれども、そもそも、そのような形で民間の料金設定についても、何かしら行政側で指導監督ができるようにというところで、昨年度、法改正の国要望というのは、特別区長会を通じてしているところでございます。

○田中（香）委員長　高山委員。

○高山（か）委員　ありがとうございます。今、私も存じ上げていますが、当然、進課長おっしゃっていただいたとおり、ただ、その資本が入る前は５万9,000円だったんです、火葬料金って。そこから７万5,000円に引き上げられて、今は８万7,000円と。当然、スライドしているわけではないんですが、では、また10万とか15万になっていけば、では２万7,000円という補助が３万円、４万円と、いたちごっこになっていく、それを恐れているわけですね。

ですから、そのあたりはしっかりと主張するべきは主張し、入れていくのであれば、先ほど申し上げたとおり、しっかりと会計なんか含めて、企業にしっかり口を出せるようにしていくということが大切かと思いますので、お願いいたします。

最後に、191ページの高齢者自立支援事業における、高齢者支援事業、様々な。ここについて、高齢者福祉課長にお尋ねしたいんですが、今、申し上げた、多死社会において、様々な高齢者の安心事業で見守りサービスなど、他の事業者等と協定を進められているかと思います。ちょっと孤独死についてお尋ねをしたいんですが、依然として発見が遅れる孤独死というのが全国的に存在しているというか、事例が発生していると思うんですね。最初は同居とかされていても、様々な事情によって単身者になられた方や、高齢者だけではなくて、いわゆる8050世代といわれる中年期のお子さん、それから社会的に孤立した現役世代や単身者の方にも当然言われることだと思うんですね。先ほど松丸委員も、身寄りのない高齢者という形のお話はされていましたけれども。

で、従来の高齢福祉の枠組みだけでは、なかなか支え切れてないというか、捉え切れてないというか、御存命中の支える事業というのはたくさんあるんですが、お亡くなりになった後、どうケア、フォローしていく考えがあるのかって、そういう施策があるのかということをちょっとお尋ねしようと思うんですが、また、孤独死される方が見つかった場合、賃貸住

宅における原状回復の費用というのや遺品の整理、死後の事務の手続というのは、大変大きな課題になっているかと思うんです。これがプラス、その民間の借家制限、いわゆる大家さんが躊躇するという、引き起こす一因にもなっているんですね。

その中には、孤独死が発生した場合に、室内における遺品や家具を大家さんが、法律では勝手に処分することができません。いわゆる、自力救済の禁止ということになるわけですね。相続人を当然探さなければいけない。あるいは、家庭裁判所を、場合によっては通じた手続というのが必要になってくるかと思うんです。さらに、先ほど申し上げたとおり、発見が遅れれば遅れるほど、その部屋の特殊清掃、原状回復というのも必要になってくると思います。

国のガイドラインは、孤独死、いわゆる自然死等も含め、その自体、原則告知不要と、その整理しつつありますけれども、特殊清掃とかが入った場合は、貸し出す大家さんには告知義務が発生するということになるわけですね。

で、御質問なんですが、今、申し上げたとおり、生前のサポートというのはたくさん、区でもやっていただいているというのは私も理解しているんですが、単身の御高齢の方、御高齢も含めて、単身の方が安心して暮らせるための制度、保険、また、家主の原状回復制度の普及など、死後の予防ですね。発生後のアフターフォローまで見据えた、包括的な施策というのが何か区で、私、ちょっと見当たらなかったんですが、あるのかということ。また、身寄りのない方がお亡くなりになったときに、例えばその方がペットを飼っていた。本来なら、そのお亡くなりになる前にお世話が難しくなって、他の方に引取手を探すというのが必要になってくる方、いらっしゃっているかと思うんですが、その予期せぬことが起きて、また、お亡くなりになった後に、飼っていたペットが生きていた場合、または、同じく亡くなっていた場合、当然そのペットにも名前とか病歴とか様々な癖とかがあるかと思うんですね。それは、見つかった場合、区として、どのように対応しているのか。亡くなった後の施策、これ非常に大きな問題だと思うんです。文京区の中でも御高齢の方、たくさんいらっしゃいます。これから特に超高齢化という中で、民間任せにできない問題というのがあるかと思うんですが、区がどこまで関与できるのかというのを含めて、ちょっと見解を教えていただけますか。

○田中（香）委員長　進福祉政策課長。

○進福祉政策課長　まさにおっしゃるとおりで、今般の改正社会福祉法の中では、身寄りのない高齢者が生活支援なり、お亡くなりになった後の、その方の遺志、そういったところをどう支援していくかというのが非常に大きな課題となっております。

今、文京区のほうで考えているのは、まずは、生活支援という部分は、なかなか財源的な問題とか対象者の多さとかそういったところから課題がたくさんあるので、そこは国のほうの動きを注視しているんですけど、その方々が亡くなった後の思いというのをどう引き継ぐかというところは、ちょっと今、検討しているところでして、ただ、今、社会福祉協議会でやっているのはユアストーリー、こちらのほうも活用はできますけど、ただ、一定の費用がやっぱり30万から100万ほどかかりますので、その費用をできる限り低廉もしくは無料にしながら、ちょっと何かしらの方策がないかを検討しているところです。

またあわせて、今、言っていただいた賃貸借物件でお亡くなりになった後の費用、こちらについては、この間、不動産業者と住まいの連絡会というのをやったときに、今、言っていただいたような課題がたくさん出まして、やっぱり相続人を探すときには弁護士にお願いしますし、相続放棄されたら残置物、本当に燃やしていいのか、捨てていいのかという課題とか、あと、賃貸借契約の解除、こちらも幾ら遺言書に書いてあっても、やっぱり合意契約書なので、法定事項となっていない以上、簡単には解除ができないというような状況となっております。

で、不動産業者のほうと、いろいろ話す中では、国のほうで一旦モデル条項というのを出していまして、こちら大家さんと借主と、あと第三者、こちらを立てて、三者のほうでそういった課題に、お亡くなりになった場合の法的な整理をするという課題ができるという、ちょっとモデル条項がございますので、そういったところを居住支援法人とか、あと不動産に詳しい司法書士会、そういったところにもちょっと話を聞いてみて、具体的な対応ができないか考えているところとなっています。

○田中（香）委員長　高山委員。

○高山（か）委員　ペットについては、まさかいきなり保健所に連れていくとかそういうことではないかと思うんですが、どういうふうなアフターフォローというのをされているのかというのは。

○田中（香）委員長　瀬尾地域包括ケア推進担当部長。

○瀬尾地域包括ケア推進担当部長　まさに、お独りの方、高齢者に限らないんですけれども、今、お独り住まいの方が非常に増えているので、緊急事態があったときどうするかというのは、本当に福祉部全体の今、課題となっております。

ペットに関しましては、保健衛生部のほうで動物の愛護というところの観点がございますので、一般的な動物であれば、引取手をＮＰＯさんとかそういった活動団体に連絡して、探

していただいているというところがあります。

そのほかの爬虫類とか、ちょっと一般のお引取りが難しい動物についても、できる限り引取手を探すようなことをしている状態です。

今、亡くなられた場合、生前の相談は高齢福祉課なんですが、亡くなられた後の対応につきましては、生活福祉課のほうで、また、大家様のほうは、今の現状は自費負担での原状回復になりますけれども、先ほど福祉政策課長が申し上げたような生前の契約方法、または預託金を預けて、死後に相続に至らずに残置物は解除できるというような契約方法もいろいろな方法が出てますので、そうした情報も併せて区で提供できるように考えていきたいと思っているところでございます。

○田中（香）委員長　高山委員、まだ……。

○高山（か）委員　これで終わります。

○田中（香）委員長　これで終わる。はい。では、どうぞ。

○高山（か）委員　ありがとうございます。

先ほどから申し上げているとおり、様々ケアをしていきませんと、賃貸オーナーの警戒感というのは当然強まりますし、結果として、では単身高齢者の住まいが見つからないということにもつながっていくと思うんですね、住宅困窮になってしまうと。生前からの成年後見や遺言、死後の事務のサポートの普及と家賃保証や先ほど申し上げていただいた残置物の処理等を対応した、そのサポート体制というのを区もしっかりとやっぱり考えていく必要があるかと思います。

孤独死の予防と住まいの確保の両立をしっかり可能にしながら、大家さんも安心してもらえる仕組みというのをつくっていきながら、単身の高齢者の方を含めた区民の方が住み慣れた文京区で最後まで住み続けられるという安心した政策をつくることが、まちづくりの一つとして直結していくと思うんですね。

ですから、様々、皆さん御自身のことに不安があって、今、生きていられる方というのは、御高齢の方じゃなくても、たくさんいらっしゃると思いますので、そういったところをしっかりとすくい上げながら、意見を聞きながら、先々の施策を進めていっていただきたいと思いますので、ありがとうございました。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

それでは、ここで午前の審議を終わらせていただいて、１時間休憩に入ります。

午後は、上田委員の質問からスタートさせていただきます。

お疲れさまでした。

午前　１１時５９分　休憩

午後　　０時５７分　再開

○田中（香）委員長　地震速報で大分お騒がせをしておりましたが、何事もなく始められそうでございます。

それでは、午後の審査を始めます。

上田委員の質問からです。

上田委員。

○上田委員　ありがとうございます。

社会福祉費では、こども若者支援課長と福祉政策課長と、あと障害福祉課長にお聞きしたいと思います。

まず、185ページの新たな青少年プラザ施設整備と、あと、中高生の居場所事業について、伺いたいと思います。

旧大塚地域活動センターの解体後、第二青少年プラザの建設が進んでいません。令和８年３月の入札では、契約に至らず、５月には共同企業体の構成等を変更して再公告し、工事完成期限も令和10年５月から８月へ延長しましたが、再び契約には至りませんでした。設計や施工方法、工期、発注条件等の見直しを検討しているものの、まだ見通しが立っていないというふうに伺っております。

また、令和７年度に始まったAQUABASEは、事業者の御厚意により、期間限定で中高生の居場所として利用させていただいたもので、民間との連携により居場所の選択肢が広がったことを評価しておりますけれども、本年夏に終了しています。

第二青少年プラザの開設までには時間を要しますし、b-labの利用にも地域的な偏りや混雑があることから、身近な地域で中高生が自由に過ごせる居場所をさらに増やしてほしいと思います。

AQUABASEで得られた経験も生かし、既存の施設の活用や民間との連携などにより、開設までの間も居場所の充実をどう進めていくのか、お聞きします。

○田中（香）委員長　日比谷こども若者支援課長。

○日比谷こども若者支援課長　新たな青少年プラザの建設工事、中高生居場所事業AQUABASEについては、委員の御指摘のとおりでございます。そういった中で、中高生の身近な居場所づくりというのは、引き続き重要であると認識をしております。現状、これはb-labの事業に

なりますが、大塚地域活動センターでの出張マナビ場事業、これは既存施設を利用した居場所であり、そういった取組が区内でも拡大できないかというところを、検討を今、進めているところでございます。

また、AQUABASEのような民間との連携も模索しながら、引き続き中高生の居場所の充実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○田中（香）委員長　上田委員。

○上田委員　ありがとうございました。

続いて、187ページの権利擁護センター及び成年後見制度利用事業について、市民後見人の養成と活動支援について、伺いたいと思います。

令和７年度に始まった市民後見人養成講座には、28人の実績が記載されています。文京の社会福祉のほうにですね。今後、市民後見人が１人で抱え込まず、安心して本人に寄り添った支援を続けられるように、継続研修や相談対応、専門職との連携など、活動を支える体制を整えていくことが重要だと思います。

で、今年６月に成立した改正民法では、後見、補佐、補助の３類型を補助に一本化し、本人に必要な事項について、代理権、取消権を付与するとともに、制度利用の必要性がなくなった場合には終了できるようにするなど、本人の意思や支援の必要性に応じた制度へと見直されます。こうした見直しも踏まえて、今後は、本人の状況に応じて、専門職と連携しながら、支援することがより大切になると考えます。

市民後見人と専門職が役割を分担する複数後見や、社協の法人後見の下で、市民が支援に参加するなど、チームで支える仕組みについて、どのようにお考えか、伺います。

あわせて、改正法の施行に向けて、市民後見人の養成や研修、相談支援、区の成年後見制度利用支援事業などについて、見直しが必要となる点があるか、伺いたいと思います。

先ほどお話のあった、高齢期の生き方に関する意思決定支援とか、広い意味での終活支援として、ＡＣＰの普及とか、ユアストーリーに取り組んでいただいていますけれども、先ほど福祉政策課長がおっしゃったように、ユアストーリーは参加できる人数が限られて、費用も高額であることから、今後、在り方を検討するというふうにおっしゃっていました。これまでの取組を生かしながら、より多くの方が少ない費用負担で自分のこれからの生き方や希望を伝えて、伝える機会となる事業を進めていただくようにお願いしたいと思います。

あと、189ページの文京すまいるプロジェクト及び居住支援について、伺います。

先ほど来いろんな方からお話あるところですけれども、令和７年度のすまいる住宅の新規

登録は43件で、前年度の55件から減少して、高齢者の入居決定は22件でした。住宅の確保や入居につなげる上で、どういう課題があるのかなとか、あと、家主や不動産事業者の声を踏まえた手続の簡素化や周知など、制度の改善にどのように取り組んでいらっしゃるのか、伺いたいと思います。

令和７年の国勢調査では、全国の単身世帯の割合が41.4％と初めて４割を超えて、民間賃貸住宅に住む世帯の割合も30.9％となっています。単身世帯が増える中、住まいの確保と入居後の生活支援を一体的に進めることが重要だと思います。

住宅マスタープランでは、住宅確保に配慮を要する方への居住支援は、福祉部門の施策として整理されていますが、先日の居住支援協議会では、学識経験者の方から住宅部門との一層の連携を求める意見があったと伺っております。こうした意見を踏まえて、福祉、住宅両部門の連携をどう進めていくのでしょうか。特に、家主が不安を抱く入居後の見守りや緊急対応、死亡後の残置物処理や、賃貸借契約の終了について、関係機関との連携した支援が必要となります。

不動産事業者との連絡会では、こうした課題について意見交換していると伺っていますけれども、そこで上がった課題と受入れ住宅の拡大に向けた今後の取組を伺います。

○田中（香）委員長　進福祉政策課長。

○進福祉政策課長　まず、市民後見人のほうですけれども、先般、社会福祉協議会のほうで市民後見人の養成委員会を開催しております。そこで共有されたのは基礎講座、今、委員おっしゃっていただいたとおり、28名が受けているんですけど、今年度は実際の実践講座17名となっておりまして、やはり全員が実践講座のほうには進んでなく、その課題としては、やっぱり内容の難しさとか、実際の活動の不安、そういったところをやっぱり少し支援をしていかないといけないというような話は出ております。

そういったためには、実際に活動するときに、市民後見人と実際に後見人を受けられる方の相性という問題もありますし、また、実際に後見人が始まったときの相談対応、それから継続的な研修とか、あと、弁護士とか司法書士、専門職による助言がやはり一貫して支える体制、これを整えていくことが非常に重要と共有したところです。

また、民望の改正の施行に当たっては、こちらも課題が出されたんですけと、不動産の売却とか遺産分割を行った場合、それが目的を達成すれば一旦後見人が切ることができるという仕組みが今回入りますけど、そのときにやはりそれが空白期間として、支援を受ける本人の不利益につながるんじゃないか、そこもやっぱり何とかしなければいけないかなというふ

うに課題が、こちらも課題ですけれども、出されたところです。

国のほうでは、今回、12月をめどに、こういった民法改正の制度見直しを踏まえて、権利擁護の在り方について取りまとめを今、行っている状況ですので、その動向を注視しながら、引き続き市民後見人の活動支援の体制整備、着実に進めていきたいと思っております。

それからあと、文京すまいるプロジェクトについてのお尋ねですが、件数が減っているところですけれども、実際にちょっと具体的に分析はできてないんですけど、一つの要因としては、すまいるプロジェクトを登録して入居につなげる。また、その過程の中で、実際にすまいる住宅に登録していなくても、制約してから、それがすまいるプロジェクトの要件に合うので、登録しますといったような形で、件数が年々、年間でいくと増減が若干あると。ただ、令和３年以降見てみると、やはり登録自体の総数は平均で見ると1.5倍ぐらいに増えていますので、ここら辺は着実に進められているのかなと思っております。

それから、これからの家主とか不動産事業者の声を踏まえた手続の簡素化とか周知ですけど、こちらも住まいの協力店連絡会議の中でこういったことも話をしていまして、その手続の簡素化については、特に御意見はなかったんですけど、すまいるプロジェクトに登録する住宅の要件緩和、今、17万円となっていますけれども、近年の賃料の引上げとか、あと、セキュリティがついた部屋がやっぱり人気があるというところ、登録をしたいというところで、そこの引上げについては要望があったところです。

また、不動産同士の登録された住宅ついて、情報共有を一定メールとかではしているんですけど、やはりそれぞれの25店舗の区内の不動産事業者さんがすまいる住宅を御紹介するときに、やっぱりメリット、デメリット、その物件の細かい情報まで教えてほしいと、それはそれぞれの方が言っておりまして、そこもちょっと改善に今後取り組んでいくところとなっております。

また、先日の居住支援協議会の福祉と住宅両部門の連携、こちらは講演のほうで講師の方が言っておられたんですけど、住宅確保だけでは、やっぱり地域包括ケアの柱の一つである住まいの確保にはつながらなくて、いかにそこで地域づくり、住宅といえども地域づくりを進めていくかというところで、いわゆるキーワードとしては、気づきとかつなぎとか、そういったところのキーワードが出たところでして、ただ、文京区の場合、住宅の確保の政策とか、今、進めております重点的支援体制整備事業、こちら同じ福祉部の中でやっておりますので、そういったところでは連携しやすく、また、実際にそういった事例があれば、速やかに必要な支援につなげていきたいと思っております。

以上です。

○田中（香）委員長　上田委員。

○上田委員　ありがとうございます。

続いて、197ページの医療的ケア児支援ルーム事業について、伺います。

令和７年４月に元町ウェルネスパークにひまわりが開設されたということで、令和７年度２人受け入れていただいています。医療的ケア児の社会参加の場ができて、御家族にとっても心強い支えになっていると思います。そういった御家族の声とか成果とか課題については、松丸委員や海津委員がお聞きいただいたので、よろしいかと思うんですけれども、私からは、災害時の備えについて伺いたいと思います。

避難所総合訓練の際に、医療的ケア児の保護者の方から、非常用電源の確保についてお問合せを受けたことがあります。ひまわりでは、停電時の電源の容量や使用可能時間、必要な物品、人員体制など、災害時にどのような備えをしていらっしゃいますでしょうか。

また、ふだんから利用している施設へ直接避難できれば、本人も御家族も安心につながると思います。ひまわりを医療的ケア児が直接避難できる福祉避難所として位置づけることを検討してはどうでしょうか。令和７年度の生活に関する調査で把握した……障害児実態調査ですね、把握した支援ニーズも踏まえて、医療機関等と連携した受入れ体制の整備について、お聞かせください。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　医療的ケア児支援ルームにおける、災害時を想定した対応というところでございますけれども、まず、電源の確保としましては、ポータブル電源を確保しており、吸引器、酸素濃縮器、レスキューセットなども備えているところでございます。非常用電源につきましては、例えばたんの吸引機を使用する場合を想定すると、３人の医療的ケアの必要なお子さんが頻回に吸引を行った場合でも、１日以上使用できる想定となっております。

こうした災害時を想定とした備品を備えることで、医療的ケアの必要なお子さんを保護者の方が迎えにいらっしゃるまで、あるいは送迎で送り届けるまで、必要な医療機器の電源を確保するとともに、現場の職員による支援を行うという対応となっております。

○田中（香）委員長　上田委員、よろしいですか。はい。

千田委員。

○千田委員　私からは、老人福祉事業費と、あと心身障害者福祉について、質問させていただきます。

まず、188ページ、老人福祉事業費なんですけれども、質問するのはシルバーパスなんですけど、シルバーパスは項目がありません。区の補助がないので、項目には上がってないんですが、しかし、高齢者の多くの希望というか、要望を聞いておりますので、ここで質問させていただきます。

日本共産党文京区議団は、３月区議会で予算修正を提出し、その中で、シルバーパスを1,000円に補助する修正も行いましたが、否決されてしまいました。

また、請願ですね、シルバーパスを区の補助で1,000円にすることという請願がありました。これ厚生委員会で議論しました。共産党は採択したんですが、他会派の不採択で、これも結果不採択になりました。その厚生委員会の中で、課長さんが文京区の費用、シルバーパス1,000円にしたら8,000万円、答弁されたんですけど、その根拠をお答えください。

○田中（香）委員長　鈴木高齢福祉課長。

○鈴木高齢福祉課長　厚生委員会で述べました8,000万円の内訳なんですけれども、こちらの積算につきましては、介護保険料の令和７年度末の所得段階別人数から、所得が135万円以上の割合の推計値を算出しまして、そちらの推計値を令和８年４月の区の70歳以上の人口統計に当てまして、シルバーパスを一律1,000円とした場合、購入補助が必要となる母数を１万5,000人というふうに算定いたしました。その１万5,000人のうち対象者の50％弱が購入するというふうに想定したところ、7,500人掛ける１万1,000円の補助になりますので、8,250万、50％弱と見ておりますので、8,000万円というふうに申し上げたところでございます。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　補助する対象が7,500人という想定で割り出したということが理解できたんですけど、実際1,000円になったらもうちょっと買う人は増えるかなとは思いますけれども、このシルバーパスというのは、買物や通院などに欠かせないものです。高齢者が気軽に外出する機会が増えて、フレイル予防にもつながります。高齢者の移動の権利、交通権ですね。交通権を守り、負担軽減のためにも、文京区も独自助成を実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　鈴木高齢福祉課長。

○鈴木高齢福祉課長　厚生委員会のときも申し上げましたが、こちらについては、まず、都において、昨年10月に２万510円から１万2,000円に大幅に軽減されたところでございます。また、東京都おいては、10月からのＩＣカード化により利用実態を把握しながら、高齢者施策全体で総合的に議論する中で、制度の在り方を検討していくとされておりますので、今後の

動向を文京区として注視してまいりたいと考えております。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　2025年度から２万510円が１万2,000円になり、135万円以下の方はそのまま1,000円ですけれども、都のほうでは補助額をかなり上乗せしてはおりますが、しかし、この25年度からの実施で、荒川区に加えて、豊島区、墨田、港、江戸川、葛飾が10月から補助を実施して、１万1,000円補助しています。そして、江戸川区は、１万円を助成して、2,000円。この全部で７区になります。さらに、来年度、2027年度からは、足立、杉並が補助して、１人1,000円、高齢者の方１人1,000円で購入できるようにします。

なので、23区の約４割、９区に広がることになります。ぜひ、ほかの区でも実施していますので、文京区も独自助成を実施して、全ての区民が1,000円で購入できるようにするべきです。もう一度、他区と比べていかがでしょうか、伺います。

○田中（香）委員長　鈴木高齢福祉課長。

○鈴木高齢福祉課長　他区との比較なんですけれども、まず、シルバーパスを一律1,000円にするかどうかということについては、そのことがフレイル予防に直結するかどうかというところの検証が必要であると考えております。介護予防事業ですとか、様々なフレイル予防施策がある中で、慎重に考える必要があると思っております。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　確かに、高齢者の方のいろんな対策は必要だと思います。決算審査特別委員会の我が党の質問から、区の歳入総額の歳出総額に占める老人福祉費を質問しました。これは、文京区5.1％で、何と23区中22位、下から２番目なんですね。このことが明らかになりました。高齢者に優しい文京区であってほしいので、老人福祉費を増額し、シルバーパスの補助を要望します。

もう一点、シルバーパスへの質問なんですけど、更新手続の相談会についてです。

小石川郵便局で、７月、８月と行われましたが、何人相談者がいらしたんでしょうか。

○田中（香）委員長　鈴木高齢福祉課長。

○鈴木高齢福祉課長　こちらの人数については、こちらでは把握していないんですけれども、周知につきましては、民生委員さん等を通して、電話、コールセンターもそうですし、相談場所につきましても共有させていただいたところでございます。私がコールセンターにかけたところ、一定程度つながるというところがございましたので、相談については、ある程度できたのかなというところでございます。

また、今後も、もし分からないことがありましたら、高齢者あんしん相談センター、民生委員さん、または高齢福祉課のほうに聞いていただいてもいいですし、都のコールセンターに聞いていただいてもいいかと思いますので、スムーズなシルバーパスの手続というところにはつなげていきたいと思っております。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　文京区の高齢者の方が相談に行ったので、人数ぐらいは区としても把握していただきたいなと思います。

それで、小石川郵便局の場所なんですけど、都営バスだとか春日二丁目からすぐなんですけど、茗荷谷の駅からは、徒歩10分となっているんですが、高齢者の方ではとても10分では無理だと思うんですけど、あと、やっぱり千駄木とか離れたところは場所が分からないという方も結構いらっしゃいます。目黒区では、目黒駅から徒歩31分の目黒郵便局で実施しました。それよりは文京区はましですけれども、しかしながら、猛暑、酷暑の中、10分以上も歩かせる。これ熱中症をはじめ健康問題も心配です。相談は庁舎内でやることを提案したいんですが、いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　鈴木高齢福祉課長。

○鈴木高齢福祉課長　更新手続の相談会等につきましては、今年度の実績ですとか、ほかの方のニーズ等も踏まえて考えていきたいとは思うんですけど、基本的には都の事業になりますので、その中で、区がどれだけサポートできるかというところを重視してまいりたいと考えております。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　都の事業でありながらも、利用するのは区民の方なので、区民が利用しやすい場所、暑い中歩かせないで、そういうことも考えていただいて、相談は庁舎内でやることを検討していただきたいと思います。

もう一点、195ページ、補聴器なんですけど、高齢者の補聴器補助ですね、令和７年度から所得制限が撤廃され、補助上限が２万5,000円から７万2,450円に引き上げられました。また、５年後にも申請が可能となりました。補聴器補助を開始して、令和２年から開始して、令和６年の５年間までで、この補助制度を利用した方は248件であることが、私たちの質問から明らかになり、さらに令和７年度は366件の補助利用者があった。５年間で248件が補助を上げたことで１年間で366件と非常に購入者が増えたということは喜ばしいことなんですが、しかし、平均額も幾らですかという質問に対して、25万3,000円という回答でした。非

常に高価です。生活保護の方で補聴器購入の補助を利用した実績がありますかどうか、伺います。

それと、千代田区では、ゼロ歳から64歳も対象で、三鷹市、調布市、狛江市では、高齢者以外も対象です。文京区でも、金額の上限を14万4,900円にして、全年齢を対象にすることと、それと、難聴を早期発見するためにも、区民健診に聴力検査を追加することを併せて伺います。

○田中（香）委員長　鈴木高齢福祉課長。

○鈴木高齢福祉課長　補聴器の質問についてなんですけれども、その中で生活保護の方が何名いらっしゃったかというところは把握してはいないんですが、ただ、こちらの事業につきましても、令和７年度から２万5,000円から７万2,450円に上げたところでございます。さらに、委員からあったとおり、前年度５倍以上の実績があったというところで、非常に効果のある事業であると考えております。

また、加齢に伴う難聴については、生活の質ですとか認知機能に影響があると言われておりますが、介護予防や生活の質を維持していくためにも、難聴の早期発見、早めの対策というのは本当に必要であると考えております。こちらの事業につきましては、昨年の実態調査におきましても、不安があるが、まだ補聴器を購入していないという方も一定程度おられると思いますので、注視しながら区の施策を進めていきたいと考えております。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　非常に高価なものなので、やはり生活保護の方がどれだけ利用されたか、やっぱりそういう方たちにもぜひ利用してほしいので、人数は把握していただきたいと思います。

あまり買う方少ないかなと思いますけど、やっぱり一定程度の補助額を上げていかなければ、これは今後も要望します。

あと、補聴器相談会なんですけど、この補聴器も高ければよいという単純な話ではないそうで、何よりも重要なのは、購入後の調整で、その期間は数か月から人によっては年単位を要する場合もあります。耳に補聴器をつけることに慣れ、補聴器から聞こえを脳に認識させる訓練も必要ということです。なので、高い機器を購入しても、慣れる前に使わなくなってしまう方も多いというのが今、実態だそうです。

それで、補聴器、これは今、申し上げたのは、補聴器購入後ですが、やはり補聴器購入前でも、高齢者の相談に応じていただきたいと思うんです。区では、補聴器購入前の相談、また補聴器購入後のアフターフォローはどのように実施しているのでしょうか。

○田中（香）委員長　鈴木高齢福祉課長。

○鈴木高齢福祉課長　補聴器の相談についてなんですけれども、区では、どちらかというと、補聴器を使ったらこういういいことがあるということはお伝えはしているんですけれども、細かい、あんしん相談センター等では、相談は受けていないところでございます。

また、補聴器のアフターフォローについてなんですけれども、補聴器に関するアンケートを実施したところ、補聴器のおかげで維持できていると思うことは何ですかというところで、日々の生活や活動というところに多くの方が回答していただいていることから、一定程度、補聴器を使うことで、アフターフォロー、どこまでというところはまだ把握してないところではあるんですが、補聴器が日々の生活に役に立っているというところは、こちらで確認ができているところかなと思います。

また、委員おっしゃったとおり、補聴器を使った後、嫌で外してしまうという方も一定程度いるかと思いますので、こちらにつきましては、意見を聞きながら、どういったニーズがあるかということについては、引き続き確認をしていきたいと思います。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　ぜひ、地域包括センターでの言語聴覚士の相談など、実施していただきたいと思います。

ちょっと他区の紹介なんですけど、足立区の障害福祉センターでは、聞こえの相談、アシストでは、無料相談を実施し、丁寧なアフターフォローに応じてくれる認定補聴器店、区内３店舗あるそうですけど、と連携を取りながら、支援を進めています。

また、江東区では、介護保険課が購入後の無料相談、無料調整相談を実施し、高齢者補聴器無料利用相談協力店には、８店舗が登録し、さらにホームページでは、今でも協力店を募集しております。

文京区でも、ぜひ、補聴器購入前後の言語聴覚士など専門家の相談、購入後のアフターフォローを無料で実施できるよう体制を整えることを求めます。

先ほども申し上げましたが、区の歳入総額の歳出総額に占める老人福祉費は5.1％で、23区中22位、ぜひ、高齢者に優しい文京区であってほしいので、老人福祉費を増額し、先ほどもシルバーパスの補助を求めましたが、補聴器購入補助の増額と補聴器の相談ですね、そこも検討していただきたいと思います。御答弁ありますでしょうか。

○田中（香）委員長　鈴木高齢福祉課長。

○鈴木高齢福祉課長　シルバーパスと補聴器についての御要望いただきましたけれども、区と

しましては、高齢者の施策につきまして、全体フレイルを含めて、どういった政策を公平公正にするかというところを考えております。文京区の場合、フレイルに対しての一定知識については、かなりついているかなと思います。

また、新しい認知症観等、区の方の知識というところは上がっていると思いますので、そこにどうアプローチしていくかというところが区の課題だと感じております。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　ぜひ、老人福祉費増額をして、高齢者に優しい文京区であってほしいと思います。

続きまして、心身障害者福祉について、質問いたします。

195ページの心身障害者（児）レクリエーションですね。令和７年度は、128人参加で、190万1,052円です。令和６年度は、124人参加で、188万円でした。今年は、既に終わったんですけど、令和８年度、171人の参加で、280万円でした。参加者からどのような声を聞いていらっしゃいますでしょうか。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　心身障害者（児）バスレクリエーションにつきましては、毎年、楽しみに参加していますというようなお声なんかもいただいておりまして、区として、障害当事者の方、あるいは介助者の方のレクリエーションの機会というところで、一定役割を果たしているというふうに認識をしております。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　今年は新江ノ島水族館で、きれいになって、私も参加させていただきました。２日間かけて、大型バス６台で行って、車椅子の方も参加できるということで、非常に人気があると。作業所の保護者会でも、このバスレクリエーションのことは非常に話題になって盛り上がるんですね、皆さん楽しみにしているので。23区中では、区主催が少なくなっている傾向にはありますが、先ほど課長さんもおっしゃられたように、とても皆さんが楽しみにしているので、これは重要な、障害者にとって継続していただきたい事業なので、今後も継続していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　今、委員のほうからお話がございましたように、区が把握している情報では、バスレクリエーションを23区で実施しておりますのは、本区も含めて６区という状況でございます。実施している区は少ないんですけれども、やはり先ほど答弁申し上げたように、毎年参加を楽しみにしている方がいらっしゃいますので、区としましても、本事業を継

続していく考えでございますので、引き続き当事者の方、御家族の方への余暇支援ということで進めていきたいと考えております。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　ぜひ、継続していただきたい、大事な事業だと思います。

それで、作業所の保護者の方から、これ何人も聞いているんですけど、文京区の作業所には文京区でない方も働いていらっしゃいます。なので、区内在住だけでなく、区内在勤も参加させてほしいという意見がありました。やはりお友達同士でバスレクのことを話しているときに、ちょっとつまらないんですよね、みんなが楽しみにして話しているときも、蚊帳の外というか、なので、ぜひ在勤も参加させていただきたいという要望がありました。これは文京区の区としての企画で、区のお金を支払うので、区内在勤の方、他区の方は自費負担になるなど、工夫はあると思いますが、ぜひ区内在勤の方も検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　本区のバスレクリエーションのほうに、興味関心を持っていただいて、大変ありがたく存じます。ただ一方、区が実施する事業でございますので、基本的には文京区にお住まいの障害当事者の方、御家族の方などの介護者を対象として実施するものというふうに認識をしております。

先ほど御紹介しましたように、23区で実施している区も今６区というような状況でございますので、様々な障害福祉施策を区としては進めていかなければいけない中で、なかなか対象者を拡充して本事業を実施するというのは、難しいというふうに認識しております。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　ぜひ、障害者にも優しい文京区であってほしいので、区内で働く障害者にも優しい文京区であってほしいと思うので、そのことは要望します。

それと、199ページ、福祉手当ですね。

文京区の福祉手当は、１万5,500円と１万3,500円、この金額が30年間上がっていません。30年前までは毎年500円ずつ上がっていましたが、せめて物価高騰分は上げてほしいと思うんですが、このことを何回も要望しているんですが、なかなか通らないんですけど、しかし、本当に現実問題、この物価が高騰する中で、30年間も上がってないというのは、まさにまれなんじゃないでしょうかね、いろんな福祉政策の中で。この増額を求めて伺います。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　心身障害者福祉手当につきましては、まず、１万5,500円の部分につきましては、東京都の条例で定められている支給対象者と支給額に合わせて、区のほうも同額として対象者の方に支給しているものでございます。都の条例で支給対象外となっている、身体障害者手帳３級と愛の手帳４度の方につきましては、これは区の独自の施策ということになるんですけれども、半数以上の区が１万円未満というところの中、最も低い区は4,500円というような情報を把握しておりますけれども、その中で、区独自に１万3,500円を支給していたところでございます。

支給額につきましては、東京都において、平成８年度以降改定してないというところから、区においても同様の対応としているところでございまして、増額については、現状考えているところではございませんが、引き続き他の自治体の動向等を注視していきたいと考えております。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　ぜひ、増額を検討していただきたいと思います。

それで、振込通知なんですけど、福祉手当の振込通知を2023年度から廃止しました。このことを本会議のほうで質問いたしました。どのような経緯でやめたのかと。そしたら、区として取りやめたとの、本当僅かな言葉だったんですけど、この区長答弁で、当事者である障害者の意見を聞かずに通知を廃止したことが明らかになりました。非常にこれ問題だと思うんですけれども、障害者権利条約、私たちのことを抜きでは決めないでという合い言葉というか、このことに全面的に反していると思うんですけど、当事者に聞かないで実施したこと、このことについてどうお考えでしょうか。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　心身障害者等福祉手当の支払い通知につきましては、従前から圧着はがきで送付をしておりましたが、圧着はがきの特性上、郵便局の配送時にはがきが２枚重なった状態で配送されることがございました。これらの郵便事故というのが特に雨の日で起こることが多くて、対象者の氏名や住所が別の対象者の方に分かってしまうという、個人情報の流出事案が複数回起きているというところの中で、区の中で課題認識を持ってございました。実際、心身障害者等福祉手当につきましては、手当の認定時に支払日と金額について御案内しているものでございますので、これについては、区の事務手続として、やはり効果より個人情報漏えいのリスクが高いというふうに判断をして、令和５年度当時に廃止のほうを決定したものでございます。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　誤送付は、それ自体が問題だと思います。私が申し上げているのは、当事者の声を聞かなかったことということが問題だと思います。今まで続けてきたことをやめるには、ぜひ当事者の意見を聞いてほしかったと思います。それで、もう今からでも遅くないので、当事者の意見を聞く、そして希望されている方には再開する、このことも検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。201ページ、心身障害者福祉作業所管理運営費です。

福祉作業所は、区内13か所あり、文京区立は２か所です。この区立の施策が減らされているんですけど、2020年から交通費助成がなくなり、2022年には、無料だった旅行が本人負担で希望者だけになりました。また、無料で行われていた健康診断も、2022から１万円の自己負担になりました。健診、交通費、一泊旅行、区で助成することは、何度も求めてきたんですけど、2022年からでももう既に５年が経過しております。

旅行が、安価な旅行ですね、工夫してすごく安価な旅行で、１泊２万円、そして健診が１万円としても年間３万円かかります。ここに交通費が入りますと、１駅乗って、乗り換えて、１駅乗ってという方だと、１月7,200円で、年間では８万6,400円になります。これが既に５年間では18万2,000円の本人負担になっていますね。交通費がなくても、年間３万ということは、もう15万円、５年間で負担しているということなんです。

本当に障害者の方が僅かな工賃で、時給170円ぐらいの工賃で、昼休みしかしゃべらず、お昼休みのちょっとの休憩でしゃべるぐらいで、本当に黙々と働いている、その中で170円しかもらえない。給食費、給食代は、これはもう半額、区に負担していただいていますけど、このことを230円負担しなければならない。その中で、本当に自由になるお金が少ない中、既に５年間で18万2,000円も負担している。本当にもうちょっと優しい、だから、利用者の立場になって考えていただきたいんですけど、障害者に対して本当に優しい文京区であってほしいんですけど、健診、交通費、そして１泊旅行の区の補助を求めますが、いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　今、委員のほうからお話がございましたように、利用者の方のお仕事ぶりというのは、私も何度も福祉作業所のほうの現場に伺いまして、把握はしているところでございます。

委員御提案の交通費、旅行代金、あるいは健診の費用ですね、そちらは公費負担すること

については、区立の福祉作業所の利用者の視点だけであれば、評価される施策であるというふうには認識しております。

一方、区ということで、区内全体の障害福祉の向上という立場を区は担っておりますので、やはり区立の福祉作業所のみのそういった公費負担をすることは、ほかの施設の利用者の方との公平性の観点で課題があるというふうに認識しております。

また、障害者施設を利用してない障害者の方も区内には多くお住まいでいらっしゃいますので、そういったところの中で、区立の福祉作業所のみ交通費、旅費、あるいは健診のほうを公費負担するというところは、やはり公平性の観点からは課題があるというふうに認識をしておりますので、再開というところは考えてはいないところでございます。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　もし公平性で論じるのであれば、私立にも助成してほしい。本当に、文京区、お金がそんなにないわけではないので、ぜひ、もっと優しくなってほしい。利用者や利用者の家族の立場になって考えていただきたいと思います。その要望は続けます。要望として、要望していきます。

それと、201ページ、障害児通所支援等事業費、４億4,420万5,267円計上されていますけど、区民センターの１階の飲食店サインウィズミーが、ありがとうの種から、令和８年４月１日にビーサイドユーに事業譲渡されました。理由は、ありがとうの種が豊島区で運営する放デイで、給付費の不正請求をしていたということで、豊島区が令和８年４月10日、児童福祉法の規定に基づき、指定を取り消しする行政処分を行いました。

簡単に言うと、何を不正していたかというと、人員基準違反、あと、営業時間帯に人員配置が不足していたわけですね、人員基準の人員配置が不足していました。また、障害児通所給付費を不正に請求していました。この不正請求額が何と5,830万円で、40％追加が発生します。追加額が2,320万円で、合計で8,162万円の返還命令が発生しています。

なぜ発覚したかというと、豊島区の不正の発覚の経緯は、この事業所が2025年３月に新規事業を立ち上げようとしていたんですね、そこで区の視察で、職員の少なさを不審に思い、翌月、実施指導及び監視を実施していたら、不正が判明したという、もし事業申請をしなかったら見つからなかったんじゃないかという、そのような状況でもありましたけど、何重にも不正してきました。

この放デイは、豊島区でありますが、巣鴨三丁目で文京区のすぐ隣にありますね。文京区の利用者がいると思うんですけど、何人いるのか。また、その方たち、その方というか、過

去にも使われていた方がいるのですが、何年にわたってこの不正があったのか。そして、もしいるのであれば、文京区としては債務者であるので、債務は幾らになるのでしょうか。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　この不正請求に係る期間に利用されていた文京区の方は、４人という状況でございます。この４人の方の障害児通所給付費の不正請求額としましては、約180万円ということになっております。これに40％の加算金のほうを文京区としても賦課をしておりますので、それが約72万ということで、合計約252万円を事業者のほうに請求している状況でございます。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　文京区の方が４人も利用していた。区民が利用しているのに、文京区としても見逃していたので、これは豊島区のせいだよと、豊島区が見逃していたということだけではないと思います。やはり文京区も見逃していたということは反省すべきですし、あと、不正請求に対して、区の憤りですとか、怒りというか、そのことを含めて、ちょっと認識をお答えください。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　こちらの事業所につきましては、豊島区のほうでも法に基づく指導検査のほうを、いわゆる事業所の所在自治体ということで実施をしていたというふうに聞いております。ただ、なかなか書類のほうも改ざんされていたということで、通常の指導検査の中では見つけることができなかったというふうに豊島区のほうからお聞きしたところでございます。

今回の不正請求、あるいは人員基準違反に対する区の認識というところでございますが、こちらは児童福祉法に基づく障害児通所支援ということで、民間事業所でありますが、公的なサービスを提供する事業所でございますので、当然、児童福祉法に係る関係法令諸規定、あるいは国のガイドラインに基づいて、厳格な運営が求められているものでございます。そうした事業所のほうがやはり人員基準違反と不正請求をしたというのは、やはりそれは指定取消になってしかるべき状況だったのかなというふうに認識しております。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　これは聾唖の方の放デイなので、利用者は聾唖者です。自分からは伝え切れないことがたくさんあります。本当にちゃんと利用できていたのか、ちゃんとサービスを受けられていたのか、心配です。人員配置もごまかしていたり、定員超過の隠蔽のために、利用実

績を別の日に付け替えたり、通所してないのに給付費を請求したり、そのような事業所で、本当に真っ当なサービス、まともなサービスが受けていられたのでしょうか。薄い支援の中で、大切な時間を過ごしていたのではないでしょうか。このことが心配なんですが、いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　人員基準違反のところは、常勤専従の要件が求められる児童発達支援管理責任者のほうが、基本的に営業日に全て配置がされてなかったというところと、あと、５対１の配置が求められる児童指導員または保育士のほうが、営業時間中配置されてなかったというところでございます。

ただ、豊島区のほうからお聞きした中では、例えば保育士、児童指導員の部分は、基準上は営業時間の全てに対して人員基準が満たされてなければいけないんですけれども、午前中の児童発達支援、あと午後の放課後等デイサービスの間の時間帯を、事業所から中抜けをしていたような事例のほうが見受けられたというふうにもお聞きしておりますので、実際の支援というところへの影響という部分は、無資格の方も含めて、人は十分配置されていたというふうにもお聞きしておりますので、そこの影響というところは、一定カバーできていたのかなというふうに思います。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、この事業所につきましては、国の児童福祉法に基づく設備、人員基準に基づいて運営されている事業所になりますので、それが人員基準違反をしていたということは、それはやはり障害児通所支援事業所として、やるべきことができていなかったというところでございます。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　障害者は声を上げられないし、不正は発覚しにくい、で、サービスが低下していたとしても分からないし、声に出せない、そのような状況ですね。だから、実際にはつかめない。もう事業所も事業譲渡されて変わっているので、不正請求する事業所でその４人の子たちがどのように過ごせたかは分からないんですが、しかし、もし質の悪いサービスを受けていたとしても分からないし、もう過ぎた時間は戻らない、取り戻せないんですね。その子たちにとって、本当に大事な時間を取り戻せないようなことになっていたのかはもう分からないんですが、もう戻ってこないんです。

なので、区としては、やはり大きな責任があります。今後も安全安心サービスが受けれるよう、環境を整備するのが行政の役割だと思います。今後、このようなことが起きないよう、

区は、文京区民の利用者がいるのですから、区の利用者、家族に寄り添って、注意深く監視指導を継続していただきたいと思います。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　今、委員のほうからお話がございましたように、当然、公的なサービスを提供するという事業所になりますので、それは今、本区のほうも児童相談所設置区になっておりまして、指定権限も有しておりますし、指導検査の権限のほうも区が有しているという状況になりますので、まず、所在地である文京区内の事業所につきましては、年１回の集団指導と、あとは、国の通知に基づく実地検査というところを実施しつつ、また、利用者の方、あるいは御家族の方のほうから、事業所に関するいろんな御意見をいただいた際には、機動的に状況を確認していきたいというふうに考えております。

○田中（香）委員長　千田委員、大丈夫ですか。はい。

続きまして、海津委員。

○海津委員　私のほうからは、183ページ、国保料の催促用封筒について、お伺いさせていただきたいと思います。

まずは、３種類全て使用を中止し廃棄すると伺いました。しかし、封筒を廃棄すれば済むというお話でもないとは思っているんですよね。なぜ区民の尊厳への配慮を欠くおそれのあるデザインが組織的な判断を経て採用されたのか、その経緯を検証する必要があるとも思っています。

また、滞納の背景には、生活困窮や多重債務など深刻な事情がある場合もあります。そうした人をさらに心理的に追い詰める危険性のあるデザインだったのではないかと思っています。困難の渦中にある人が、自らＳＯＳを出せない、出せるとは限らないわけですよね。生活問題や経済は、自殺の原因、動機の一つにもなるということが知られています。そもそも催促状を送らなければならないということ自体、その人の生活に緊急事態が起きているという、何よりもサインだったのではないかと思うんです。

なので、そこで、２点お伺いさせていただきます。

区は、催促状を送るに当たって、滞納の背景にある生活上の困難をどこまで把握し、自らＳＯＳを出せない人も想定して、福祉部門と連携した支援を行っていたのか。

次に、もう一点、今回の問題を封筒の廃棄だけで終わらせず、なぜこのようなデザインが採用されたのか、区の人権意識と徴収の在り方そのものを検証し、今後の封筒の作成にも反映すべきではないかと思うんですが、その辺の見解をお伺いいたします。

○田中（香）委員長　後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　今回のデザインの背景につきまして、法の規定で督促状そのものは送らなければならないものとされていたんですけれども、委員おっしゃいますように、個別の御事情を考慮せず、全員の方に同様のデザインをお送りしてしまったということが、まず私の判断の至らない点であったというふうに反省をしております。

今後に向けてでございますけれども、納付にお困りの方へは、これまでも状況をお伺いして、減免ですとか分納の御相談、執行停止など、個別に対応させていただいたところでございますけれども、今回の件を受けまして、改めて丁寧な対応を職員に指示したところでございます。今後も、関係各課ですとか関係機関との連携なども含めまして、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　今、督促状を送らなければならない、全員に送ってしまったということの中は分かりました。そこのところで、やはり減免などの対応もいただいていたということなんですが、よりこれからアップデートしていくためにも、そのあたりもう一度検証していっていただくということは大事だと思いますので、そこは重ねて要望しておきます。

それとあと、今後の封筒なんですけど、どんな形の封筒になるんですか。ちょっともう一度教えていただけますか。

○田中（香）委員長　後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　今回問題になりました封筒を今後使用することはございません。今後につきましては、既存の封筒の活用ですとか、通常の封筒の活用ですとか、刷り直し等、今後、検討してまいりますけれども、今後の発送予定数などを現在、精査しているところでございます。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　分かりました。そこはしっかりと、より適切な形でやっていっていただくことと、先ほども申し上げましたけど、滞納の背景にある生活上の困難をどこまで把握して、どういうふうに福祉対応も含めてやっていくかというのは、しっかりと検証していただくことを、お願いをしておきたいと思います。

次に、197ページの元町ウェルネスパークの医療的ケア児支援ルームについて、先ほどちょっとお伺いはさせていただいたんですが、その中でちょっと疑問が残っているので、追加でお伺いします。

先ほどもお伺いしましたが、年間およそ4,000万円を負担して、区は負担しているわけですよね。定員は１日２名、平日10時から夕方の５時のみで、対象は小学校３年生までで、人工呼吸器を使う子などは対象外となっているわけですよね。でも、他区では、高校生世代や人工呼吸器を使う子も対象とする預かり事業があり、平日のみではなく、土日・休日も入れているところなんですよね。そうした同様の事業と比較すると、区が、冒頭に先ほど出てきた順天堂にとって地域貢献事業と言われていたんですよね。だけど、順天堂が地域貢献しているように私には正直見えないんです。むしろ、文京区が順天堂へ貢献しているように見えてしまう。

そこで、お聞きしたいのが、区が費用を負担し、家賃も取ってないわけですよ、かかってない。受け入れる対象も限られている、この事業で、順天堂の何を地域貢献と評価しているのか、お伺いさせてください。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　医療的ケアの必要なお子さんの日中活動の場というのは、なかなか区内で少ない状況でございますので、そういった中で、一つ活動の場所ができたというところは、地域の中で必要なものだというふうには認識しております。ただ、先ほど申し上げましたように、人工呼吸器や腹膜透析の方が今現状利用できておりませんし、小学校３年生までの対象年齢というところは、地域のニーズと合致してないところがございますので、区としても、その事業を改善していきたいというふうには常々考えておりますし、それについては、委託事業者に対しても従前からお伝えをしてきて、区と一緒に事業改善に取り組んでいこうというところは伝えているところでございますので、それについて、引き続き委託事業者と協議していきたいと考えております。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　分かりました。ぜひ、委託ですので、別に順天堂に固執することはもちろんないと思いますが、やはり他区と並ぶような事業が請け負えるところというのはあると思います。しっかりとそうしたことで、区民の医療的ケア児の御家族のことも含めて、きちっと対応できるところを選んでいただくように、よろしくお願いしたいと思います。

次に、197ページ、教育センターの児童発達支援事業について、お伺いいたします。

保育園と併用するなどの子には、午後２時の療育終了後、在園するまで、そこに在園する保育園等まで送るとのこと、これから始められると。でも、これも、そもそもが昔やっていたわけですから、福祉センター時代にあった児童発達支援事業のときはやっていたのが、10

年間やらずに来たということ自体がどうなんだという話はありますが、しっかりと進めていただきたいと思います。

それで、保育園だけではなくて、幼稚園もしっかりとやることは重ねてお願いをします。

しかし、週５日通う子への支援は、これまでどおり午後２時で終わるわけですよね。これでは、当然お分かりになると思いますが、保護者が働き続けることは困難なんですよね。子どもに必要な療育を受けさせるために、親が仕事を諦めなければならないというのが、この状況、10年たっても改善しないのはなぜなのか。そもそも障害のある子を育てる家庭から、仕事を続ける機会や、子育ての楽しさ、喜びを感じる余裕を奪っているというのは、子ども・子育てのアンケートなんかでもはっきり出ているんですよね、通常の子育てと比べて。でも、これはまさに今回こうしたところでちゃんと改善していかない、そうした文京区のつくり出す社会環境からももたらされているものだということを指摘しておきたいと思うんです。

そこで、お伺いしたいのが、週５日通う子の家庭にも就労を続けられる支援を、いつまでに整えるのか、具体的に教えてください。

○田中（香）委員長　木内教育センター所長。

○木内教育センター所長　保護者の皆様が安心して就労しながらお子さんの療育の機会を確保できるという保護者支援の視点は、委員御指摘のとおり、重要であるというふうに認識しております。

現状では、保育園、幼稚園と併用して、御利用のお子さん、約３分の１程度の人数いらっしゃるということで、こちらで把握しているのは、例えばファミリー・サポート・センターですとか、あとは、ほとんどが御家族の方の御協力で保育園、幼稚園のつなぎをやっている状況というふうに認識しております。

御指摘のとおり、働き続けながら療育もしていけるということは、目指すべきところかなと思っておりますので、関係各所と調整、検討をしております。

一方で、時間がかかり過ぎるということにつきましては、人手の確保、子どもたちを安全に見守って対応できるという人材を安定的に確保することというのが一つ課題としてございます。

また、手段の確保としまして、バス、昨今、バスの運転がなかなか確保が難しいんですけれども、バスの車両の確保だけではなく、運転手、乗っている子どもたちの特性を理解するというところが必要になりますけれども、そういう運転手の確保ですとか、あと、センター

だけの問題ではなく、受け手の調整も必要になりますので、時間が少しかかっている状況でございます。

週５日御利用のお子さんにつきましては、今、利用されている方の中にも、保育園、幼稚園利用されている方いらっしゃいますので、週５日に限らず、つなぎのほうについては検討してまいりたいと思います。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　障害のあるお子さんを育てられると離婚率も高くなります。シングルになる可能性も高いです。そうしたお子さんたちに週５日、で、保護者の就労が奪われかねないということは、非常に危機感を持っていただきたいと思いますし、また、家族だけで調整を図るというのは難しいことがありますので、そこはしっかりと責任を持ってどういうふうにするかというのは、区の責務としてしっかりとやって進めていっていただくことをお願いしたいと思いますし、家族に頑張っていただくということ自体が、もう虐待等様々な要因につながっていきますので、そこはぜひお願いをしたいと思います。

最後に、要望なんですけど、先ほど千田議員のほうから障害者施設での余暇の充実保障について質疑がありました。その中で、要望としてお願いしたいのが、公平性が課題なら、ほかの事業にも支援を広げるという方向で考えるべきだと思っています。

また、旅行に付き添う職員等の旅費への補助が、利用者負担になっている場合もあるわけですよね。ですから、まずそこのところをしっかりと補填していくということも一つのやり方としてはありますので、障害のある方が旅行や余暇を楽しめるように、付添いに必要な費用を公費で負担するということから、まずはスタートしていただくことを要望して、これで質疑を終わります。

○田中（香）委員長　はい、ありがとうございます。

（「委員長、関連」と言う人あり）

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　先ほど海津委員と国保課長さんとの質疑の中で、私が10月２日の総務委員会で取り上げた国保の督促状の封筒、いわゆる、例えば絵文字が書いてある封筒と言っておきますけれども、それを廃棄するという話がありました。何枚廃棄するんですか。それから、何種類か廃棄するということだったので、何種類、何枚廃棄するんですか。その絵文字の封筒と内訳と併せてお示しください。

○田中（香）委員長　後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　封筒は、年間で３種類を繰り返し使っておりまして、ちょっと廃棄の部数は、申し訳ありません、今、ちょっと手元にないので確認させてください。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　廃棄する前に、これだけ議会でも取り上げて、私たちだけじゃなくて、質問も出ていますけれども、区民の方から御相談いただいて、相談行っている方も何人もいると思うんですよ。議会に現物を示す。厚生委員や委員長や理事にはきちんと現物を持ってきて説明していただきたい。現物は、一定、捨てないで、ちゃんと議会に示してください。全部捨てて、後で分からないなんていうことがあっては絶対ならないと思いますからね。それを作った検証が求められる事態ですから、お願いします。

○田中（香）委員長　後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　すみません、廃棄の部数は約５万4,000通でございまして、かかった経費は105万円になります。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　数字分かっているなら一発で答えてくださいよ。時間制でやっているの分かっているんでしょう。それは、ちゃんと時間調整してくださいね、それね、そしたら。

○田中（香）委員長　はい、終りですね。はい。

続きまして、松平委員。

○松平委員　199ページの訪問系障害福祉サービス等事業所人材確保対策支援事業補助について、伺います。40番になります。

本日の民生費の午前中の議論でも、介護、障害福祉、様々な事業所分野において、人材確保であったり、離職率が高いという課題、あとは処遇の改善だったり、賃上げの課題というのは、議論としても出ておりました。もう少しだけ、障害福祉サービスに関しての事業所へのさらなる人材確保の支援、課題についてということで、お伺いをさせていただきたいと思います。

お仕事の内容として、やっぱり事業所の職員の方々、本当に精神的、身体的な負担が多いお仕事だと思いますし、夜勤であったり、総長からのお仕事であったり、先ほど、たしか豪一委員の御答弁でもおっしゃっていたかと思うんですけれども、対象とする方の年代層も、年齢も違ったり、なかなか専門性も問われる仕事ということで、いわゆる志だけではなかなか長続きしないという、本当に御苦労の多い職種、お仕事なのかなというふうに思っています。

また、事業所の現場の方からも、人手不足がずっと続いていることによって、結局、１人の職員さん当たりの業務量が増えてきていて、それがさらに業務量が増えることによって、さらなる離職につながってしまうという、そういった悪循環が出てきているという話も伺います。

賃金に関しても、なかなか小さい、小規模の事業さんですと、お１人を採用するためにかける、採用にかける費用、コストだったり人件費、なかなか限られてきますので、そうすると、ほかの業種と比較すると、なかなか人が集まってこないという課題もあるという話も伺っているところです。

そういった中で、199ページの訪問系の障害福祉サービス事業所への人材確保対策支援事業の補助を行っていただいております。これ東京都４分の３、あと区のほうで４分の１の事業ということで、区内の居宅介護、重度訪問介護、移動支援事業所において、ヘルパーさんを補助する、未経験の高齢者の方であったり大学生であったり、そういった方への人件費の補助と、あとは、ヘルパーさんを目指している、そういった方への資格を取得する費用を補填するという補助制度かと思います。

非常にいい制度かなというふうに思うんですが、予算現額が約100万円ついておりましたが、執行率が4.1％という執行率となっています。この低さの原因はどういったことにあるのかというのをまずお伺いしたいと思います。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　本事業につきましては、先ほど委員のほうからお話がありましたように、居宅介護と重度訪問介護部分については、東京都４分の３、区４分の１の補助率で事業所への支援を行うもので、それに文京区は独自に区の10分の10負担で、移動支援の事業所のほうにも人材確保の補助メニューのほうを増やしているところでございます。

で、実際の実績としましては、居宅介護、重度訪問介護は実績がゼロで、移動支援事業所については１か所で、補助人数はお２人という状況でございました。移動支援につきましては、都の補助対象外であることから、年度途中に要件のほうを緩和して、補助制度の活用を図ったところではございますが、結果として、１事業所、お２人という状況でございました。

要因としましては、やはり、もともと未経験者の方を採用した際の人件費補助とその資格取得の経費の補助ということの二本立てなんですけれども、なかなか未経験の方を採用すること自体が難しいと。特に、居宅介護、重度訪問介護、移動支援につきましては、利用者の方とマンツーマンで支援をするものですので、そういった部分でのやはり人権意識であると

か、あるいは障害特性に応じた支援技術とか、マインドとスキルを兼ね備えている方でないと勤まらないというところから、未経験者の採用がそこの部分からして難しかったというところが要因というふうに認識をしております。

○田中（香）委員長　松平委員。

○松平委員　ありがとうございます。非常にいい人材確保への補助の制度でありますけれども、いい制度があったとしても、やっぱり募集がなければ、これを活用することはできないので、こういったところが人材確保の非常にハードルの高さというか、難しさというのが、この執行率に表れているのではないかなというふうにも思います。

また、事業者側からは、この制度というのは、訪問系の分野に特化した助成制度となっておりますけれども、例えば児童発達支援や放課後等デイサービスやそういった分野、もしくは就労系の分野にもぜひ広げていってほしいと、こういうお話もあるんですけれども、そういった点、区としてどういう見解を持っているか伺いたいと思います。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　やはり福祉人材の確保、あるいは育成、離職防止というところは、区としても大変重要な課題であるというふうには認識しております。ただ、先ほど本事業の実績について答弁申し上げましたように、なかなか未経験者の確保自体が難しいという状況でございます。もちろん訪問系と通所系というのは、少し状況が異なるというふうには認識しておりますが、もともと都の補助を活用して、一部区のほうが独自で補助を横出しして拡充しているという事業でございますので、東京都の補助自体が今後どうなっていくのかというところもございますし、他区での実績なんかも踏まえても、実績ゼロでしたみたいな区もございますので、どういったところが人材確保のための施策として効果があるのかというところは、少し見極めが必要だというふうに考えております。

○田中（香）委員長　松平委員。

○松平委員　ありがとうございます。なかなか執行率が低い中で、さらに拡充というのは難しい御要望かというふうには重々承知しておりますけれども、東京都とも連携を、意見交換をしながら、ぜひいい制度としてやっていただきたいなというふうに思います。

続けて、賃上げの支援についてお伺いしたいんですが、２年前、令和６年から東京都の賃上げの支援事業として、居住支援特別手当というのを行っております。先ほど豪一委員の御答弁の中でも、ちらっと課長おっしゃっていたかと思うんですが、勤続５年目までは毎月２万円ということで、年間24万円の手当のアップということでございますので、非常にありが

たい都の制度かなというふうに思います。

ただ、６年目から、２万円から１万円に減額をされるということで、この点が事業者側から、２万円から減額をする６年目を過ぎたタイミングで、またそれは一つ離職の原因になってしまうのではないのかなという課題があるという御意見をいただいております。これ東京都の制度なので、都のほうでこういった課題をどう認識しているのか、都の制度のほうでこれを改善してもらえるのか。そこは分かりませんけれども、現状、５年働いて、６年目から１万円になると。で、転職をすると、１回これがリセットされて、もう一回２万円にまた戻るということなので、それが結局、離職率を活性化しちゃうんじゃないのかという、こんな指摘もあるところでございます。

他区の事例を見ると、中には、都の２万円の補助に加えて上乗せをしたり、また、６年目から減額をするタイミングで、区のほうで独自で補填をするというようなことをやっている区もあるというふうに聞いておりますけれども、なかなか財政的な状況が厳しい中、新たにさらなる上乗せというのは難しいところかもしれませんが、少なくともその５年目と６年目のところを、離職率を防ぐという観点から、区のほうで例えば補填をしていくという考え方は、一つ、一定あるのではないのかなというふうに思うんですけれども、そのあたり、区の見解を伺いたいと思います。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　今、委員のほうからお話がございましたように、都内の自治体では、渋谷区のほうで従事者１人当たり月額１万円、都の居住支援特別手当と異なって、勤続６年目以降２万円に増額しているというふうにお聞きしております。これらの東京都であるとか渋谷区の独自手当というところは、いずれも従事者の方の処遇を直接改善するものであることから、人材確保、あるいは離職防止に効果があるというふうに区としても認識をしております。

ただ一方、こうした補助につきましては、やはり１回始めるとなかなか終期というのを設定するのが難しいということになりますので、そうすると、区の継続的な財政負担のほうが生じるものでもございます。また、事業者の方といろいろ意見交換をする中で、法人さんによっては東京都外に所在する事業所のほうがある法人さんですと、都内の事業所の職員には、都の居住支援特別手当は出るけれども、同じ法人内で東京都外の事業所の職員には、居住支援特別手当が出ないというところから、あえて居住支援特別手当を申請しない法人さんがいることも把握はしております。

こうしたことから、福祉人材の手当のような区の独自施策というところは、何が効果的なのか、あるいは区の後年度負担をどの程度に見込むかというところから、様々な検証であったり、あるいは慎重な判断が必要だというふうに認識しております。

○田中（香）委員長　松平委員。

○松平委員　直接的な支援ということで、東京都が独自に行っている、いい制度かなというふうに思うんですけれども、それが逆に、近隣圏との差が生まれることによって、あえてそれを活用しない事業所が出てくるという御答弁だったかと思います。

また、一般財源を持ち出すということは、やっぱり終期を決めなきゃいけないということで、令和９年度の予算編成方針を拝見しても、やっぱりそこを決めるというところが一つ新たな方針として出てきたところがありますので、そうはいっても、なかなか現場としては困っているというところでありますので、一定、御検討いただければというふうに思っています。

もう一点、やっぱり人材を事業所として獲得していくためには、一定程度、求人広告を含め、投資をしていかなきゃいけないところがあります。先ほどお話しさせていただきましたが、やっぱり小規模事業者になればなるほど、採用にかけるコストというのも限られてくるので、なかなか、いわゆる求人紹介手数料というのも、正社員だとしたらやっぱり３割から４割ぐらい今かかってくるのが一般的ということで、事業者さんのほうとしては、いわゆる想定年収の３割から４割ですから、百二、三十万とか150万を超えてくる、１人採用するに当たって、というコストがかかってくるという、課題があるという話も伺っています。

ここに対する直接的な補助というのもなかなか難しいのかもしれないんですが、一定こういった課題があるということに関して、区はどういう認識を持っているのか、最後に伺いたいと思います。

○田中（香）委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　23区の中でも幾つかの区のほうが、いわゆる人材採用活動経費に対する補助事業のほうは実施しているというところは、区としても把握しているところでございます。実施をしている区の補助メニュー、どういったものに対して助成対象になるのかというところの例示を拝見してみますと、いわゆる求人広告、求人サイトへの情報の掲載、就職説明会等への出展、採用ホームページの構築改修、採用パンフレット、採用促進用品の製作と。あるいは、動画の作成というところも、例示として取り上げられているところでございます。

ただ一方、今、委員のほうから御紹介がありました、いわゆる有料職業紹介会社への紹介

手数料については、全ての区がそうだというわけではないんですけれども、やはり法人が直接採用活動を行う事業や、採用のノウハウを蓄積する事業には、該当しないというところから、これらの紹介手数料は補助対象外としているというところでもございます。先ほど答弁申し上げましたように、福祉人材の確保、要請、あるいは離職防止というのは、非常に重要な取組だというふうに考えておりますので、実際、先行で実施している自治体の補助実績や効果、そういうところを情報収集するとともに、区内の事業所からも、どういう支援があれば福祉人材確保の支援となるのかというところをヒアリングしたり、区としましても、補助事業というところを研究していきたいと考えております。

○田中（香）委員長　松平委員。

○松平委員　ありがとうございます。事業者側としては、とにかくあの手この手を使って、いろんな方法で人材を確保する取組というのは進めているところです。ぜひ、区としても、そういった人材確保、あと離職を防ぐ取組というものを、できる限り、引き続き行っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○田中（香）委員長　はい、よろしいですか。

以上で、５款民生費の１項社会福祉費から３項心身障害者福祉費までの質疑を終了させていただきます。

理事者の移動がございます。

その間に、皆様に次の箇所の質疑をされる方の挙手をしていただきたいんですが、５款民生費から児童福祉費、それから６項国民年金費、200ページから217ページまでの部分です。それでは、挙手をお願いします。

はい、後ろの列から行きますね。高山委員から行きます。高山委員、ほかり委員、上田委員、金子委員、千田委員という順番でやっていきます。

それでは、よろしいですか。

高山委員。

○高山（か）委員　私からは、211ページの下のほうに、児童相談所事業、こちらについて、お尋ねをしたいと思います。

９月の子ども・子育て支援調査特別委員会において、児童相談所の令和８年度の事業概要というのを御報告いただきました。そのときに、７年度の相談受付数が1,624件と、虐待対応件数も906件と大変高い水準で推移をされてきました。また、警察からの児童虐待の通告

が349件となっておりましたので、夜間休日緊急送致対応なんかも少なくなかったかと思います。

また、子どもの命と権利を守る極めて重要な使命を担う中において、常に高い緊張感、精神的な負荷が伴う非常に過酷な現場であるにもかかわらず、職員の方のバーンアウトがお１人も出なかったと。大変すばらしい成果で、高く評価をさせていただきます。

また、開設から１年たって大変厳しい局面を乗り越えてこられた職員の皆様の御尽力にも大変感謝を申し上げたいと思います。

これまで、現場の職員の方の、１人にさせない、組織を挙げたしっかりとしたサポート体制、風通しのよいチームケアなどを行ってこられた結果かと思いますが、この１年間で、そういった様々な工夫や努力をされてきたその実績の積み出すことができた大きな要因、現場で特に奏功した取組などありましたら、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

○田中（香）委員長　佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長　委員おっしゃっていただきました児童相談所の運営というようなところにつきまして、先だっての総括質問におきましても、御答弁申し上げましたとおり、これまで区の事業としては、経験したことのない児童相談所の業務というようなところにつきまして、夜間休日問わず、緊急で高度な対応が求められておりまして、職員が日々一丸となって対応しているところでございます。

ここのいろいろな要因がございますが、一つには、児童相談所の設置準備段階におきまして、職員課または企画課をはじめとする関係課と協議を重ねまして、専門職の着実な職員数を確保する。また、法的対応等を踏まえた、所内の組織づくりというようなところを行ってきましたほか、ＤＸの推進施策として、常時接続テレビ会議システム、あるいは専用タブレット端末などの活用などを通しまして、案件へのチームでの対応、あるいは業務の平準化、または生み出した時間を本来業務に振り向けるというようなところを通しまして、職員のバーンアウトのできる限りの防止に努めているところでございます。

○田中（香）委員長　高山委員。

○高山（か）委員　ありがとうございます。今、副所長がおっしゃっていただいた、その専門職をしっかりと確保していくという御答弁がありましたけれども、子ども・子育ての委員会において、個別の法律相談件数が215件に上ったと。法律家との連携や司法の手続の迅速化、正確性をより求められるようになってきているかと思うんですね、現場でも。事業費の中で、配置されている弁護士さんが４名の体制は、裁判所との連携体制、実際の手法、審査制度に

おいて、家事審判申立てが７件あったということですが、どのようにその法律上機能していったのか、初年度の成果というのをちょっと教えていただけますか。

○田中（香）委員長　佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長　ただいま委員おっしゃっていただきました、児童相談所として受理したケースの中に法的対応を伴う案件が多くございます。委員おっしゃっていただきましたとおり、嘱託弁護士への法律相談件数が215件というようなところでございました。

昨今のこの児童福祉をめぐる法的対応というところ、様々なアップデート、あるいは見解があるために、お１人の弁護士のみの見立てにとどまらず、４名の弁護士同士での合同の検討というようなところが行われた上で、最適な対応が選択できる体制となってございます。

お話にございました一時保護開始時の司法審査制度、こちら昨年６月から開始されましたけれども、こちらへの裁判所への請求件数は18件というようなところでございまして、児童相談所の法的な部分における対応につきましては、嘱託弁護士と私ども児童相談所職員と着実、かつ丁寧に進めているところでございます。

○田中（香）委員長　高山委員。

○高山（か）委員　大変すばらしい御答弁でありがとうございます。児童虐待や権利侵害という本当に一刻を争う現場において、そういった高い専門性を持つ弁護士の方の法的なバックアップがあるというのは、現場の職員の皆様にとっても安心感につながってくることになるかと思います。司法との強固な連携の下で、初年度から７件もの家事審判申立てをはじめ、着実な運用をされてきたということを今、御答弁で確認いたしました。今後とも、法的な後ろ楯を確実なものにしながら、職員の皆様が自信を持って、子どもたちの最善の利益を守り抜くということに努めていただきたいと思います。

最後に、これからの児相についてというのをちょっとお尋ねしたいんですが、現在、区児相では、心理職の方１名を支援者支援担当として配置されています。年間190回もの個別相談や164回のチーム支援を実施するなど、非常に手厚いサポート体制をされているかと思います。この支援者支援体制や、多層的な職員研修に事業費を充ててきたこと、先ほどもお答えいただいて、私も最初質問させていただきましたけれども、職員の方の離職防止についての取組、今後、令和８年度以降、こういったノウハウをどうやって継続、発展させていくのかということを最後にお尋ねしたいと思います。

○田中（香）委員長　佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長　今後の職員の離職でありますとか、あるいは定着率をどのように確

保していくかというようなところにつきまして、委員お話しいただきましたように、支援者支援の体制づくりというようなところを様々に施行しているところでございます。

あと、もう一つの点につきましては、都道府県による児童相談所と区による児童相談所の大きな違いというようなところでいえるのかなというようなところが、経験を積んだ児童相談所職員が、今後将来的にこども家庭支援センターでありますとか教育センター、あるいは保健部門、福祉部門等の様々な関係部署への異動が区職員として可能であるというようなところによりまして、職員にとっては、自分の児童福祉のキャリアを軸にしながら、様々な部署での専門性を身につけていけると。

また、区にとっては、児童虐待対応の専門性を身につけた職員が、今後の部署での職務を通して、それぞれの部署で児童相談に係る対応力がより強化されていくというところの展望を持った取組の中で、職員が将来も区の事業を通して研さんを積んでいって、確かなビジョンを持って、業務を続けることができていくというような積み重ねを通しまして、内外の職員から児童相談所として選ばれる児童相談所になれるように、今後も尽力してまいりたいと考えてございます。

○田中（香）委員長　高山委員。

○高山（か）委員　いろいろと御答弁いただいてありがとうございました。区の児童相談所を開設するという、本当に生みの苦しみを乗り越えて、非常に頼もしいチームをつくり上げられてきた現場の職員の皆様には、本当に大変な御苦労も多かったかと推察します。

文京区の児童相談所が、今後も専門性を持つ、子どもたちのしっかりとした砦として発展していかれるよう、また、虐待の早期発見に向けた学校や保育園、それからこども家庭センターですね、こういったところと情報共有を引き続き行っていただきながら、１年たって課題も見えてきたところもあるかと思います。そういった点も考慮しながら、子どもたちに寄り添った支援が広がること、そして、何よりも現場の職員の方が安心して力が発揮できる環境整備というのをこれからますます続けていっていただきたいと思います。応援しております。ありがとうございます。

○田中（香）委員長　続きまして、ほかり委員。

○ほかり委員　私からは、児童福祉費の207ページ、８番の放課後子ども教室運営事業のところで、２点なんですけれども、まず、(1)の放課後全児童向け事業に関して、アクティなんですけれども、これは要望なので御答弁は不要です。

毎年、着実に拡充していっていただいていまして、今年度も18時半までの延長が４校増え

たということでお話を伺っています。今後も引き続き拡充していただければなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

もう一点が、下の(2)のこどもひろばのところなんですけれども、他の委員会でもいろんな委員の方から、ボール遊びができるスペースのお話等々が出ていると思うんですけれども、小学校20校全部でやっているこどもひろば、土日祝日にやっていまして、主に校庭で、雨の日とか夏の暑い時期は体育館なんかも使ってやっていまして、子どもが体を動かす場所としてはかなり有効なものだと思っているんですけれども、よく聞かれるのが、区のホームページだと、原則として在校児童に限りますという話なんですね。学校によっては、湯島小学校さんなんかは、ホームページで、在校児童に限らず使えます、未就学の兄弟も使えますと詳しく書いているところもあるんですけれども、そこがちょっと皆さん分かりにくくてですね、あと、原則在校児童が対象ですとホームページにはなっていまして、詳細については、各校に問い合わせてくださいとなっていて、学校の電話番号も張ってあるんですけど、土日祝日は留守電になってしまうんですね。なので、調べたんですけど、林町のたいさん木さんとか昭和小学校さんなんかはＸのアカウントで、今日やっていますとかいうのがあって、こどもひろばのホームページがある学校もあるので、ぜひ、リンクを張ってあげることをしてあげてほしいというのがまず１点と。

原則在校児童が対象というのが分かるんですけれども、どこを見ても、校庭が人であふれ返って、もう余裕がありませんという学校はないので、基本、文京区に在住している小学校以下のお子さん、未就学児も含むお子さんに関しては、利用できますというふうに変更してはいかがかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○田中（香）委員長　大塚児童課長。

○大塚児童課長　まず、ホームページ等、周知の部分の課題点につきましては、お言葉をいただいた点は直していけるところかなと思いますので、ぜひともそこの部分は変えていければなというふうに思っているところです。

それからあと、在校生以外のお子さんが使うという部分に関しましては、もともと趣旨として、やはりこどもひろば、なかなか広い場所がないというところに対して、健康に子どもさんが育っていくための一つの運動場所というところは、我々も把握しているところでありますので、改善できるところについては、実際には学校校長先生等にお話を聞かなければならないというのもございますけれども、なるべくそういった形で、広く使えるような形でできるかという部分は、検討してまいりたいと思います。

○田中（香）委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　ありがとうございます。在校児童に関する事業というのは、理解はしているので、どちらかというと、在校している児童の未就学の下の兄弟とか、そのあたりはできますよというふうにぜひしてあげてほしいなと。

公園もそうなんですけど、学校の校庭って外部と遮断されているというか、区切られていて、子どもが遊ぶには、安全面でもすごくいい環境だと思うので、そこはより活用していただきたいと思っていますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

（「ちょっと関連」と言う人あり）

○田中（香）委員長　はい、山田委員。

○山田委員　今のほかり委員からの学校の敷地を使って、学校外の子も使えるようにという御提案。私も以前もそれを提案したときがありまして、そのときにいただいた御答弁が、いわゆる学校の生徒でなければ、何かあったときの問題とか、そういった安全面とか、保険なのかな、そういったことで、教育委員会のほうでは、その可能性はないとはっきり言われた覚えはあるんです。ただ、今、湯島小学校でそのようなことがやられているということは、それは何なんでしょうかね。

○田中（香）委員長　大塚児童課長。

○大塚児童課長　その点については、お願いしているこどもひろばの管理の部分については、小学校長先生の御意見を聞いているところがございますので、多分そこの学校長、副校長先生の御意見を反映されているものなのかなと思いますので、そこは詳しく調べた上で御回答できればなと思っています。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　ごめんなさい、そうですね。もしそれが本当にできるようになれば、いろんな場所で子どもがボールを使えるというのは、先ほども千代田区の前例を挙げさせていただいたんですけれども、そういった学校も入っているんです、リストの中にね。時間帯も書いてあるんですね。だから、非常にいいことだと思うので、ぜひ、それも前向きに考えていただきたいなというふうに思うし、もしかしたら、それやっぱり見守る人が多分いるんでしょうね、多分ね。のべつ幕なく、どうぞ使ってという感じでは多分ないんじゃないかなというふうには思いますね。はい、前向きによろしくお願いいたします。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

ほかり委員は、終りですか。

○ほかり委員　終りです。

○田中（香）委員長　はい。上田委員。

○上田委員　ありがとうございます。

201ページの保育園運営費と205ページの藍染保育園隣地整備経費に関連して、お伺いしたいと思います。

保育園の待機児童が落ち着いて、区立保育園でも人気にばらつきが見られるようになってきたかと思います。新しい施設に人気が集まりやすい面もあるんですけれども、区立園が選ばれていくためには、施設環境と保育・教育内容の両面を充実させることが重要だと思います。

老朽施設の更新については、藍染保育園の改築後、その代替園舎をしおみ保育園が使用して、児童館と一体で改築する見通しと伺っておりますし、ほかにも久堅保育園などの複合施設も計画的に更新をしていただきたいと思います。特に久堅については、近隣の小石川図書館の改築も見据えて、子どもの居場所や読み聞かせの場が同時に失われないように、地域全体で整備の順序や代替機能を調整していただきたいとお願いします。

また、区立幼稚園のこども園化と同様に、保育園も改築を機に幼保連携型認定こども園への移行を検討していただきたいと思います。私たちは以前から、両方の資格を持つ幼稚園教諭と保育士を保育教諭として、人事処遇の一本化と、施設間のローテーションを求めてまいりました。特別区全体の採用と人事との関係で課題はありますけれども、幼児教育と長時間保育の経験や専門性を相互に生かせるように、制度が整った際に円滑に移行できる準備を進めていただきたいとお願いしたいと思います。

さらに、区立幼稚園と同様に、保育園にもＡＬＴを派遣し、英語や外国語、外国語文化に触れる機会を増やしていただきたいと思います。

国際バカロレア研修も、幼稚園教諭から保育士へと対象を広げて、その成果を文京区版幼児教育・保育カリキュラムに反映し、実践を共有していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

あと、203ページの私立保育園施設整備補助について、伺います。

区は、令和６年度に終了した加配保育士の人件費補助に代わり、令和７年度からは、開設後６年目以降の保育所に対して、職員の加配を条件に賃借料または維持管理費を補助し、安定的な運営と保育の質の向上を図ると説明していたと思います。令和７年度の補助対象園は

65園で、加配人数は延べ1,998人と前年度の92園、2,853人と比べて、一見減少しているように見えます。定員等の変化も踏まえた職員配置の状況と、この補助が経営の安定や職員体制の維持、充実、保育の質の向上ですね、にどのようにつながっているかを伺います。

また、子ども一人一人への丁寧な関わり方や保育士の負担軽減など、保育の質への効果、どのように評価しているのか、現場の保育士の声や巡回指導等で把握した状況も踏まえて、お伺いしたいと思います。

さらに、207ページの育成室の待機児童対策と保育環境の適正化について、伺います。

令和７年度も引き続き育成室の整備を進めて、令和８年度４月に育成室６室を開設したことなどにより、待機児童は７年度の74人から８年度は47人まで減少しましたが、地域による偏りは残っているかと思います。育成室待機児童解消加速化プランのロードマップに対する整備の進捗とか、需要の動向、施設確保の課題を踏まえた待機児童解消の見通しを伺います。

また、プランでは、定員の適正化も掲げています。これまで弾力的に受け入れてきた育成室の過密な保育環境について、整備の進展に合わせて、弾力化の解消と定員の適正化をどのように進めていくのか、お聞かせください。

令和８年度から都型学童クラブが東京都認証学童クラブへ移行して、保育料負担の軽減や預かり時間の長さから、保護者の選択肢としての役割も大きくなっていると伺っております。移行後の利用状況と待機児童対策や多様な保育ニーズへの対応にどのようにつながっているのか、育成室の整備と認証学童クラブの活用を合わせ、必要な家庭が利用できる学童保育をどう確保していくのか、お聞かせください。

最後に、211ページの子ども養育専門法律相談について、伺います。

令和７年度に開始した離婚前後のオンライン法律相談は、28件の利用があり、相談枠が埋まったことから、今年度、枠を増やすと伺っております。相談内容や利用者の反応を踏まえ、養育費や親子交流の取決めなど、子どもの安定した養育環境の確保にどのような成果があったと評価していますでしょうか。

共同親権の開始に伴いまして、相談の増加や内容の複雑化も予想されておりますけれども、実際にどのような変化があったのか、法律相談だけでは解決が難しいケースについて、こども家庭センターと連携して、子どもと保護者への継続的な支援につながっているのかということを伺いたいと思います。

○田中（香）委員長　野苅家幼児保育課長。

○野苅家幼児保育課長　まず、私から、最初の３つについてお答えいたします。

１つ目の区立保育園の改修についてでございます。

区立保育園の更新や改修につきましては、公共施設等総合管理計画の中で基本的な方向性を示しているところでございます。

区立保育施設、18園ございますけれども、このうちの15園が築50年を経過しているということで、今後10年間で大規模改修を行ってから、既に30年を迎えるような施設もあるというところで、劣化の状況ですとか利用状況を踏まえて、計画的に進めていきたいと思っています。

先ほどの久堅保育園につきましては、こちらは1972年に建築をされておりまして、今年で54年目ということでございます。久堅以外にも多くの園が築50年を超えるため、これらの園の状況や保育ニーズなども踏まえながら、適切な時期を見極めて対応していきたいと思っております。

２点目の保育園型の認定こども園についてでございますけれども、こちらにつきましては、本区の認可保育所の入園状況を見ますと、やはり１歳児の需要が非常に高く、その受入れ枠の確保が喫緊の課題ということでございます。ですので、区立保育園を保育園型の認定こども園にすると、ゼロ歳児の預かりが発生しますけれども、そうしますと１歳児の進級ですとか枠を少し圧迫するような状況もあるというところから、現時点では保育園型の認定こども園ということは考えていないという状況でございます。

３点目の区立保育園にＡＬＴの導入についてでございますけれども、こちらは、最近保護者の方からも、保育園で英語教育をということは、お声としては届いているところでございます。しかしながら、保育園にそのままＡＬＴを配置するということにつきましては、幾つか課題があるのかなと思っております。例えば机に向かわせて一斉授業のような形で、先取り教育みたいなことをちょっと強調し過ぎてしまうと、保育で最も大切な遊びの中での学びということが困難になるということですとか、あとは、保育士とＡＬＴとの連携不足による活動がちょっと孤立化してしまったりとか、様々課題がございますので、導入に向けてはきちんと整理すべき課題があるかなと思っております。

これらを踏まえまして、今後の方向性でございますけれども、英語を学ぶということではなくて、英語で楽しく過ごすという環境づくりをすることが必要だと思っています。具体的には、各園で、例えばサッカーですとか観劇ですとか、様々スポット的なイベントがございますけれども、そこで英語の要素を少しずつ取り入れるような形で、遊びの中で学んでいくということを進めていきたいと思っているところでございます。

○田中（香）委員長　内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長　私のほうからは、加配保育士の取組の評価の部分について御答弁申し上げます。

まず、加配保育士の人件費補助につきましては、令和６年度まで実施してございまして、92園の延べ2,853人が補助の対象となってございます。

一方、令和７年度の重点施策でございます、保育所賃借料と補助事業につきましては、委員御指摘のとおり、開設後６年目以降の保育所につきまして、その開設時期にかかわらず、職員の加配を条件に賃借料または維持管理等を補助するものでございます。

こちらの部分につきましては、令和７年度におきまして、65園、延べ1,998人の加配職員が配置されたというところでございまして、職員体制の充実と保育の質の向上に着実につながったものと認識してございます。

一方で、開設後最長10年目までを対象といたします、従来の賃借料補助を選択した保育所も23園ございます。これらにつきましては、加配を伴う新制度ではなく、施設経営の観点から、補助額の高さを重視して、従来の枠組みを選択されたものと分析してございまして、結果として、各園の安定運営を通じた保育の質の確保に寄与しているものと認識してございます。

今、巡回指導であったり、あるいは現場の声というところは、私のほうにはまだ届いてないところではございますけれども、今後もそういった機会等々を捉えまして、効果の部分については確認してまいりたいというふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　大塚児童課長。

○大塚児童課長　育成室の待機児童加速化プランの進捗状況の部分になりますけれども、もともと３本立てとなっております施設整備の積極的推進の部分につきましては、令和６年から積極的に設置をさせていただきまして、今年度末におきましては、育成室のほうが、民営のほうが38まで増えている状況になっています。その結果なのでしょうか、５月の段階で、先ほど47名待機児童という形なんですけれども、その段階ですと、近隣紹介をやっていない状況でありますので、近隣紹介ですね、本来の学区域、育成室には入れないんですけれども、近くの保育園に行かれることが可能というところの調整をやったところ、47から19まで減るような形になっております。

さらに、その19のうちの10名が都認証を使うという形になりますので、現状、育成室、それから都認証のほうに通っていないお子様は９名程度かなというふうに今、こちらは把握は

しているところです。当然、この９名の中には、児童館へのランドセル来館もありますし、あと、アクティを御利用されている方々もいらっしゃるというところもありますので、そういった意味で施設面の部分については、かなり充実はしているところだと思います。

ただ、そうはいっても、やはり地域的な課題は残っているところになります。そこのところにつきましては、引き続き育成室につきましては、あと事業者を選定しまして、増やしていきたいなというふうに思っております。

それからもう一つが、質の向上というところになりまして、この点につきましては、エリアマネジャーという形で配置しているのとともに、児童課のほうに、巡回相談員という形で、過去に児童館の館長さんを経験された職員を今、配備させていただいていますので、その方が全て公設民営の育成室のほうに巡回して、お困り事等を聞いて回って、それに対する回答という形で、質の向上というところを図っているところになります。

それから、待機児童のサポートという部分に関しましては、先ほどほかり委員からもありましたけれども、放課後全児童向けのアクティですね、そこの部分も時間を延ばすという方法を取りまして、さらに使いやすい、様々な視点で育成室、それからアクティのほうを増やしていきたいなというふうに思っているところになります。

それから、適正化の部分になりますけも、育成室に関しましては、１人1.65平方メートルという形の大きさを計算した上で、人数を大体40から44という形でお預かりしているところでありますけれども、そこの部分に関しましては、一部のところではかなり超えているところもございますので、改めて育成室、足りないところは増やしていくという形でやっていく。それから、都認証もぜひとも使っていっていただいて、お子さんが生活しやすい場所を提供してまいりたいなというふうに思っているところです。

それから、都認証の部分に関しまして、今の進捗なんですけれども、現在、12施設、都認証ございまして、在籍率としては82.5％という形になります。４月に比べて若干数は減ってきてはいるところなんですけれども、理由としては、４年生、５年生、６年生という方々がやっぱり塾に通うという形になってきますので、そこの部分で抜けている部分が一部見られます。

一方で、やっぱり１年生の数は増えているというところになりますので、我々の育成室の整備がなかなか行き届かないところにつきましては、都認証のほうをぜひ活用していただければと思ってございます。

○田中（香）委員長　石橋こども家庭支援センター所長。

○石橋こども家庭支援センター所長　こども家庭支援センターでは、御両親の離婚により、お子さんの養育環境が損なわれることがないように、法律相談や養育費確保支援事業等、様々な支援を行っております。

民法改正によって、共同親権制度等、また新たな養育費の確保制度の導入に伴いまして、相談ニーズが高まることが見込まれましたので、令和７年度からは、従前の対面の相談に加えまして、オンラインの相談を開始しております。

委員のおっしゃったとおり、昨年度、対面の相談は、相談枠の88％の利用、また、１年目にしてオンラインの法律相談は78％の利用に上りましたので、急遽、今年度からは、オンライン相談を１枠利用して対応しているところでございます。

相談の内容でございますけれども、主に離婚や親権、養育費に関する相談、また、親子交流に係る相談が大きく占めておりますが、具体的に離婚を決意した方の相談ばかりではなくて、その手前で逡巡する、そのプロセスにおられる方の様々な相談もございますので、場合によっては、必要に応じてこども家庭支援センターの相談でお受けして、環境調整等の対応も一緒に図っております。

なお、今回の民法改正でございますけれども、子ども本人の権利に焦点を当てられたすばらしい改正ではありますけど、一方で、非常に制度が複雑になっておりますので、この制度について、知識や情報を持てているかどうかというところが非常に子どもにとって利益に大きく違いが出てきます。

私どもでは、ホームページやチラシ等を作成して、制度の御案内をするとともに、御家族が、御夫婦が円満であっても、こどもの権利について御両親が知識を得ていただけるように、子育てフェスティバルや企画展等で周知に取り組んでおります。

また、お子さんがその家庭で非常に心理的につらい状況の中で暮らしておられますので、こども家庭支援センターのワーカーが環境調整を行うとともに、何かしらＤＶの被害や離婚前後の傷つき等によるトラウマなどの状況から、そもそも交渉が難しい方については、経済面の相談のみならず、心理面から、こ家センの心理職も含め対応してございます。

以上です。

○田中（香）委員長　上田委員。

○上田委員　ありがとうございます。今後もしっかりとお取組いただきたいと思います。ただ、こども園化したら１歳児の需要を満たせないかどうかというのは、ちょっと何か見解が相違しているということは申し上げておきますし、また、ＡＬＴの派遣についても、最初からそ

んな先取りで英語を勉強してくださいと言っているんじゃなくて、遊びの中で自然と外国語に触れる機会を増やしてくださいというふうに申し上げておりますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

バカロレアも同じです。そんな早期教育のためのプログラムではありませんので、楽しく学ぶとか体験するということを通したプログラムをしっかりと実践できるように、保育園のほうでも教育委員会と連携してくださいということでございます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○田中（香）委員長　続きまして、金子委員。

○金子委員　生活保護費の全般のところでちょっと聞きますが、総括質問で、区民税の不納欠損が12倍になっていると、2018年比でね。そういう質問をしました。その答弁は答弁としてあったわけですけれども、その背景には、生活保護利用になった場合に、不納欠損、それは当然だと思うんですけれども、そういうような動きになるというような説明を聞いております。

それで、そうしますと、この間、全体として、生活保護の利用世帯数というのは減っていますが、これは併せて考えると、どのように捉えればよいのですか。

○田中（香）委員長　坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長　生活保護世帯につきましては、このところ減少傾向、また申請世帯もここ２年では横ばいというところで推移しているところでございます。不納欠損との関係という御指摘ですけれども、私ども生活福祉課としましては、当然、そういった生活状況にお困りの方に対しては、丁寧に御案内、御説明して、必要な方に生活保護を受給されたりとか、また、困窮した世帯については、そういった困窮者支援のほうを御案内して、様々な社会福祉資源を御案内しているところでございます。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　この間、お願いしてきたように、やはり生活保護制度において、申請権が誰にでもあるということ、それから生活保護のしおりなどを区の施設などに配架して、この制度が、元首相の安倍さんが言っていたみたいに、ためらいなく申請できるようにすると。そういう体制を一層充実することが必要だというふうに考えますが、いかがですか。

○田中（香）委員長　坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長　しおり等につきましては、分かりやすいしおりをホームページ等に掲載したりですとか、あるいは関係機関、関係者、今年度は、例えば民生委員さんとかに私のほ

うも御説明をさせていただいて、御案内させていただきましたけれども、やっぱりこういったところの本当に身近な区民に、身近なところ、関係機関、関係者の方々にまず御案内させていただいて、そういった方々から御案内していくことは、さらに見えない貧困を発見したりとか、そういったところにつながると思っておりますので、そういったところ、関係機関等の連携について充実を深めていきたいと考えております。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　見えない貧困を見つけるのではなくて、ためらいなく相談ができるという体制をつくることが行政の役割だというふうに思います。ポスターなどでの周知は、今、23区の中でもさらに広がっていますので、ぜひ検討いただきたい。

それから、しおりについては、インターネットの世界だけに置いておくんじゃなくて、ぜひ、紙にして手に取れるように、区の施設に置いていただきたいというふうに思います。

それから、あと、要望で言っておきますが、総括質問で、2013年度の８月から行われた違法な削減によって、今、その追加給付の対応が行われておりますが、その間に亡くなられた受給者の人数ということで、答弁が1,552人、1,513世帯と答弁出ております。国は十分な給付ではなくて、謝罪も行われておりませんので、それについては、私たちは謝罪をする必要があると考えておりますが、答弁は、そういう方向ではなかったというふうに思います。改めて、亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、社会福祉の増進と、最低限の文化的な生活を保障される、そういう自治体に文京区はなっていくということを強く求めておきたいというふうに思います。

○田中（香）委員長　坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長　まず、亡くなられた方なんですけれども、こちらにつきましては、生活保護における給付を受ける権利というのは、一身専属的、いわゆる特定の個人のみ帰属して、ほかの人には移転しない性質がございますので、こういうことを踏まえて、今回、追加給付の対象外になっているというふうに国のほうで示しているところでございます。

○田中（香）委員長　金子委員は、御自身の持ち時間を超過いたしました。あとは、会派の中で御調整ください。

それでは引き続き、千田委員。

○千田委員　205ページ、23のさしがや保育園アスベスト健康被害についてなんですけど、この問題は、平成11年、1999年ですね、文京区さしがや保育園でゼロ歳児の定員増を図るために、園舎の改修工事を実施した、当該工事の過程で園舎の天井裏などに存在した吹付けアス

ベストを飛散させ、隣接する保育室の園児等がアスベストに暴露するという事態が生じたという、こういうことなんですけど、1999年代、今から27年前になりますけど、今でも健康診断を実施しているという状況です。

それで、質問は、アスベスト含有建材の工事を今、実施しようとしている千石西保育園・児童館について伺います。

アスベスト工事自体については、施設整備課で質問したので、ここでは保育について質問させてください。まず、千石西保育園・児童館の園児の人数は何人でしょうか。乳児クラスと幼児クラス、別にお答えください。

○田中（香）委員長　野苅家幼児保育課長。

○野苅家幼児保育課長　まず、千石西保育園につきましては、全体で約90名でございます。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　乳児、幼児、別に。

○田中（香）委員長　野苅家幼児保育課長。

○野苅家幼児保育課長　大体どのクラスも20名程度でございますので、ちょうど半分ずつぐらいという状況でございます。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　代替保育先が困難な場合は、令和14年度をリミットに、休園して工事を終えるという、やむを得ず、緊急事態、行う可能性があると保護者に説明しているんですけど、保護者にとって、やむを得ず緊急事態があるということは、非常に負担ですよね、いつ緊急事態になるのかしらという。もちろん子どもたちも心配ですし、生活上、皆さん預けながら仕事して、１日一生懸命、目いっぱい働いて、毎日を一生懸命過ごしていらっしゃると思います。そんな中で、緊急事態がいつ起こるのか、そのときに園児はどうするのかと、常に不安な思いで今いらっしゃると思います。

そこで、まず質問なんですけど、緊急工事のときも、代替保育先を確保するのでしょうか。

○田中（香）委員長　野苅家幼児保育課長。

○野苅家幼児保育課長　やむを得ず緊急的に工事をするときも、代替保育先を確保いたします。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　で、保育先なんですけれども、やはり兄弟が離れたりとか、お友達、クラスが離れたりとかするのも、お子さんたちに非常に負担が大きい。まとまって代替保育を想定しているのか。

あともう一点、新しく入園希望される保護者には、しっかりとこの工事の説明はしているのでしょうか。

○田中（香）委員長　野苅家幼児保育課長。

○野苅家幼児保育課長　御兄弟関係で、代替保育先は変わる場合があるかないか、その場合、今、可能性はどのぐらいあるかみたいなところのお話かなと思いますけれども、８月に３回、保護者の皆様に説明会を開催しておりまして、そこでも同様の御質問をいただいて回答差し上げているところですけれども、まず、大きな方針としては、全てのお子様が同じ施設で代替保育が可能となるように検討するということが大前提でございます。

しかしながら、先ほど乳児と幼児の人数の御質問もありましたけれども、一律に全ての皆様をお預かりすることが物理的に困難な場合は、残念ながら乳児、幼児の分けで、分かれるような、それぐらいの分かれ方はあるかなと思っております。

ただ、クラスが、例えばゼロ歳児、１歳児、２歳児、それぞれのクラスの中で分かれるというようなことは、集団保育の観点からも決して望ましい状況ではありませんので、それは必ずないようにということを考えております。

あと、２点目の新しく入園される保護者の方に対しての御説明ですけれども、このたびの工事は、一番初めは、令和８年１月に、園と保護者の方で情報を共有するシステムがございますけれども、そこで工事があるということを周知いたしました。その後、４月に入って、施工の業者が決まってから、詳細の説明会を開催する予定でおりましたので、この４月に入園された方に対しての御説明というのは、至っていなかったというところでございます。

この点につきましても、保護者の説明会で厳しく御指摘をいただいておりまして、まさに御不安と御懸念を抱かせるような状況になってしまったということで、この点については、深くおわびをしたというところでございます。

それらも踏まえまして、現時点では、区のホームページにおきまして、区立保育園における改修工事等についてというページを設けております。ここで、千石西保育園でアスベストの含有建材の除去作業を伴う工事が予定されているということ、また、その間は代替保育を実施しますということを明記しまして、事前周知を行っているところでございます。

また、来月から、来年の４月入所のエントリーが始まりますけれども、それに合わせて発行いたします文京の保育パンフレット2027というものが予定されておりますけれども、こちらの中でも同様の周知を行いまして、入園を検討する際の必要な情報として、適切に対応していきたいと思っているところでございます。

○田中（香）委員長　３時になりました。千田委員、まだ続きますよね。すぐ終わる。あ、３時半からの部分でお願いをしたいと思います。

この後、理事会がございますので、理事の皆さんは理事会室に御参集ください。

30分休憩いたします。

午後　２時５９分　休憩

午後　３時２９分　再開

○田中（香）委員長　それでは、３時半からの審議に入ります。

区長は、公務のために若干遅れております。

先ほどの理事会の協議結果ですけれども、再配分の結果は１人３分ということになりましたので、よろしくお願いをいたします。

それでは、千田委員。

○千田委員　代替保育先には、代替園舎も含まれるのでしょうか。

○田中（香）委員長　野苅家幼児保育課長。

○野苅家幼児保育課長　代替保育先に代替園舎、仮園舎ということですかね。はい。仮園舎というのは、新設で新たに建てて、そこに移るという趣旨ですかね。はい。それにつきましては、現時点では仮園舎を新たに建てるという予定はございませんで、近隣の区立保育園を中心に代替保育を行う計画でございます。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　一応、保護者からの御希望を伝えます。６年間放っておかないで、代替園舎を確保して、すぐにでも工事を始めてほしいということでした。

以上です。

○田中（香）委員長　続きまして、海津委員。

○海津委員　私のほうから、209ページ、子どもの権利に関してお伺います。

こどもの権利推進リーダー会議についてなんですけれども、参加している子どもから、会議は分刻みで進められ、自由に意見を言える場ではないと。子どもの権利という名の下に、子どもが行政に利用されているように感じるという声も寄せられています。これは非常に重い指摘だと思うんですよね。つまり、子どもの意見を聞くことが目的なのに、子ども自身が意見を尊重されていない感じがしちゃうということなんですね。

ちなみに、この権利推進リーダーの会議だけでの問題ではないと私は思っています。学校を含め、区全体の子どもへの向き合い方に通じる問題だと思っています。大人が決めた枠組

みの中で、意見を聞くだけではなく、子どもの意見によって、大人の側の考え方や仕組みも変わることがやはり子どもと向き合うことで一番重要だと思っています。

そこで、お伺いしたいのは、区はまずこうした子どもたちの声をどう受け止め、子ども自身の意見を反映して、会議の在り方をどう見直していくのか。まず、子どもが実感が持てるように、そこをお答えください。

○田中（香）委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　今、第２期のこどもの権利推進リーダー、活動を行っておりますけれども、ちょっとそういった思いをさせてしまったことについては、真摯に受け止めたいなというふうに思っております。

今、条例の周知啓発に向けて、啓発動画ですとか、啓発のグッズの作成に取り組んでいるんですけれども、ちょっと内容が盛りだくさんですので、少しその進め方だとかペースが早いという声は、区のほうには直接聞いていませんが、改善は図っていきたいと思っております。子どもの声を区政に生かす最たる取組だと思っておりますので、今後もリーダーたちの声は真摯に受け止めて、活動の進め方、ペースについては、工夫を図ってまいりたいと考えております。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　区のほうでやっていますではなく、やはり子どもが実感を持てることが大事だと思いますので、そこのあたりをしっかりと向き合いながらやっていっていただくことをお願いして、終りにします。

○田中（香）委員長　小林委員。

○小林委員　私のほうは、211ページ、児童相談所事業の３番、社会的養護推進について、伺います。

里親支援について伺います。

東京都が管轄だったときにはあった里親サポートネットの制度が、区児相になった区にはなく、里親の権利を守る手段がありません。例えば豊島区には、里親が児相を含むチーム養育体制の話合いで解決ができないときや、児相と対立してしまったときなどに相談したり、児相を通さずに意見が言える里親養育専門相談事業の制度があります。文京区でもつくっていただけませんでしょうかという要望をいただいております。文京区の児相もスタートしたばかりなんですけれども、現状、里親の支援や権利擁護はどのようになっているのかも含めて、お答えください。

○田中（香）委員長　佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長　里親さんの皆様の児童委託中のフォロー等についてのお尋ねというところでございますけれども、本区においても、児童相談所とフォスタリング機関がチーム養育として、里親の皆さんへの関わり、ケアのほうを行っているところでございます。昨年度のところで、里親の皆さん同士の情報交換でありますとか、お悩みの共有というようなところ、子どもの第三の居場所拠点と連携いたしまして、里親サロンというところで開催いたしたところで、里親の皆さんから身近な里親同士の関係づくりの機会が持ててよかったとの感想をいただいているところでございます。

また、もう一つのお尋ねの他区における事業というようなところにつきましては、本区としても把握をしているところでございますけれども、ここのまずの前提といたしましては、里親をまず希望された方に対しての制度の説明、あるいは要件の確認でございますとか、登録前研修、家庭訪問等々、児童相談所が数か月以上かなりの時間をかけまして、里親候補の皆さんと手続等を含めて、不明点や不安な点の解消に向けての関わりを行っておるところです。

また、その里親の方からの御意見などがあった場合には、必ず児童相談所が対応することとなるという観点もありまして、里親の皆さんがより安心して里親事業に携わっていただくポイントとしては、児童相談所とフォスタリング機関、それから里親の皆さんがよりよい関係性の構築を見据えて、日頃から状況の把握ですとか、意見交換が非常に重要であると考えてございまして、里親に係る、制度に係る不安や疑問に思われることがあったような場合には、迅速で丁寧な説明、関わりを通して、より安心が持てる関係づくりに努めてまいりたいと考えてございます。

○田中（香）委員長　小林委員。

○小林委員　分かりました。文京区内の里親さんからちょっと意見をいただいているんですけれども、そうした体制は重要ではあるんですけれども、文京区でも今、こどもの権利擁護委員という制度ができまして、子どもの立場に立って、あるときは教育委員会にも学校にも、例えば区にだって物申してくれるというところで、権利擁護努めるという相談窓口ができているところなんですけれども、里親さんもいざとなったときの、児相も一緒に入ったチーム体制ではなく、児相と対立したときもちょっと意見を述べたいというときに、最後の砦となるような、そうした機関があるといいなというような要望だと思いますので、ぜひ、そこのところは、今後、豊島区のようなものとか東京都の里親サポートネットみたいなものを、区

児相ではできないのであれば、例えば近隣他区と一緒にやってみるとか、そうした体制をちょっと整えてほしいということが要望としてあります。

なぜならば、養育里親というのは、課題を抱える子どももしっかりきちんと養育できて当たり前と思われ、また、実親に配慮してか、子どもに関する情報もあまり与えられず、状況が変わって、いきなり措置されるなどのことがあっても、従うだけで、里親の権利というのは置き去りにされがちです。

また、子育ての悩みをどこに相談したらいいのか分からない、それに悩みを相談したら、子どもを措置されているのではないかと思ったら、児童相談所に弱音を吐くこともできないという本音の部分も伺っているところです。

こどもの権利擁護ももちろん大切なんですけれども、こうした孤立しがちな里親の気持ちに寄り添い、里親支援や権利擁護の体制も整えていっていただきたいと要望いたします。

以上です。

○田中（香）委員長　松丸委員。

○松丸委員　私は、209ページの18番の子どもの権利条例制定というところでお聞きしたいと思うんですけれども、令和８年４月に新たに施行された文京区のこどもの権利に関する条例に基づいて、この10月１日から文京区のこども権利擁護相談窓口というのが開設をされましたよね。この運営をするあれに当たっては、東京大学のグローバルナーシングリサーチセンター、いわゆる目白台にあるんですね、ここにお願いというか、ここを使って、その相談業務をやっていくということなので、ここに決まった経緯も含めた、その経緯をちょっと教えていただきたい。

○田中（香）委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　この窓口は、メインは権利擁護相談委員になりますけれども、その相談を整理するコーディネーターというのを新たに設置したところでございます。委託先が東京大学大学院のグローバルナーシングリサーチセンターというところで、看護学を基盤に人々の健康ですとかウェルビーイング、こういったものの向上に取り組む研究機関となっております。区とは、健康ですとかウェルビーイングに関係する連携協定を既に締結しておりまして、具体的な取組としては、暮らしの保健室など、子どもから高齢者までを対象に、地域で密着した取組を実施しております。

このほか、保健師さんですとか、あとは看護師さん、心理職などの専門職がこの団体さんには30人ほど在籍をしておりまして、関係機関に寄り添った対応ですとか、専門的な知見に

基づく助言等がいただけることを見込んで、最も適している団体と判断をして、区と随意契約をさせていただいたところでございます。

○田中（香）委員長　松丸委員。

○松丸委員　分かりました。私の地元、目白台に住んでおりまして、この東京大学のあれも何回か訪れさせていただきましたけれども、これ何か一部、先日の子ども・子育ての委員会とか補正予算の中で、これいわゆる決めるに当たって、随意契約じゃなくて、プロポーザルの入札ですか、にするべきじゃないかという話があったんですけれども、やはり僕は、せっかくこういった東京大学がこういう形で、いろんな、高齢者も含めて子どもの支援ということで取り組んでいる。なおかつ、今、課長が言ったように、専門職のスタッフもかなり充実しているんですよね。

先日の日曜日だったかな、この地元の町会のそういう子どもたちのお祭り、お祭りというか、そういうあれをここでやったんですね。非常に大勢の子どもたち、地域の子どもたちも集まって、非常ににぎやかに開催されて、参加した人たちもそうだし、町会も非常に喜んでいると。

ですから、僕は、何も随意契約ということが問題ではなくて、やっぱり地域の中にある、文京区内の中にあるこういった資源をしっかり活用するということが僕は非常に大事だと思うし、と同時に、やっぱり今言ったように、一定のこういうスタッフもそろっているという部分からいくと、非常に大きな期待も持てるし、せっかくこういう施設ができたわけですから、何も無理無理入札をして、何か競争、競わすとかというんじゃなくて、やっぱりいいものはきちっと文京区としても取り入れていくと、活用していくと。それこそ区内にある資源を生かしていくということは、僕は非常に大事だと思うんですけれども、その辺、選定した所管としてはどういうふうに今、思われるのか。

○田中（香）委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　当初は、こどもの権利擁護委員、弁護士等を含む擁護委員だけで相談窓口を開設する予定ではあったんですが、より子どもの声をしっかり聞いていくには、この最適な団体がおりますので、協定も締結をしておりますので、こういったところにコーディネーターの業務を委託したところでございます。

子どもの権利が侵害されているケースは、虐待ですとかいじめですとかも、まだ当然区内にも多くある状態というふうには聞いておりますので、この権利擁護委員とコーディネーターを含めたこの相談窓口をしっかりＰＲして、子どもの権利をしっかり守っていきたいとい

うふうに考えております。

○田中（香）委員長　松丸委員。

○松丸委員　ぜひ、区の資源をしっかり生かして、今後、前へ進めていっていただきたいと、そういうふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それで……。

○田中（香）委員長　松丸委員、話題が替わりますか。関連、入りたいと……。

○松丸委員　あ、関連。ではどうぞ。

○田中（香）委員長　では、田中としかね委員。

○田中（と）委員　私、委員長だったのでね、その質疑が出たときしゃべれなくて、もうストレスたまっていたわけですわ。で、ちょっと話させていただきますけど、文京区が新たに開設するこどもの権利擁護相談窓口、この業務を東京大学ＧＮＲＣに委託するということに対して、疑問が呈されたということがあったので、いわく看護の専門家に何で子どもの権利擁護を任せるのとか、いわく随意契約で認められたのは何でなんだよみたいなね、そういう話があったわけです。

私は、逆に、そこにこそ今回の委託の重要な意味があると考えているという話がめっちゃしたかったのね、そのときね。想像してほしいんですけど、１人の子どもが本当に意を決して相談窓口にわーっと電話をかけたというと、考えてくださいよ。その子が、自分の置かれた状況はこうなので、僕はこんな困難を抱えているんですよなんて、すらすら言葉にできるわけがないですね。何から話せばいいか全く分からない。もう意を決して電話だけかけてきたって、そういう状況を想像してください。言葉は途切れるでしょうし、ほとんど沈黙だと思いますよ。沈黙が続くんですよ。そうしたときに、まず必要なのは何かということを知っている人がいるのかどうかですよ。それは、専門的な判断を下す弁護士さんとか、権利擁護関係のことを知っているという専門家じゃないんですよ。専門的な判断を下す前に、当事者の声を聞く力、これです。

いわゆる、ナーシングリサーチのナーシングというのは、看護、ケアですよ。あらゆるケアの出発点というのは、意思疎通にあるんですね。医療のキュアじゃなくて、ケアというのは、医師に何させる前に、全部話をするという役割ですから、その意思疎通にあるわけですよ。看護の専門家というのは、言葉による意思疎通が本当に困難な患者とも向き合って、その表情だったり反応だったり、本当にわずかな変化を感じ取りながら、コミュニケーションの可能性を探り続けているという、そういう人たちです。相手の繊細なサインを受け止める

という感受性と、相手が自分の思いを表現できるようにどうやって関わるかという、それは技術なんですね。単なる親切心じゃないです。専門的な実践によって培われる、これケアコンピデンシーというんですね。

子どもの権利擁護において、まず必要なのは、子ども自身の言葉を丁寧に聞くことです。その思いを受け止めることです。権利侵害の有無を専門的に判断して、解決に向けた対応を検討する権利擁護委員、それは必要です。でも、その前に、前段階で子どもの声を受け止めるコーディネーター、この役割というのは、やっぱり両者はそれぞれ異なる専門性、これが求められます。違いますかね。絶対そうだと思うんですよ。

今回の委託を担当するのは、ＧＮＲＣ、グローバルナーシングリサーチセンターの中でも、母子のその心理的支援や家族看護を研究してきた池田真理先生のグループです。看護というと、この専門性というと、病気だったり高齢者への対応だけというふうに何かイメージしますけど、そうじゃないのね。この意思疎通の難しさに向き合うこと、で、当事者の声を聞くこと。ケアの根幹にあるというのは、その専門的な仕事なんですよ。

私は、この専門性を子どもの権利擁護に生かそうとすることに、今回の委託に物すごく意義があると思っていますので、堂々とそう言ってほしいなとまずは思っているのと、もう一個、随意契約。

随意契約についてですけれども、最高裁の判例を引くまでもないですけど、契約の目的を達成するために、特定の技術や経験を持つ相手方を選定することは、それが合理的な場合には、随意契約は当然認められるべき、当たり前の話なんですよ。

したがって、問うべきは、本当に子どもの声を受け止める仕事にどんな専門性が必要なのかということを文京区がどう捉えているか。そして、その専門性を備えた組織をどのような根拠で選定したのかという、それがちゃんと立証できれば何の問題もない。

私は、この２つを具体的に検証、検証というか、堂々と言ってくれればいいと思っています。それが随意契約の妥当性を判断するために、区民にとっても必要だと思いますので、言っていただければと思いますので、別に求めないです。いずれ、ちゃんと言ってくれるでしょうから。委員長として期待しておりますので、よろしくお願いします。

○田中（香）委員長　ありがとうございます。

では、松丸委員。

○松丸委員　よく分かりましたので、しっかりとこの運営をお願いしたいと思います。

続きまして、211ページの24番のヤングケアラー支援推進事業ということで、ヤングケア

ラーの支援充実に向けて、こども家庭庁が新たなプロジェクトチームを７月下旬に発足し、決定した新たな支援プランとして、今後３年間で取り組む施策の方向性を示したと。それによると、特に18歳以降の支援ということが新たに盛り込まれたんですよね。その支援プランの中では、従来の連携分野である福祉・介護・医療・教育に就労を新たに追加したと。若者世代の支援として、大学などへの進学や学業の継続を支える相談体制を充実させるとともに、関係機関と連携を強めて、いわゆる就労支援も行っていくと、こういうふうにこども家庭庁が発表している。

我々公明党も、やっぱり18歳以降の支援というのは非常に大事だと。どうしても、今まで子どものヤングケアラーというのが非常に光が当たっていたんだけれども、むしろ逆に、18歳以降のこういう支援もしっかりやりましょうということなので、文京区としても、いろいろとこのヤングケアラーのあれに関しては、たしか我々も厚生委員会だったかな、視察なんかも行った記憶もありますけれども、そういう意味では、今後どういう体制でこの18歳以降の支援を充実させていくのか、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるのか、そこをちょっとお聞きしたい。

○田中（香）委員長　石橋こども家庭支援センター所長。

○石橋こども家庭支援センター所長　いわゆる、若者ケアラーと言われる方々については、児童から青年期への移行期に就労や進学の継続など、将来に向けた支援を行うことが重要であると認識しております。

青年への移行期においては、要対協を基盤とした支援から重層的支援体制整備事業における支援まで、支援ののり代をしっかりつくりながら、支援が途切れることなく引き継いでいけるように連携してまいります。

一方で、年齢の高い若者については、その行動や活動の範囲が非常に広いということにも考慮しまして、広域の相談機関や民間の支援団体と積極的に連携し、ここも展開されていくように取り組んでおります。

若者ケアラーへの支援、対象年齢の拡大等については、ただいま準備を進めておりますヤングケアラー高校生世代の調査結果等も参考にしながら、今後の取組については、あるいは支援スキームについては、研究を重ねてまいります。

○田中（香）委員長　松丸委員。

○松丸委員　よく分かりました。せっかくこういう形で大きく範囲を広げてやっていくということで、どちらかといえば、今まで教育委員会との連携とか、学校現場のいろんなそういう

聞き取りとかというのが主に中心だったと思うんですけれども、今後、そういう若者の支援という部分において、非常に大事な部分になっているので、この辺も含めて、文京区としても、しっかりとこの充実への向けて取り組んでいっていただきたいということをお願いして、終わります。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　まず、211ページ、ヤングケアラー支援推進事業のところで質問をさせていただきます。

たしか、ヤングケアラーのこの事業は、令和７年に体制を強化して、拡充していました。私もそのとき子ども・子育て委員会だったので、そういった方向性でやりますという報告を受けて、大変心強いというか、楽しみにその事業の展開を期待していたところなんですが、その拡充というところで、実態調査を実施し、それから子どもの相談窓口を充実、子ども向け講演会の開催や動画配信、また、文の京こども月間では、リーフレットを作成し、配布して啓発を努めた。それからあと、体制としては、我々子ども・子育て委員会でも品川区の事例を見てきたんですが、元ヤングケアラーの方に、ヤングケアラーコーディネーターとして一緒に加わっていただいて務めてもらっているという、そういう体制を文京区でも整えたということでした。

で、１年たったわけですけれども、ここで、実態調査で数字のところで主立ったものとか、分かればですね。それからあと、調査から見えてきた実態、どう把握されたか。それから、相談窓口の一つに、学校で使われているタブレットに相談専用の入り口に入っていけるような、アイコンなのかしら、そういったものをたしか設けたはずなんですね。そこでの相談件数、過去に比べて多分増えていると思うんですけれども、その辺の数字、それから相談から見えてきたこと、こういったことをお聞きしたいと思います。

○田中（香）委員長　石橋こども家庭支援センター所長。

○石橋こども家庭支援センター所長　ヤングケアラーの支援については、様々取り組んでおりますけれども、まず実態ですが、今の時点で文京区のヤングケアラーの実態については、正確な見込みを立てにくいものと考えております。昨年度実施しました小学校４年生から中学３年生までのアンケート調査では、可能性がある児童としては、17名の方の情報が寄せられました。また、要対協を通じまして、こ家センに寄せられた情報と合わせ、20数名のお子さんについて、支援を行ったところでございます。

他自治体の調査等が、非常に調査項目等の違いもありまして、また、地域性の違いもあり

まして、結果にばらつきがありますが、おおむね１％前後から５％の幅がございますが、これも参考にしながら、今後、調査を重ねていきたいと思います。

本年度ですけれども、より幅広い世代に向けた啓発と実態把握に取り組む予定でございますので、区内在住の高校生世代の方にアンケート調査を実施する方向で、ただいま準備を進めているところですが、今後は、これらの件数を基点にして、周知啓発を進めながら、推移を注意深く見てまいります。

また、相談窓口ですけれども、委員おっしゃったとおり、区内の小・中学校のお子さんに貸与されておりますタブレットに相談フォームを開設したんですが、非常にこれによってたくさんの相談が寄せられております。それまでは１桁あるいは２桁に入るぐらいの相談件数が、昨年度は52件、うち41件がお子さんからの相談でした。

また、相談の内容は深刻なものから、小さなつぶやきまで、様々な相談が入っておりますけれども、これがお子さんにとっては敷居の低い相談先となっていることを実感しております。

周知啓発でございますが、漫画仕立てのリーフレットを作りまして、区内の全児童・生徒に配布しておりますけれども、これも非常にメディアにも取材をいただきまして、様々な反響をいただいております。区民の方からは、自宅を子どものために使ってほしいなど申出をいただいておりまして、共感の声をいただいております。

コーディネーターがb-labなどを定期的に訪問し、直に届く啓発を様々試みておりますので、今後も権利擁護部門などとコラボした企画など準備を進めているところです。

最後に、体制でございますけれども、視察に行かれた品川区などは、コーディネーター等を委託にて実施している区がございますが、私どもは、福祉事業に精通した、区の福祉職をコーディネーターとして配置しております。元ヤングケアラーのアドバイザーの非常に経験豊かな、また当事者目線で、子ども本人に沿った事業の在り方に一緒に検討を進めておりますし、こ家センケースワーカーと非常に密に一体的に支援を行うことが可能となっておりますので、これが非常に家庭状況の改善につながっているところでございます。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　今、お話を聞いていると、体制として、文京区では委託ではなくて、福祉職員、それとあと元ヤングケアラーの方が一緒になってということで、こ家センとも非常に連携ができている。すごくそこのところはありがたいなというふうに思います。

あと、ちょっと一つ、聞きそびれたんですけれども、タブレットにそういった機能をつけ

たことで、例えば過去の数字、そういった相談の数字と比べて、やっぱり増えているとは思うんですが、その数字ってあるんですか。前はこのぐらいの件数だったけれども、今、タブレットにすることによって、これだけ増えたとかというのがわかったら、その１点もちょっと教えていただけますか。

○田中（香）委員長　石橋こども家庭支援センター所長。

○石橋こども家庭支援センター所長　これまでは、子ども応援サポート室ですね、電話やメール、あるいは訪問、面接等の相談のみでしたので、その場合は、例えば令和５年ですと14件、令和６年度に至っては７件でございました。子ども本人からの御相談はそのうち数件でございましたので、昨年度、このフォームからの相談が41件になりましたのは、大変相談が膨らんだというふうに感じております。

なお、この相談フォーム、ルートが２つございまして、学校の先生にお知らせするルートと、先生に知られずに相談したい場合は、ホームページを御案内するルートなんですけど、私たち、当初の想像は、ホームページから入ってくるかなと思っていたんですが、圧倒的に、41件のうち33件は学校の先生に知らせてほしいという相談の入り口でしたので、お子さんたちが非常に学校の先生を信頼し、頼りにしているというところを改めて感じたところでございます。相談が入った場合には、学校と連携して対応しております。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　そういった窓口の手法を少し変えたことで、より連携を図れるような、そういう体制が見えるようになってきたというのでしょうかね、そのお子さんたちも、学校に知られてもいいという、そもそも電話やメール、面接でやっていた過去の数から、圧倒的に増えている。数が増えることは、ある意味あまりよろしくないということではあるけれども、そういう数が拾えるということは、そういう子たちを支援に結びつけていけるということでもあるので、非常にいい取組の事業を始めたなというふうに高く評価をさせていただきます。

で、ここで、またちょっとさらにお聞きしたいのが、こういったヤングケアラーが生まれる背景には、様々な家庭事情がありますよね。もともと家族のことを思って自らやる子ももちろんいる一方では、高齢の家族の介護が必要だったりとか、それからあと家族に障害や病気があったり、それからあと親が仕事とか病気などの事情で家事が担えてないでいるとか、それからあと幼い兄弟の世話をする大人が不足して自分がやっているとか、それからあと家庭が経済的、社会的に孤立しているという、こういった様々な家庭事情がある中で、こ家センのほうでは、この内容別に関連所管とどういうふうに結びつけているのかなという、その

あたりも教えていただけますでしょうか。

○田中（香）委員長　石橋こども家庭支援センター所長。

○石橋こども家庭支援センター所長　ヤングケアラーの御家族については、家族形態ですとか生活様式、あるいはそういうものは都心部や地方と地域性を非常に反映すると感じております。文京区のヤングケアラーとその家族についても、それを強く感じておりまして、いわゆる国モデルの多世代で、あるいは兄弟が多い大家族というパターンは、割と少ないです。どちらかというと、核家族で、非常に兄弟も少ない中で、その役割を果たしておりますし、生活面はむしろ、一定サービス等を入れながら整っているんだけれども、子どもが子どもらしく、大人に甘えるということがなかなか環境上許されないまま、頑張っているというお子さんが多くいるように思います。

他の自治体では、事業の中に家事支援や学習支援等盛り込んでいるような自治体もあるんですけど、私たちはむしろ、私どもの従前の家庭支援ヘルパーですとか、地域での学習支援等を積極的に活用するようにしております。これによって、子どもと家族が地域やいろんな支援者の見守りの下で安心して暮らしていけるように考えて、そのような支援につなげているところでございます。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　区のほうでも、支援のサポートメニュー、家事サービスだったりとか学習支援、今もおっしゃられた、そういうことも用意されていますが、今、ちょっと御答弁の中で少し見えにくかったんですけれど、どういったケースでのヤングケアラーさんが多いのか。もちろん大家族ではないというところは分かったんですが、どういったところに結びつけるケースが多いのか、そこをもう一点だけ確認させてください。

○田中（香）委員長　石橋こども家庭支援センター所長。

○石橋こども家庭支援センター所長　やっぱり、まずはお子さんの通っている所属のところと連携を取っていきますし、様々な学習支援をやっている地域の居場所ですとか、こども食堂ですとか、あるいは多くの場合は、親御さんが何かしら病気や難病を抱えている方がケースとしては多いものですから、保健師さんと、あるいは障害等のサービスとやり取りしながら支援を図っております。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　はい、分かりました。そうすると、今後、またこの事業をどうさらなる支援へとつなげていくように今考えていらっしゃるのか、その辺のあたり、もしもこの後の展開とい

うのがある程度お決まりならば、そのあたりも教えていただけますか。

○田中（香）委員長　石橋こども家庭支援センター所長。

○石橋こども家庭支援センター所長　まず、家庭環境の調整から、私どものケースワーカーとコーディネーターが共に支援していくんですけれども、この１年やってみて、非常に感じますのは、子どもを置き去りにしない支援ということを大事にしなければいけないなと感じているところです。子ども本人が家族のために支援して暮らすということを当たり前の生活を送っていますので、そこでやっぱり自分が何をしたいか、あるいはそれは家族のためでもある、あるいは子どもが子どもらしい生活を送ることは当たり前のことなんだということをしっかり伝えながら、子どもの気持ちに沿って支援していくということを大事にしていきたいと考えております。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　まとめさせていただきます。ヤングケアラー支援は、単に子どもの家事とか介護の負担を軽減することが目的ではないですよね。一見、子どもだけを対象にした施策のように見えてしまうんですけれども、高齢者福祉、それから障害福祉、介護、医療、子育て支援などをつないで、家族全体を支える施策になっていくのがいいんだというふうに思います。

子どもが家族を大切にする気持ちをやはり尊重しながら、家族の事情によって、自分の人生を諦めることがないようにする。そのために、文京区では、家族全体を支える仕組みという視点で整えていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

（「関連」と言う人あり）

○田中（香）委員長　はい、関連。海津委員。

○海津委員　ヤングケアラーについて、お伺いします。

ヤングケアラーのことは、御存じのとおり、障害のある子の兄弟児が多いわけですよね。そうしたことの中で、その兄弟児が自分の好きなことややりたいことを諦めることなくやっていくということがすごく重要ですよね、当たり前のことですけれども。そこのところで、家族の調整も大事ですけれども、調整のための選択肢が、調整ではなく、初めからちゃんと整えられているということが何よりも重要だと思うですけれども、そもそも今日の午前中で教育センターのところでもそうですけど、例えば障害児のところだと、親が就労を諦めなくちゃいけない、そうするともう５日間あれしたらもう早く帰って来ちゃうよねと。そうすると、親が何かやるためには、兄弟児が見守りをしなくちゃいけないとか送迎とか、生まれていくわけですよね、当然御存じのとおり。それでまた、小学校６年生までしか育成室に行か

れません。そうすると、その後は、もう放デイに任せて、家族任せなんですよね。それも全部がちゃんとあれできるかといったら、そうではないということがあるわけですよ。

そうしたときに、そもそもがヤングケアラーを生まないためというのは、そうしたものを当たり前にきちっとした、障害のある子が育っていく中で、親が普通の、普通って何か分かりませんけど、障害のない子の親たちが、当たり前に子育てと仕事の両立が安心してできるように、兄弟児が、親が大変だからもうここのところちょっと静かにしておこうとか、見守りとかしなくても、それもヤングケアラーの一つですよね、気持ち的に諦めいかなくちゃいけない。

ですから、そうした環境にしないように、整えることが重要だと思うんですけど、ここで１点だけお伺いしたいのが、こ家センとして、そういう整備をしていくために、どんどん教育センターなり、それから学童保育、育成室ですよね、それ以後のことについても、積極的に提案をしていっていただいて、整備していただく覚悟があるかどうか、それだけ１点だけお伺いします。

○田中（香）委員長　石橋こども家庭支援センター所長。

○石橋こども家庭支援センター所長　障害のある方を兄弟に持つ、いわゆる兄弟児について、ヤングケアラーの観点から見守り、必要な支援を行うことは重要であると重く受け止めております。兄弟児であるヤングケアラーを把握した場合には、環境調整も含め、本人の思いや障害のある兄弟や家族への思い、そんなものを尊重しながら、子どもらしい時間や経験を重ねていけるよう丁寧に支援してまいります。

そのためには、お子さんを囲む様々な機関がそれぞれの支援を持ち寄りながら、しっかり支援していくことが大事だと思いますので、本年度、要対協の関係機関向け研修に兄弟児をテーマに研修を開催する予定でございます。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　答えていただいてないんですけど、私は、整えていくのは、学童保育、だから児童課のほうもそうですし、当たり前にそうしたことに対して、こ家センでやっていくかということを申し上げているんですよね。制度として、教育センターのところも足りてないわけですよ。そこのところに、こども家庭センターとして、ヤングケアラーを生まないというところの大事なことを知っていらっしゃるかというところからすると、調整とか何かをあれしていくのではなく、初めから選択肢としてできるように、縦割りではなくて、こ家センが主体となって制度の改善に臨んでいく覚悟はあるかという１点だけをお伺いしています。

○田中（香）委員長　石橋こども家庭支援センター所長。

○石橋こども家庭支援センター所長　先生の御質問にどのようにお答えするか難しいところではございますが、一人一人のお子さんや御家庭の個別ニーズというものをそれぞれの関係機関で共有した場合には、当然サービスの不足分ですとか、あるいはもっと広がりですとか、そんなものを考えるということは、時に当然生じてまいります。そのようなことを、こ家センがというよりは、区の中でそれをどう共有していくかというステップだと思いますので、それは関係機関とも連携を図りながら、課題感としては共有していきたいと思っております。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　要は、でも結果として何も整ってないんですよ、障害のある子の子育てのところ。だから、ヤングケアラーを生んでしまうような状況があるということだけは、はっきりと指摘し、そこを改善、結果が出せるように、こ家センもしっかりと力を尽くしていただけるよう要望して、終りにします。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　もう一つ、10月は里親月間でもありますので、里親制度のところ、社会的擁護推進ですね、211ページのところで質問をさせていただきたいと思います。

以前ですけれども、児童相談所が開設される前のこと、児童相談所運営計画が策定される際に、文京区には児童養護施設などの施設がなく、そのために都内の施設への委託を適切に行うということと、区内においては、里親制度を広げていくことが非常に重要であるというふうに議論されたのを覚えております。

ここでは、昨年度の決算審査ということで確認をさせていただきますが、まず、児童相談所が開設された昨年度においては、里親家庭はどのぐらいの数となっているのかを伺います。数として増えているのかなというふうに期待をするんですけれども、そのあたりをお願いいたします。

○田中（香）委員長　佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長　まず、里親家庭の数とその状況というところでございます。

東京都から開設前に引き継ぎました令和６年度末における里親家庭は、17家庭でございました。今回、児童相談所運営計画のところでもお示しをしておりますが、令和７年度末におきましては、これが20家庭となってございます。年度内での変動はございましたけれども、令和７年度におきましては、新たに里親登録がなされた里親家庭は、４家庭という状況になってございます。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　ありがとうございます。里親登録数が区としても着実に増加しているということが今、確認できました。大変うれしい話です。

決算審査特別委員会でも、ほかの委員会でも、しばしばこの議論されてきているんですが、例えばほかに、里親制度でなければ施設整備という方法もあったり、それから委託というのもあるわけですけれども、こういった、昨今、建築費の度重なる高騰だったり、それからあと、建築に関わる人材の不足などの様々ある影響で、用途を問わず、施設を新たに造るということは非常に厳しい環境になっているというのは明らかだと思うんですね。それでもやっぱり社会的擁護や支援を必要としている子どもたちには、行政がしっかりとサポートをし、地域の理解の下で、着実に施策、社会的擁護を進めていくことが求められていると思います。

その点からも、区における里親制度をさらにより一層前進させていくということが重要だと考えます。そんな簡単なことではないと思いますが。開設初年度の区の里親委託率というのは、率としてどのくらいあったかということもお示しいただけますか。

○田中（香）委員長　佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長　里親の委託率というようなところでございます。昨年度末の時点におきます本区の里親委託率は、13.5％というところでございます。こちらは、こども家庭庁と国の方針でいきますと、学童期以降の里親等委託率の目標というところは、50％以上というところが示されておるところでございますが、令和６年度現在の全国の平均は、26.3％というようなところになってございます。

ただ、ここも特別区におきましても、児童相談所で里親委託率が10％に届かないという児童相談所もあると聞いているところでございますけれども、これは特別区の児童相談所の傾向としましては、里親委託率を算出するときの児童数、言わば母数の規模がもともと都道府県に比べて非常に小さいために、１名の児童が委託されるかされないかというようなところによりまして、委託率そのものの数値が大きく変動しがちであるというような側面がございます。

そのために、委託率についても、しっかりと認識をしながら、本区の里親の登録数を着実に増やしていくこと、そのために区に根ざした里親の広報周知をしっかり行っていくというところが、委員おっしゃっていただきました児童あるいは社会的擁護の継続的なもののところ、社会的養育の推進にとって大変重要であると考えているところでございます。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　今、委託率を聞くと、やはり23区では、そういった人口が多いからなのかな、国の目標が５割、６割という中で、非常に少ないなと思いましたけれども、そういう事情があるということも理解しました。

そういった国のほうでも里親制度というのを推進しております。ですので、方針をしっかりと押さえながら、文京区にふさわしい里親制度の在り方、それからあと、強化の仕方をきちんと進めていっていただきたいというふうに思います。

で、もう一つ、質問なんですけが、里親制度を区としてしっかりと進めていくところを、これまで広域の自治体だった東京都が行っていたときと比較すると、文京区における里親制度の取組として、子どもたちにとってよりよくなった点というのはあるのか、そのあたりも教えてください。

○田中（香）委員長　佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長　里親事業に係る都とのときと区に比べてのところでございますけれども、里親制度としての措置でしたり一時保護委託というようなところそのものが、東京都の児童相談所、あるいは区の児童相談所の都全域の中で一つには調整しながら進めていくというようなところですので、現在においても、都区合同での里親担当者の会議等々で、緊密に情報共有、あるいは里親の皆さんの登録情報等共有しながら、相互活用等でできるようにするというようなところ、取り組んでいるところでございます。

もう一つの、区として里親制度をやっていく際の目に見えてきている部分のよいところというところでいきますと、区の児童相談所としては、里親委託を進めている児童の登校支援というようなところを力を入れてございまして、これは東京都の全域の調整の中ですと、例えば特別区内のお子さんが東京都内の多摩の地区の施設であるとか里親さんに行くというようなことも前提としてはある。もちろん、私ども文京区の児童相談所もそういった御事情でというところはもちろんあるんですが、それが調整がかなう場合には、今の原籍の学校に区の中の里親さんのところから通学ができるというようなところでいきますと、お子さんの環境を大きく変えずに、社会的擁護も進めながらできるというようなところにつきましては、今後とも区としてより丁寧な関わりを、お子さんたちのこの希望を持てるところの推進に向けて、尽力してまいりたいと考えてございます。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　その御努力には本当に感謝いたします。ありがとうございます。

まとめさせていただきます。子どもが慣れ親しんだ学校や地域から離れずに生活できるの

であれば、地域の里親家庭で暮らすことというのは大変望ましい。でも、その一方で、全ての子どもに里親家庭が適しているかといったら、そうではないケースもありますよね。専門的な支援が必要な子どももいるし、集団生活のほうが適している場合もあり、それぞれの事情に応じた受皿が必要なのは、言うまでもありません。

しかし、ある一定数の里親制度の普及は必要で、また、里親になっていただいた家庭が続けられる支援、先ほども出ましたけれども、それも充実させていく必要があると思います。とりわけ共働き世帯の多い都市部では、仕事と養育の両立や緊急時の対応など、そういったところに支援が届くよう、里親制度の拡充を今後ともよろしくお願いいたします。

○田中（香）委員長　続きまして、白石委員。

○白石委員　205ページの幼稚園費のところで、簡単に聞きたいと思います。

私、議員になってから、私は私立幼稚園でしたよという話をしました。もともと区立幼稚園が少なくて、私立幼稚園に入った周りの仲間が多いなというふうに感じています。これが文京区の歴史性なんだろうなという中で、こどもの森をつくって、国のほうでは、今では誰でも通園制度という形で拡充をしてきた中なんですけれども、そうすると、この在り方というのをきちんと構築していかないと、私立の幼稚園の方の運営にも支障を来すというのは、今までもずっと言ってきたことなんですけれども、その中で、区は手厚くやっていただいていることも分かっています。

で、その中で、今後、私立幼稚園が存続するためには、この誰でも通園制度並みの運営をしていかないと、多分選ばれることも難しくなってくる家庭が多くなってくるのかなと思っています。

その一方で、一番最初に言ったように、私立幼稚園にはその歴史性と専門性があって、区立幼稚園とはまた一味違うところもあるというところで、今後、それをどういうふうに維持していくかというのが大きな課題だなというふうに考えていますが、公私協という話合いの場もあって、長い歴史の中でずっと積み上げてきた中で、今現在、公私協と議論していく中で、この誰でも通園制度との付き合い方について、どのような議論がされているのかお聞かせください。

○田中（香）委員長　野苅家幼児保育課長。

○野苅家幼児保育課長　私立幼稚園連合会の皆さんと協議の場が夏ですね、必ず定期的にやりまして、そこで様々御意見をいただいています。そこで、今年度から始まっております誰でも通園制度のことも話題として出ているところです。

現在２園で、私立幼稚園さん、誰通の運用をしていただいていますけれども、本区としては、今年度、誰でも通園制度を始めて、一定ニーズが高まりがあって、実際待機もあるという状況ですので、様々なチャネルを用意するということで、私立幼稚園さんにも御協力をいただきたいという大きい方針はございます。

そこで、財政的なことですとか、人的なことですとか、我々のサポートが必要であれば、当然我々がそこに入っていって、共に運用していくという方向性を持っておりますので、今後、具体性を持って協議する場もあると思いますので、前向きに考えていきたいと思っています。

○田中（香）委員長　白石委員。

○白石委員　分かりました。何しろ本区の場合は積み上げてきた話ですよね。公私協とともに積み上げてきて、子どもたちの教育の場を確保してきたという歴史は、僕はしっかり認識していると思うので、これからもその話合いの中で、しっかりと文の京の子どもたちが区立、私立に関わらず、いい教育が受けられる体制をつくっていただきたいと思います。

○田中（香）委員長　山本副委員長。

○山本副委員長　私、２点で、今、白石委員が触れた私立幼稚園の連合費補助と、あとは、その次のページ、207ページ、児童館維持というところなんですけれども、私は、私立幼稚園出身でございますけれども、そういったことではないんですけれども、今年度は連合会のほうから様々な御意見や御要望を伺っていたと聞いておりますけれども、そういった形で、19年ぶりですかね、支援が拡充したということで、連合会のほうも大変ありがたいということでございます。これは、まだまだ、そうはいっても、子どもがいろんな幼稚園を選べるという流れの中で、いわゆる保護者さんに対する支援が拡充したということでございますが、実は私立幼稚園のほうの運営自体も、結構今、大変な状況になっているところがあるというふうにも聞いております。

そういった中で、今後さらなる支援の拡充をお願いしたいというところでございます。過去には、先輩議員たちは、公私協ということで、共存共栄だということで、文京区の幼稚園はずっと歴史が進んでいるということは存じております。ことも踏まえながら、今回はこの私立幼稚園のところについて、どのような支援が考えられているのかというところだけお聞きしたいと思います。

○田中（香）委員長　野苅家幼児保育課長。

○野苅家幼児保育課長　今、山本副委員長からもお話がありましたけれども、今年度、私立幼

稚園連合会からの御要望も含めて、受けまして、保護者の方に対しての補助金をかなり増額をしているというところです。ちょっと当初予算ベースで御紹介すると、令和７年度と比べまして今年度約１億1,000万円ほど、保護者の方に対しての補助の増額をしているというところです。これを受けて、私立幼稚園の入園が促進されるということを区も期待しているところです。

今後の私立幼稚園の皆さんに対しての支援の方向性でございますけれども、昨今、幼稚園教諭の採用がなかなか困難ですというお話はいただいております。人材確保ということで、これに係る経費ですね、こちらを私立幼稚園連合会補助というというのが既にありますけれども、その補助の対象のメニューの一部に加えてはどうかということが今、議論されています。

また、このほかの園舎や園庭の維持管理に係る経費についても、園児の安全管理に必要な設備ですとか備品の更新も、これに係る経費も含めて合わせて補助の要望をいただいているというところです。

現在、所管課において、この必要性等精査をして検討しておりますので、必要性があれば、ちょうど来年度の当初予算を編成している最中でございますけれども、そこにのせるようなことも踏まえながら、必要に応じて検討していきたいと思っているところでございます。

○田中（香）委員長　山本副委員長。

○山本副委員長　よろしくお願いをいたします。

次に、207ページの児童館維持管理費になるということで、事前に伺っておりますけれども、ちょっと大きな話じゃなくて申し訳ないんですけれども、柳町小学校に併設している児童館についてなんですけれども、あるスポーツ団体の利用者が、新しくできた柳町の体育館を利用していているときに、目の前に駐輪場があるんですけれども、そこの駐輪場が赤い三角コーンが立てられて使えない、使用不可ということで、それはなぜかというと、児童館専用の駐輪場だということで、使用不可というふうになっておりまして、日曜日とか祝日に、あとは夜とかに利用するスポーツ団体なものですから、そこの宿直というか、学校の庶務の方にお願いをしたところ、どうしても駄目だということで、皆さんは学校の柳町の近くのすーパーや、あ、スーパーとか云っちゃっていいのかな、近くに自転車を止めるということになってしまって、大変利用に関して不便をされているということでございます。私も現地を確認しましたが、これはきれいでね、できたばかりで、汚れちゃうのかなということなのかなとも思ったりしたんですけれども、ぜひ、その辺は臨機応変に、優しい対応をしてもらい

たいなというふうに思っているんですが、これは要望なんですけど、いかがなものかということで、お聞きをさせていただきたい。

○田中（香）委員長　大塚児童課長。

○大塚児童課長　現在、柳町小学校の３期工事が終わるまで、児童館用には15台駐輪できるスペースがございます。一方、置場所が現在の育成室登室ルートでもありますので、安全確保のために、平日でも自転車で来館することにつきましては、児童を含めた児童館利用、それから育成室の保護者の送迎においても、見合わせていただくよう今、お願いしているところになります。校門ができれば、今の仮校門が閉鎖されまして、40台自転車が止まれる想定になっているところです。

現段階では、自転車置場の施錠がない状態になっておりますので、日曜や夜間では、誰でも入れる自転車置場に、施設管理者が不在な状態で、別の利用者による専有や放置等の対応に、現場の指導員が業務の負荷に当たってしまうことも考えられることがあるので、今現在ではお断りをさせていただいているところになります。

今後の工事で、学校側に自転車置場が用意されることも聞いているところではありますし、児童館側の自転車置場も施錠ができるタイプに変わる予定になっておりますので、体制が整い次第、学校、施設利用者の御意見について、もしいただいたときにつきましては検討してまいりたいなと思います。

○田中（香）委員長　山本副委員長。

○山本副委員長　分かりました。であれば、どなたか人が立って、利用者が立って、見張って、ちょっと今日は一般の方は利用できませんよということはしてもいいですか。

○田中（香）委員長　大塚児童課長。

○大塚児童課長　児童館につきましては、児童館の館長のほうとちょっと調整させていただければなというふうに思いますので、今、ここではちょっとお答えはできないというところになります。

○田中（香）委員長　山本副委員長。

○山本副委員長　そうしましたら、その３期工事で40台確保できるというのは、予定では何月何日頃できるんでしょうか。

○田中（香）委員長　大塚児童課長。

○大塚児童課長　予定では、再来年の冬ですね、令和９年の冬にできる。というのは、校庭の整備が終わればできるという話は聞いているところです。

○田中（香）委員長　山本副委員長。

○山本副委員長　結構、先なものですから、スポーツ団体利用、優先利用、登録団体等の問題にもなるんですけれども、そこで抽選で取られている団体なんですけれども、あっちこっち転々としながら自分たちの練習場を確保するということで、インターネットで毎月登録して、抽選で外れた、当たった、こっちなら空いている、ではこっちに来月は行こう、来週はこっちだと、文京区内を回っているんですよね。なので、ちょっと何か配慮してもらいたいなというふうに思いますので、一つ御対応を、優しい対応をよろしくお願いいたします。

以上です。

○田中（香）委員長　以上で、５款民生費の４項児童福祉費から６項国民年金費までの質疑を終了させていただきます。

理事者の移動がございますので、少々お待ちください。

その間に、216ページから235ページまでの部分で御質疑のある方の挙手を求めたいと思います。衛生費の部分でございます。挙手をお願いします。

前ののぐち委員から、のぐち委員、田中としかね委員、で、後ろに行きますね。

のぐち委員、御準備をお願いいたします。

それでは続きまして、６款衛生費の質疑に入ります。

のぐち委員。

○のぐち委員　私は、227ページ、乳がん検診についてお伺いをいたします。

今年６月５日の参議院予算委員会で、自民党の生稲晃子参議院議員が質問に立ちまして、乳がん検診における高濃度乳房の受診者への通知義務化を求めました。厚生労働省は今までは認めていなかったんですけれども、当時の６月５日の部会質問では、厚生労働省の健康衛生局長が答弁し、2027年春、令和９年の春から対策型乳がん検診を受ける女性たちへの高濃度乳房の通知を開始する予定であるというふうに答弁をしました。

高濃度乳房は、皆さん御存じのとおり、マンモグラフィの中で、非常に白く映ってしまう乳房の方は乳がんが分かりにくいケースが出ていて、生稲議員自身も御自身が乳がんの告知を受けたときに、実は高濃度乳房であったことをそのときに知ったんですね。自分が、がんが分かりにくい体質だということは知らなかったというふうにおっしゃっていて、であれば、受診者の方全員に、あなたはちょっと乳がんが見つかりにくい高濃度乳房であるから、気をつけてくださいねという通知をしてくださいというふうにいたしました。

来年度の春ですから、４月かと思われるんですけれども、厚労省から通知があるかと思い

ますけれども、文京区のほうとしては、通知があったのかどうかと、それに対して対応をどのようにされるのか、教えてください。

○田中（香）委員長　増田健康推進課長。

○増田健康推進課長　今、お話しいただきました、乳房構成の追加の件につきましては、国から10月のちょうど７日、つい最近なんですけれども、がん検診実施のための指針が改正をされまして、おっしゃるとおり来年度から検診結果の通知事項に乳房構成が追加をされます。

ただ、事務等の詳細は今後示される予定でございますので、その通知のタイミングにもよりますけれども、区といたしましても、やはり国のほうで指針が改正ということもございますので、可能な限り来年度から対応できるよう準備を進めていきたいと考えております。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　はい、ありがとうございます。対応されることについては、検査のほうでこれからやられるかと思うんですけれども、実際に、生稲議員がおっしゃっていたのも含めてなんですけれども、高濃度乳房はどういうものであるかというのは、パートナーや御家族の方も含めて、御自身のみならず、ほかの方にも分かるように通知をしていただきたいと。これは文京区としてお願いなんですけれども、していただきたいというふうに思っています。御自身が軽く済ませても、御家族の方がやっぱりこれだったらもう一回、問題がなくてもマンモグラフィ等を受けたほうがいいとか、超音波をやったほうがいいというふうに、促すことによって、きっかけで、乳がん検診によって早期発見につながるようにしていただきたいというふうに思っています。

また、データ上、日本人女性は比較的統計上は高濃度乳房が多いというふうにされていますので、そういった通知の工夫についても、これからどのようにされるのかは、またその都度で御報告あるかもしれないんですけれども、分かりやすい啓蒙に努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○田中（香）委員長　以上ですか。はい。

続きまして、田中としかね委員。

○田中（と）委員　219ページになりますかね、災害時の医療救護活動について、お尋ねいたします。

この令和７年度の決算においては、災害時の医療救護活動に1,776万円余が支出されています。主要施策の成果によると、緊急医療救護所の物品整備と、避難所、医療救護所の医療資機材、あるいは医薬品の更新、そして医師会、歯科医師会、薬剤師会を対象としたトリア

ージ研修、災害医療運営連絡会の開催などが報告されております。いずれも、必要な取組です。

これで、一体何を整備したかという実績が出たわけですよ、取りあえずね。その結果として、文京区の災害時医療救護体制がどこまで実際に機能するものとなったのかということがここで、決算の場ですから、問われなければならないわけですよね。

かれこれもう10年以上前になりますけれども、私、代表質問等々で、文京区には５つの災害拠点病院が存在するということを取り上げまして、当然これらの病院というのは、文京区民だけを診察するものじゃありませんからね。で、広域的な医療需要を担う病院であり、大規模災害時には、それこそ区内外から多数の傷病者が集中するということが予想されますよと。そこで、とりわけ重要になるのが、重傷者であったり、中等傷者であったり、軽傷者というのを適切に振り分けて、限られた医療資源を有効に活用するために、緊急医療救護所の設置とトリアージ体制の整備が必須になりますよねというふうな話を十数年前していたわけですよ。当時は、まだ緊急医療救護所の設置がなされていませんでしたからね。

で、あれから十数年、区は、この医療機関との連携協定もそうですし、緊急医療救護所の整備を進めてきてくれました。令和７年度も物品整備とか検証を実施しています。そこで、まず確認したいと思うのですが、この令和７年度末の時点で、区内に緊急医療救護所がちゃんとどれぐらい確保されて、そのうち発災直後に実際に開設運営できる体制が整っているのはどこで、令和７年度に整備した物品がどの救護所のどのような機能を強化するためのものだったとかいうことを、ちゃんと示していただきたいと。

で、協定の結果、物品の配備、実際の、いわゆる開設能力ですね、協定はしたけれども、本当にできるのかということもまだ確認できない。それをちゃんと確認した、開設能力を区別して、できれば具体的にお答えいただければ幸いです。

○田中（香）委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　今、委員御指摘いただきましたとおり、文京区の場合は、緊急医療救護所について、なかなかちょっと進んでこなかったというところがございます。令和７年度末の時点で、緊急医療救護所として稼働のめどが立っているのは、１か所になります。順天堂さんが令和７年度で１か所です。

ちょうど令和７年度末の段階で、緊急医療救護所の協定を結んだのが、科学大学さんになります。今、科学大さんとは備品のところも含めて、来年度以降、稼働するような形で準備を進めさせていただいてございます。

現時点で、文京区としては、めどが立ったのは２か所になります。残りの３か所については、今後、また協議を重ねていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、令和７年度につきまして、備品として整備をしたのは、順天堂医院さんのところの、我々も実際順天堂さんの避難訓練のほうに行かせていただいて、順天堂さんの状況を見て、順天堂さんと何が区として整備をしたほうがいいのかというのは、随分協議を重ねてきました。その中で、やっぱり一番言われたのが、灯が欲しいということなんですね。今、順天堂さんについては、バルーン投光器を、要は発電機を使いながらやっているという状況だったんです。実際それをやってみると、やっぱり音がうるさいのと臭いがかなり臭うというところもあって、今回、区のほうで整備したものにつきましては、ＬＥＤ型の充電式の投光器になります。こちらにつきましては、年に２回ほど充電すると、年間普通にちゃんと使えますというものと、まず軽いということ、どこにでも持ち運びができる。光量は十分ありますし、なおかつ安全性が非常に高いと。燃料を燃やしたりすることがありませんので、そういった形で、ＬＥＤ型の投光器を３台整備した。

あわせて、緊急医療救護所なので、様々なシステムとの連携が一定程度想定されましたので、事務用のパソコンというか、そういったものを連絡ツールとして整理したものでございます。

これを使いまして、今年度も順天堂さんのほうで緊急医療救護所の訓練をやりますので、我々もそこに参加する形でやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○田中（香）委員長　田中としかね委員。

○田中（と）委員　ありがとうございます。そうか、灯ですね。24時間体制だというふうに考えれば、当然、それをガソリンみたいな臭いのするやつぶんぶん回したら、それは大変ですわな。なるほど、実際にやってみないとやっぱり分からないんですよね。

で、今、課長おっしゃったように、パソコンを使って、そういうシステムとの連携みたいな形でお話しいただきましたけど、いわゆる災害時の医療を支える情報の仕組みですね。実はこれ大きく変化というか、進化しています。もともとその出発点の一つというのは、例の阪神大震災ですよ。あれがあって、私も経験しましたし、代表質問でも伝えましたけれども、病院自体が被災してしまって、どこで診療できるかという、その情報がそれぞれのお互いの病院で全く分からない。で、どこに患者を受け入れられる余地があるのかというのが分からなかった。これで、うちは空いているよとかというのが誰にも伝えられないという状況が本当にあったということがあって、それを情報共有だ、一番大事だ、情報を十分共有できない

と、その痛烈の反省から、翌年、いわゆる広域災害緊急医療情報システム、ＥＭＩＳと呼ばれているものですね、これの運用が始まったわけですよ。

で、またその後の災害がありまして、別の課題もやっぱり浮かび上がってきたわけで、とりわけ平成28年の熊本地震で、避難所でのいわゆる健康管理がクローズアップされたわけですよね。保健・医療・福祉の連携というのが重要な課題となってきました。病院の状況が分かったとしても、避難所に何人生活していて、どのような健康上の問題を抱えているのかが分からなければ、そもそも継続的な必要な支援というのは適切に届けることはできないということが分かったわけですね。

こうした課題を背景にして、保健・医療・福祉の情報を横断的に集約するＤ24Ｈですかね、災害時の保健・医療・福祉活動支援システムという、言わばオールインワンのシステムの開発が進んできたわけで、これ令和６年度から国による運用が始まりました。さらに、能登半島地震の経験も踏まえて、現在もその機能の充実が進められております。

つまり、災害医療の情報基盤というのがいわゆる病院という単独の病院でどれだけ診療できるかという情報だけじゃなくて、地域のどこにどんな支援が必要かという、その全体、面での情報集約という、それを把握する仕組みにどんどん広がってきているわけですよね。

そうすると、これ文京区は、令和７年度の１月の庁議資料を確認させてもらいましたけど、ＥＭＩＳを活用した医療情報の収集を計画するというふうになっています。一方で、医療救護活動の従事する専門職の不足とか情報入力に必要な通信環境の確保を課題というふうにして挙げていらっしゃいました。

そうだ、やらなきゃというふうになったんですけど、その後すぐまた国は、災害医療情報基盤が大きく進展していることもあるわけですよ。令和７年３月には、新しいＥＭＩＳが稼働し始めて、さらに令和８年の３月には、保健所がＤ24ＨやＥＭＩＳを活用して保健・医療・福祉の支援活動を調整することが、その国の通知で明確に示されたわけですよね。大変ですよね。

そこで、伺うんですけど、この令和７年度において、文京区役所と保健所ね、文京保健所は、この新ＥＭＩＳへの対応と、Ｄ24Ｈの導入に向けて、具体的にどんな準備を行っていったのでしょうかということ。考えるだけで、アカウントの取得をまずしなきゃいけないし、さあ新しいシステムだ、で職員研修しなければいけないし、東京都の連携、当然取らなきゃいけないですが、これはもう部長がいらっしゃる多分大丈夫と思うんですけど、実際の操作訓練みたいなこともしなきゃいけないじゃないですか、その辺、お示しいただければ安心し

ます。

○田中（香）委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　新ＥＭＩＳにつきましては、この春、具体的には国からもいろいろ通知がありまして、基本的には、今までのＥＭＩＳは、区の避難所だとかそういったところの情報も入っていたんですけど、そこについては、D24Hのほうに移させてくださいと。新ＥＭＩＳについては、病院と有床診療所と、あとＤＭＡＴさんとか、そういった医療的なものに特化する形となってございます。

逆に、D24Hにつきましては、新しくつくったところもあるんですが、例えば福祉のいろんなシステムも、別途今、スタンドアローンで稼働しているものも、共通のフォーマットとしてのっかれるよという形になっていて、なおかつ、ＥＭＩＳのほうも、D24Hを見れば確認ができると、そういった意味では、オールインワンになっています。

昨今、今ちょっと、D24Hのどんな進捗状況なのかというのも、課のほうで確認させていただきました。一応、つくり方としては、まず避難所、昔、旧ＥＭＩＳに入っていて避難所の基礎データは、そこにも新しいシステムの中に移行されていました。

で、今後、区が求められているのは、では発災したときの状況をどうやって入力するのかというところになります。新しいシステムについて、前のＥＭＩＳはどっちかというと、パソコンでオンラインでというようなイメージでやっていたそうなんですけれども、今回については、例えばスマートフォンだとかタブレットを使って入力できるような形にはなっているといったところでございます。

区といたしましては、当然ながら、そのシステムがないと全体が見れないといったところがございますので、先ほど順天堂さんのほうでも話をしましたけれども、そういった対応できるようなツールを当然ながら準備していくというところが一つあります。

一方で、D24Hのほうについては、基本的には保健所の意思決定の支援システムと位置づけられているんですけれども、実は1,740自治体ある中で、保健所を運営しているのは110ぐらいしかないんですね。ほかは、ほとんど都道府県が保健所をやっていて、恐らく国のシステムは、そこを念頭に置いてつくったシステムだと思うんです。なので、では23区においてそれぞれの区の保健所がそれを使って勝手に判断は恐らくできないと思うので、そこのところは、東京都とちょっと協議をする必要があるかなというふうに考えているところではございます。

○田中（香）委員長　田中としかね委員。

○田中（と）委員　それはそうだわ。でも、それは部長いらっしゃるからね、去年も聞いたけれども、東京都の連携はお任せくださいという話でしたので、安心していますけれども、だから、もっと踏み込んで聞こうかと思ったんだけど、要は、だから、この災害時医療体制における区の責任みたいなところね、どう取るかみたいなことになってくると、本当にできることとできないこと、やらなきゃいけないことというのがもう自治体によって違う。それを文京区はちゃんと把握した上で述べなければ、もう何か絵空事になってしまうからね。

その辺大変なんですけど、実際その災害拠点病院というのも東京都が指定するわけですし、さっきから出ている医療情報システムというのは、国が整備しているわけですので、でも、地域の医療需要を把握して、救護所を開設して、医療関係団体と協力して、傷病者を適切な医療につなぐのは、これはもう文京区の仕事という、そこは譲れないというか、せざるを得ないというか、当たり前の話なんですけど、その災害時の医療救護体制について、これまでの整備の成果というのは評価すると同時に、本当にこれ次から次へと次の段階みたいなことを求められるし、現時点でできること、次やらなきゃいけないことというのが次々更新されていっています。

今までは、私もずっと聞いていたのは、何か所の救護所を整備しましたかみたいな聞き方をしていましたけど、この考え方はもう改めなきゃいけないというふうにも思っています。どういうことかというと、もうトータルでどれだけの医療救護能力を確保できたのかという、そういう考え方にしないと、１か所増やしましたとかという、もうそういう時代じゃないんだろうとも思います。言われるわけですよ、増やしたほうがいいんじゃないかという意見を持っている人も多いですから、それを１か所増やしたところでという、そこをちゃんと整理して、いや、どれだけ文京区としての医療救護能力という形で、トータルで考えるべきですというふうに堂々と言っていいと思いますのでね。

で、改めて伺うんですけど、そうすると、文京区として、災害想定、出ていますよね、文京区のやつ。に基づく、医療需要がどれだけになると。現実に確保できる医療救護能力というのをカウントして、それを照合して、ではこれだけ不足しているという論理の立て方でいいと思うんですよ。

そうした上で、救護所の配置、人員体制、情報連携というのを一体的に見直すべきだというふうに多分考え方、そういうふうにしなきゃいけないと思うんですけれども、どうでしょう。

○田中（香）委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　今まで、何か所という話は確かにあったんですけれども、一方で、やっぱり医師会からも実際今の体制が維持できるのかという問題提起もいただいてございますので、現在、ちょっとした部会を設置して、医師会、歯科医師会、薬剤師会と一緒に、どういった体制がそもそも実態として組めるのかというところをまず検討したいというふうに始めているところでございます。

まず、例えば緊急医療救護所に関して言うと、ちょっと文京区の東側に集まっているということで、もう全部、それこそ駒込病院から始まって、ずっと東側なので、どちらかというと、区民も半分まで来ないんじゃないかというぐらいの地理的な状況にありますので、そこはそことして考えた上で、なおかつ、先ほど申し上げたとおり、文京区の中の医療の例えば調整とか、医薬の調整というのは、D24Hを使えば、文京区の中、簡単に把握できるので、それを使って、災害医療コーディネーター、保健所長、あるいは今ですと、あと薬事コーディネーターも、薬剤師さんのほうにお願いするという形になっていますので、その方たちと連携をしながら、調整をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、避難想定が昔と比べると大分軽くなっているというか、被害が小さくなっているというところもございますので、そこの中では確実に文京区で対応できるような形で整備をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○田中（香）委員長　田中委員。

○田中（と）委員　実際、本当に現状の体制、これに対する評価というのをきちっと行った上で、ではもうできること、今後、何を優先して強化するかということを、限られた資源の中でやれるということをしっかりと踏まえて進めていっていただければと思います。

以上です。

○田中（香）委員長　豪一委員。

○豪一委員　それでは、私は、あと５分なので、切りのよさそうな感じのところで、221ページの５番、建築物等衛生監視で、１番の受水槽等給水施設調査及び指導について、伺いたいと思います。

これ現場調査指導が26件ということですけれども、簡単にその概要を教えていただきたいんですけれども。

○田中（香）委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　受水槽につきましては、一定規模の受水槽については、区に届けていただく形になってございます。また、それ以下のものについては、届出義務ないんですけれど

も、区に届けていただいたものについては、区のほうからちゃんと検査をしていただくような通知を出していますし、逆にそれに問題がある場合、例えば民間の方、検査をやっていただいて、そこに来た通知に問題があれば、こちらからアプローチをかけさせていただいて、受水槽の衛生の関係に関しての指導をさせていただいているといったスキームになってございます。

○田中（香）委員長　豪一委員。

○豪一委員　ありがとうございます。現在、まだ高架水槽を使っている区内の建築物というのは、どれぐらいあるのかな。今、大体、高架水槽というのは、水圧もあまり強くないということで、加圧ポンプにもう変わっているところが大分増えていると思うんですけれども、今現在でまだどれぐらい高架水槽を使って直接水を落としているような建物が多いのか、分かれば教えてください。

○田中（香）委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　現在、全ての受水槽について、区のほうでは、申し訳ございません、把握はしてございません。議員おっしゃるとおり、やはりもう水圧が大分強くなっていますので、直結でやられている施設が非常に多いのかなと思ってございますけれども、現状、文京区の中で高架水槽どのぐらい設置されているかというのは、申し訳ございません、ちょっと把握はしてないところでございます。

○田中（香）委員長　豪一委員。

○豪一委員　ありがとうございます。ちょっとあまり根回しなしに、いろいろ質問しちゃいけなかったんだけど、今、高架水槽がついているところは、結構、個人的なビルの所有が多くて、本来は年に１回水質検査をしないと、あと、タンクの清掃とかしないといけないのを、結構怠っている所有者さん、意外に多いんですよ。文京区の衛生を管理する立場として、ぜひ、高架水槽、今、残っているところの水質検査をしたときに、検査一覧表が出るわけですから、できれば集計していただいて、行政からも毎年高架水槽を取り付けている建物の所有者にフォローアップできるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　現在、区のほうで把握している受水槽、高架水槽も含めてなんですけど、受水槽については、当然こちらとしては、年に１回検査をしてくださいということで通知を出してございます。それで、仕組みとしては、検査をした結果が委託業者から区に送られてくるんですね。その送られてくる中で、本来、区としては、ここに受水槽があると把握して

いる中で、２年送られてこない施設については、こちらのほうから再度通知を出させていただいて、ちゃんと検査をして、場合によっては清掃してくださいということの通知は出しているといったところでございます。

○田中（香）委員長　豪一委員。

○豪一委員　どうもありがとうございます。非常に生活衛生も幅が広いので、大変な取組だと思いますが、飲食店をやっているテナントで入っているようなところは、保健所に提出する情報ですね、毎年検査をしてないといけないので、その所有者を意識して、水質検査もしっかりやっているところが多いんですけれども、住居、居住用の場合なんかは、結構そういうのを見落としがちなので、機会があれば、区内のまだ高架水槽をつけているところ、リサーチしていただいて、定期的にダイレクトに水質の安全の確保を促すようにお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○田中（香）委員長　これで質問を終わりますか。

○豪一委員　まだまだ……。

○田中（香）委員長　まだありますね。切りがいいので、今日はここまでにしたいと思います。先ほどの副委員長の発言の中に一部不適切な発言があったと思われますので、後ほど発言内容を確認の上、必要に応じて委員会記録から削除したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○田中（香）委員長　はい、よろしいということで、よろしくお願いします。

週明け19日の10時からまた再開いたしますが、豪一議員の後は、高山委員、上田委員、石沢委員、山本副委員長と続きます。

それでは、本日の審査は終了いたします。お疲れさまでした。

午後　　４時５９分　閉会